

# 第4期 横浜市子ども・子育て会議

## 第4回 子育て部会

日時：令和元年9月3日（火）

午後6時～8時30分

場所：神奈川県中小企業センタービル

14階多目的ホール

### 議事次第

#### 1 開会

#### 2 報告事項

#### 3 議題

- (1) 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）について
- (2) その他

#### 4 閉会

#### 〔配付資料〕

- |     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 資料1 | 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 委員名簿      |
| 資料2 | 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 事務局名簿     |
| 資料3 | 横浜市子ども・子育て会議条例              |
| 資料4 | 横浜市子ども・子育て会議運営要綱            |
| 資料5 | 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）の概要 |
| 資料6 | 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）    |

報告 子ども・子育て会議子育て部会（7月4日開催）の会議資料の訂正について

## 横浜市子ども・子育て会議 委員名簿【平成30年11月～令和2年10月】

## ＜子育て部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員
1	小田原短期大学 学長	◎ 吉田 眞理
2	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	○ 川越 理香
3	横浜商工会議所 女性会 副会長	後藤 美砂子
4	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会	佐藤 慎一郎
5	市民委員	難波 裕子
6	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	八木澤 恵奈
7	横浜地域連合 副議長	柳井 健一
8	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人	山田 美智子
9	神奈川県小児保健協会 会長	臨 後藤 彰子

◎：部会長  
 ○：職務代理者  
 臨：臨時委員

## 横浜市子ども・子育て会議 子育て部会事務局名簿

こども青少年局

令和元年9月3日現在

区分	所 属	氏 名
部 長	こども青少年局副局長(総務部長)	出 口 洋 一
	こども青少年局医務担当部長	岩 田 眞 美
	子育て支援部長	吉 川 直 友
	こども福祉保健部長	細 野 博 嗣
課 長	企画調整課長	谷 口 千 尋
	子育て支援課長	田 口 香 苗
	保育・教育運営課運営指導等担当課長	柿 沼 千 尋
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長	秋 野 奈 緒 子
	こども家庭課児童施設担当課長	安 藤 敦 久
	こども家庭課親子保健担当課長	丹 野 久 美
	障害児福祉保健課長	内 田 太 郎
	中央児童相談所支援課長	畑 岡 真 紀
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	深 海 淳 一 郎
係 長	企画調整課企画調整係長	三 堀 浩 平
	企画調整課担当係長	田 邊 保
	子育て支援課子育て支援係長	前 川 周
	子育て支援課担当係長	矢 原 亜 紀
	子育て支援課担当係長	佐々木 誠 幸
	保育・教育運営課指導等担当係長	鈴 木 順 弘
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当係長	森 兼 亜 紀 子
	こども家庭課整備担当係長	藤 田 健 一
	こども家庭課親子保健係長	谷 川 み ち る
	こども家庭課担当係長	中 島 千 里
	障害児福祉保健課担当係長	土 屋 友 美
	障害児福祉保健課担当係長	柄 洋 平
	中央児童相談所支援課家庭支援担当係長	淺 野 信

## 事務担当

こども家庭課長	武 居 秀 顕
こども家庭課担当係長	藤 浪 博 子

## 横浜市子ども・子育て会議条例

## (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
  - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
  - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

## (組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

## (臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

## (委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第 6 条第 3 項の規定は部会長の職務について、前条(第 1 項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則 (平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成 27 年 2 月条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）  
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第1 4 2号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

# 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画 素案(案)の概要

(子育て部会用)

1

## 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案) 全体構成

### 【総論部分】

#### 第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1. 趣旨・位置づけ
2. 計画の期間
3. 計画の対象
4. 本市における他計画との関係

#### 第2章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況

1. 人口や少子化の状況
2. 家庭の状況
3. 地域・社会の状況
4. 第1期計画の振り返り

#### 第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1. 目指すべき姿
2. 計画推進のための基本的な視点

### 【各論部分】

#### 第4章 施策体系と事業・取組

1. 施策分野・基本施策とその関係性
2. 施策体系図
3. 指標一覧
4. 各施策における現状と課題及び今後の方向性

#### 第5章 量の見込み、確保方策

1. 保育・教育に関する施設・事業
2. 地域子ども・子育て支援事業

#### 第6章 計画の推進体制等について

1. 計画の点検・評価
2. 様々な主体による計画の推進
3. 人材の確保・育成の推進
4. 情報発信や情報提供の推進

2



## 第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

### 1 計画の趣旨・位置づけ

- 子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、本市の子ども・青少年施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な支援を推進

#### <本計画への記載事項>

- ◆ 各年度の保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策（提供区域、提供体制の確保内容及び実施時期）、認定こども園の推進等
- ◆ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援（児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等）
- ◆ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（ワーク・ライフ・バランスの推進）

#### 「子ども・子育て支援法」に基づく事項

- ◆ 地域における子育ての支援
- ◆ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ◆ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ◆ 子育てを支援する生活環境の整備
- ◆ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
- ◆ 子どもの安全の確保

#### 「次世代育成支援対策推進法」に基づく事項

3

## 第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

### 2 計画の期間

- 令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間

### 3 計画の対象

- 生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭。ただし、若者の自立支援については39歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行う。

### 4 本市における他計画との関係

- 基本構想や中期4か年計画をはじめ、子ども・青少年施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、子ども・青少年や子育て家庭への支援を総合的に推進。

4

## <関連する主なビジョン・計画>



5

## 第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

### 1 人口や少子化の状況

#### (1) 出生数、合計特殊出生率の推移

- 出生数は減少傾向で、2016年には3万人を割り、2017年時点で約2.8万人。
- 合計特殊出生率は2005年以降上昇傾向に転じ、2015年には1.37となったが、その後低下し、2017年時点で1.32。全国の合計特殊出生率(2017年:1.43)と比較すると、低い水準で推移。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものだが、少子化は、地域や社会の担い手の減少、現役世代の負担増加などに加え、異年齢の子ども同士の交流の機会の減少などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響も指摘。

### 2 家庭の状況

#### (1) 世帯状況の変化

- 6歳未満親族のいる世帯数は、2000年に15.2万世帯(11.2%)だったところ、2015年には約14.4万世帯(8.8%)となるなど、子どもがいる世帯が減少。約95%が核家族となるなど、三世帯同居の減少、家族の規模が縮小。

#### (2) 就労状況の変化

- 30~34歳の女性の労働力率は、平成7年には45.3%から平成27年には70.9%。20年間で約25ポイント上昇し、M字型カーブの底は浅くなっている。
- 「利用ニーズ把握のための調査(平成30年度)」では、フルタイムで就労している共働き世帯の割合が上昇傾向にあり、平成30年度では40.0%。
- 現在未就労の母親について、就労したいと回答した割合は73.5%。希望する就労形態は、「パートタイム、アルバイト等(フルタイム以外)」が68.5%となっており、多様な働き方に対するニーズがある。

#### (3) 子育ての不安感・負担感

- ニーズ調査によると、子育ての満足度は過去10年間で上昇傾向。一方、特に、「妊娠中」や「出産後、半年くらいの間」において、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」がある人の割合は増加。
- 仕事や学校のある日は「家事・育児」に費やす時間が、男性より女性が約5倍多くなっているなど、女性の就労が増加する中において、男性の家事・育児時間に費やす時間は短くなっている。

6

## 第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

### 3 地域・社会の状況

#### (1) 地域のつながりの希薄化

- 「横浜市民意識調査」によると、比較的親密な付き合い方をしている人の割合は2018年には10%を下回る。また、「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」と感じる人が73.6%となっている。
- ニーズ調査では、比較的親密な付き合い方をしているの方が子育ての満足度が高いという結果となっており、安心した子育て環境をつくる上でも、地域のつながりづくりは重要な視点となっている。

#### (2) 情報化社会の進展

- 内閣府の調査によると、インターネットを利用している割合は、小学生で85.6%、中学生で95.1%。そのうち、スマートフォンを使っている割合は、小学生では40.7%、中学生では65.8%。インターネットの危険性について説明を受けたり学んだりしたことがあると回答した割合は、小学生は77.2%、中学生は92.9%。
- インターネット利用の早期化と合わせ、SNSなどによるトラブル、長時間の利用による生活習慣の乱れ、犯罪被害など様々な問題が指摘。

#### (3) 国際化の状況と多文化共生

- 外国人人口は2019年には10万人を超えるなど増加傾向。2018年の出入国管理法の改正により外国人材の更なる受入が推進される中、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要。

#### (4) 困難を抱える子ども・青少年の状況

- 成長の過程での不登校、いじめ、暴力、虐待、自傷行為、自殺企図等、さらには若年層でのひきこもり、無業状態などの状況も見られ、また、子どもの貧困率の問題も指摘。
- 困難を抱える子ども・青少年の養育環境における課題の背景には、経済的困窮、多様な家庭形態、障害・疾病、社会的孤立など様々な状況が複雑に絡み合っている。また、親の抱える課題が一因となり、困難な状況が親から子へ引き継がれる「世代間連鎖」が存在することも示唆。

7

## 第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

### 1 目指すべき姿

**未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち『よこはま』**

- ◆ 子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。彼らは、やがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、さらに次の世代につながっていく。こうした連綿と続く営みにより横浜の未来は創られます。
- ◆ 子ども・青少年の成長と子育てを支援することは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。
- ◆ 横浜で生まれた子どもたちが、地域の関わりの中で豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

### 2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の6つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進。

「子ども・青少年にとって」  
の視点での支援

全ての子ども・青少年の  
支援

それぞれの成長段階に応じ、  
育ちの連続性を大切にする  
一貫した支援

子どもの内在する力を  
引き出す支援

家庭の子育て力を  
高めるための支援

様々な担い手による  
社会全体での支援  
～自助・共助・公助～

8

## 第4章 施策体系と事業・取組

### 1 施策分野・基本施策

<b>施策分野1</b>	<b>子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる(子ども・青少年への支援)</b>
基本施策1	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
基本施策2	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進
基本施策3	若者の自立支援施策の充実
基本施策4	障害児への支援の充実
<b>施策分野2</b>	<b>誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる(子育て家庭への支援)</b>
基本施策5	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
基本施策6	地域における子育て支援の充実
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止
<b>施策分野3</b>	<b>社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる(社会全体での支援)</b>
基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
基本施策9	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にす地域づくりの推進

9

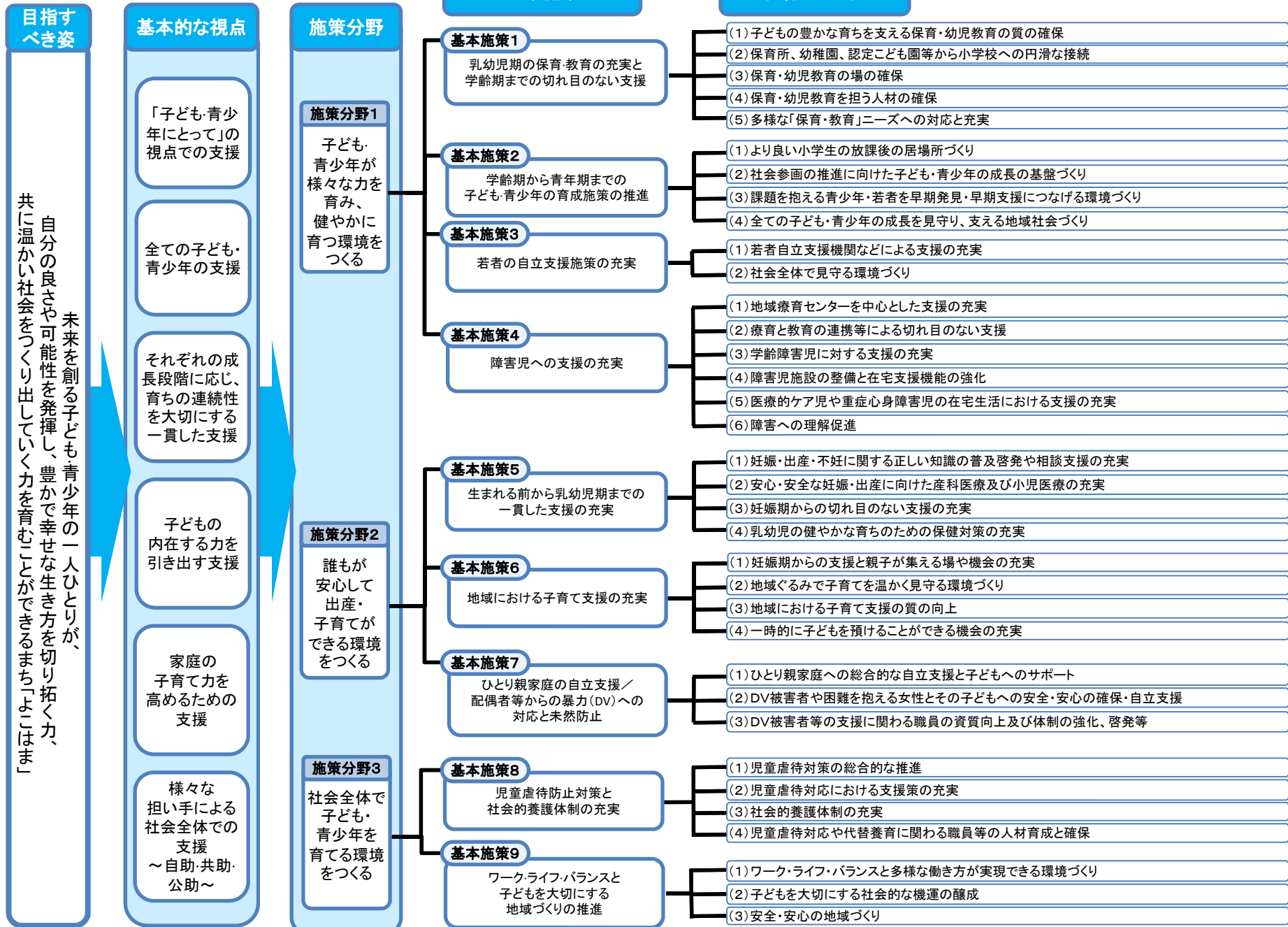
## 第4章 施策体系と事業・取組

### 2 指標一覧

施策分野	基本施策	指標番号	指標	直近の現状値	令和6年度目標	施策分野	基本施策	指標番号	指標	直近の現状値	令和6年度目標
施策分野1	基本施策1	1	保育所等待機児童数	46人 (平成31年4月)	0人	施策分野2	基本施策5	10	妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2% (平成30年度)	98.7%
		2	園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合(累計)	20% (平成30年度)	52%			11	産婦健康診査の受診率	78.7% (平成30年度)	89.0%
	基本施策2	3	放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合(累計)	76% (平成30年度)	100%		基本施策6	12	地域での子育て支援の場を利用している親子の割合	44.2% (平成30年度)	50% (令和5年度)
		4	青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数(年)	676,360人 (平成30年度)	692,323人			基本施策7	13	支援により就労に至ったひとり親の数(5か年)	460人 (平成30年度)
	基本施策3	5	若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数(年)	1,038人 (平成30年度)	1,800人	14	ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数(年)		4,971人 (平成30年度)	6,000人	
		6	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善が見られた子どもの人数(累計)	160人 (平成30年度)	1,830人	施策分野3	基本施策8		15	虐待死の根絶	0人 (平成30年度)
		基本施策4	7	地域療育センターの初診待機期間	3.9か月 (平成30年度)			2.6か月	16	里親等の新規委託児童数(5か年)	32件 (平成30年度)
	8		児童発達支援事業の利用者数(地域療育センター含む)(年)	245,283人 (平成30年度)	318,310人		基本施策9	17	よこはまグッドバランス賞認定事業所数(5か年)	139事業所 (平成30年度)	825事業所
	9	放課後等デイサービスの利用者数(年)	772,894人 (平成30年度)	1,080,000人	18	男性の育児休業取得率		7.2% (平成29年度)	13%		

10

### 3 施策体系図



## 基本施策4 障害児への支援の充実

### 現状と課題

- 近年、発達障害の中でも特に「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児」が大幅に増加し、従来の障害福祉・教育等施策では十分に対応できていない現状がある。平成30年度に発達障害検討委員会から提出された報告書及び令和元年度の障害者施策推進協議会への諮問・答申を受け、施策の再構築や具体的な取組などが求められる。
- 地域療育センターの新規利用児も増加。その約7割が発達障害児であり、支援体制の一層の充実が求められる
- 障害児の通所支援は、ニーズの増大に対応して事業者数が年々増加しており、提供されるサービスの質の維持・向上が課題。
- 障害児相談支援事業所の不足等により、切れ目のない十分な相談支援体制が確立できていない状況。
- 発達支援については、保護者への支援も有効であると考えられ、体系的な保護者支援に取り組むことが求められる。
- 医療的ケア児や重症心身障害児が増えており、医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整する体制の構築が求められる。
- 施設の老朽化への対応だけでなく、個室化、ユニット化など生活環境の改善が必要になっている施設がある。
  
- 障害等により特別な支援が必要な児童生徒に対し、地域で切れ目のない支援を行うため、学校と地域の障害児通所支援事業所等との相互理解の促進が求められる。
  
- 学齢後期における発達障害児の新規診療、相談件数も増加。また、ライフステージを通じた切れ目のない支援のためにも、関係機関との連携を図りながら、就労など成人期を見据えた支援が必要。
- 学齢期の障害児が安心して、充実した余暇を過ごすことのできる場の充実が必要。
  
- 幼少期・学齢期から様々な場面で障害のある人たちとの出会い、つながることで、理解を深めていくことも重要。

### 目標・方向性

- (1) 地域療育センターを中心とした支援の充実
- (2) 療育と教育の連携等による切れ目のない支援
- (3) 学齢障害児に対する支援の充実
- (4) 障害児施設の整備と在宅支援機能の強化
- (5) 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活における支援の充実
- (6) 障害への理解促進

12

## 基本施策4 障害児への支援の充実

### 指標

	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
地域療育センターの初診待機期間	3.9 か月 (平成30年度)	2.6か月
児童発達支援事業の延べ利用者数 (地域療育センター含む)(年)	245,283人 (平成30年度)	318,310人
放課後等デイサービスの延べ利用者数(年)	772,894人 (平成30年度)	1,080,000人

### 主な事業・取組

地域療育センター運営事業

障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備(基本施策1の再掲)

障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上

学齢後期障害児支援事業の拡充

保育・教育施設に対する巡回訪問

障害児入所施設の再整備

医療的ケア児・者等支援促進事業の推進

メディカルショートステイ事業の推進

市民の障害理解の促進

13

## 基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

### 現状と課題

- 若い世代が主体的にライフプランを選択することができるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を行うことが重要。
- 思春期特有の健康課題、性に関する不安や悩み等の相談に応じるとともに、子どもの行動を受け止める地域づくりが重要。
- ニーズ調査では赤ちゃんの世話をした経験がない人が74.4%に上り、将来子どもを産み育てることのイメージが持ちにくくなっている。
- 子どもを産み育てたいと希望する人が妊娠・出産につながるよう、不妊治療による経済的な負担軽減への支援が必要。
- 「予期せぬ妊娠」では、「生後0日死亡」につながる場合もあり、相談支援体制を充実させることが必要。
- 35歳以上の高齢出産の割合は3人に1人(29年度)。出産年齢が高齢化すると、産後の母の心身の不調や育児の負担感にも影響。
- 「妊娠中や出産後に重要なサポート」として「母親の健康面の相談」を挙げる割合も多く、母体に過重な負担がかかっている状況がうかがえる。妊娠・出産後も働き、両立に取り組む女性が増える中で、母親の健康への支援が重要。
- 祖父母世代も高齢化するなど子育て家庭の状況が多様化する中で、妊娠・出産や子育てへの支援の重要性が高まっている。
- 妊娠中から助産師・保健師等の専門的な相談支援を充実させるとともに、特に産前産後に安定した生活が送れるよう、家事や育児のサポートを行う支援が重要。また、地域の子育て関係者と連携しながら、安心して出産・子育てができる環境を整えることが重要。
- 約1割の産婦に「産後うつ」が発症すると言われており、心の不調を抱える妊産婦を早期に把握し、適切な支援を行う必要がある。
- 第1子に比べ第2子以降のむし歯の割合が高いことや、「うまく飲み込めない」など食育と関連した口腔機能の問題が発生。また、妊婦歯科健診の受診率は36.6%に留まっており、歯科口腔保健に関心を持ってもらえるよう妊娠期からの一貫した働きかけが重要。
- 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策を充実させるとともに、地域の子育て支援に関わる人や医療機関等とのネットワークを築き、包括的な支援の環境づくりを進めることが重要。
- 母子保健事業の充実を通じて、妊娠期からの児童虐待の予防に取り組むことが重要。
- より安心して安全な出産ができる環境づくりや小児救急医療体制の安定的な運用など、産科医療及び小児医療の充実が求められる。

### 目標・方向性

- (1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実
- (2) 安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療の充実
- (3) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- (4) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実

14

## 基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

### 指標

	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2% (平成30年度)	98.7%
産婦健康診査の受診率	78.7% (平成30年度)	89.0%

### 主な事業・取組

思春期保健指導事業

不妊相談・治療費助成事業

妊娠・出産相談支援事業

妊婦健康診査事業

産科・周産期医療の充実

小児救急拠点病院事業、小児救急に関する電話相談

小児医療費助成事業、小児慢性特定疾病医療給付

妊娠届出時の面接(母子保健コーディネーター)

横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実

母子訪問指導事業

こんにちは赤ちゃん訪問事業

産後母子ケア事業

産婦健康診査事業

産後うつの早期支援に向けたネットワーク構築

乳幼児健康診査事業等

歯科健康診査事業

育児支援家庭訪問事業

15

## 基本施策6 地域における子育て支援の充実

### 現状と課題

- ニーズ調査では地域での子育て支援の場を利用している親子の割合は増加。一方で「子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりすることがよくあった」と回答した人も増えており、支援ニーズは依然高い状況。
- 子育てに関する日常的に感じる小さな疑問や困りごとを、気軽に相談し解決できる場を、身近な場所につくることが求められる。
- 居場所利用者の半数以上が保育所等を利用しており、自宅で育児をしている家庭だけでなく、全ての家庭に向けた取組が必要。
- 初めて子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがない保護者は、子育てについて不安を感じたり自信を持てなくなったりしたことがある割合が比較的高い傾向。「出産・子育てのイメージを持つこと」が、安心して子育てをするためには大切。
- 妊娠中・育児休業中に地域での支援を知り、利用することが、安心感を持った子育てへとつながる。
- 地域子育て支援拠点で利用者支援事業を開始するなど相談機能の充実を図ったことにより、拠点における相談件数は毎年増加。
- 地域の支援の質の維持・向上に取り組むとともに、利用していなかった方などが利用につながる、新たな支援方法の検討も必要。
- 様々な世代、立場の方に、子育て家庭に目を向けてもらい「子育てを温かく見守る地域づくり」を進めていくことが必要。
- 「支援する側・される側」という枠を超えて互いに支え合うことを通じ、保護者が次の担い手になる働きかけも地域づくりには大切。
- 地域のことを「我が事」として考えていける機運醸成が重要であり、横浜市版子育て世代包括支援センターとして、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が連携し、地域の子育て支援に関わる人と協力しながら、「地域づくり」を念頭に置いた支援の展開が必要。
- 一時的な預かりのニーズに応え、子育ての負担感の軽減を図ることができる預かりの場の充実が求められる。
- 預かりを利用することで「子育ての相談をできる場」等を持つことにつながり、子どもにとっても多くの人と触れ合う機会となる。

### 目標・方向性

- (1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実
- (2) 地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり
- (3) 地域における子育て支援の質の向上
- (4) 一時的に子どもを預けることができる機会の充実

16

## 基本施策6 地域における子育て支援の充実

### 指標

	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
地域での子育て支援の場を利用している親子の割合	44.2% (平成30年度)	50.0% (令和5年度)

### 主な事業・取組

地域子育て支援拠点事業	横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実(基本施策5の再掲)
地域子育て支援拠点における利用者支援事業	地域子育て支援スタッフの育成
親と子のつどいの広場事業	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)
保育所地域子育て支援事業・私立幼稚園はまっ子広場事業	乳幼児一時預かり事業(基本施策1の再掲)
子育て支援者事業	横浜子育てサポートシステム(基本施策1の再掲)

17



## 基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

### 現状と課題

- 国勢調査(平成27年)では、本市におけるひとり親家庭は26,391世帯。うち、母子家庭が22,803世帯、父子家庭が3,588世帯。
- 本市調査では世帯総収入の平均は、母子家庭で361万円、父子家庭で643万円。母子家庭では非正規雇用が半数近くを占め、安定した収入を得ることが難しい状況。母子家庭では生活費、父子家庭では家事や相談する相手がいないといった悩みが多い傾向。
- 親との離死別により、子どもが成長していく過程で様々な課題が生じることがある。
- ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待、親または子どもの疾病・障害などの課題を抱えている場合もあり、自立に向けて、こうした就業以前の課題への対応も必要。
- 「支援制度を利用できなかった」理由として、「制度があることを知らなかったから」が多く挙げられており、様々な手法により情報提供を行う必要がある。
- ひとり親家庭の方は社会的に孤立しやすく、ひとりで困難を抱えてしまう傾向にあると言われていたため、当事者同士のつながりで悩みを共有し、不安を解消していくなど、民間支援や地域のつながりなどによる多面的なアプローチも重要。しかし当事者団体の存在があまり知られていない、父子においては当事者同士のつながりが希薄、といった課題もあり、今後支援を充実させていく必要がある。
- 平成30年度のDV相談件数は4,842件で、全体的にほぼ横ばいの傾向。男性からの相談は全体の約1割だが、増加傾向。
- 女性緊急一時保護件数は減少傾向。理由として、通信制限や外出制限等、ニーズとマッチしないことが考えられる。一時保護に至らなかった場合、その後の危険性が懸念され、児童虐待の重篤化の可能性もあり、適切な支援策の検討が必要。
- 国でもDV対応と児童虐待対応との連携強化が掲げられており、本市においても子どもへの心理的なケアや生活支援、児童相談所と区役所との連携強化を図る必要がある。
- DV加害者更生のための支援や若い世代への啓発・予防教育、相談窓口の周知などの充実が求められる。
- DV被害者及び同伴家族等の安全確保、保護から自立に向けた支援を総合的に行うとともに、関係機関との更なる連携強化も必要。

### 目標・方向性

- (1) ひとり親家庭への総合的な自立支援と子どもへのサポート
- (2) DV被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全・安心の確保・自立支援
- (3) DV被害者等の支援に関わる職員の資質向上及び体制の強化、啓発等

18

## 基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

### 指標

	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
支援により就労に至ったひとり親の数(5か年)	460人 (平成30年度)	2,300人
ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数(年)	4,971人 (平成30年度)	6,000人

### 主な事業・取組

ひとり親家庭等自立支援事業	寄り添い型生活支援事業(基本施策3の再掲)
日常生活支援事業(ヘルパー派遣)	寄り添い型学習支援事業(基本施策3の再掲)
保育所への優先入所	民間活力による支援(ひとり親の自立支援に関する連携協定)
住宅確保の支援	女性相談保護事業
母子生活支援施設	DV被害者支援
母子・父子家庭自立支援給付金事業	若者向けデートDV防止啓発
児童扶養手当	女性緊急一時保護施設保護事業
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子生活支援施設緊急一時保護事業
母子父子寡婦福祉資金貸付	

19

## 基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

### 現状と課題

- 児童虐待相談対応件数は年々増加、平成30年度は9,605件と過去最多。これまでに児童虐待による死亡や重篤事例も発生。
- 早期発見・早期対応、発生時の迅速・的確な対応、継続支援等を適切に行う体制の充実、専門性の高い人材の育成と確保が急務。
- 児童相談所の強化に向け、児童福祉司や児童心理司等の人材の確保・育成とともに、今後のあり方の更なる検討が必要。
- 平成30年度の一時保護件数は過去最多の1,499件。児童の権利擁護のため、保護所の環境改善や保護期間の短縮化が必要。
- 特に児童虐待対応については法的根拠に基づいた判断が求められ、引き続き、法的対応力の強化が必要。
- 国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、「子ども家庭総合支援拠点」機能を全市区町村に設置する目標が掲げられ、本市としても、拠点機能の検討を行い、子どもとその家庭への相談支援体制の強化に向けた体制整備が必要。併せて、区役所と児童相談所の支援や連携のあり方についても検討が必要。
- 虐待死亡事例のうち0歳児は約6割を占める。特定妊婦について、児童虐待の未然防止に向け、産前・産後の支援の強化が必要。
- 学齢期の支援が必要な子どもや、その保護者に対する効果的な在宅支援策の検討が必要。
- 関係機関からの児童虐待に関する通告・相談件数は増加傾向であり、今後も、情報共有の仕組みの充実が必要。
- 乳幼児健診未受診者・未就園児・不就学児等の安全確認が求められており、関係機関とのネットワーク等の強化が必要。
- 施設入所・里親等委託児童数は685人(平成29年度)。里親等への委託数は増加傾向。養育環境の整備や家庭養育の推進が必要。
- 里親等の家庭養育の担い手の確保や、里親家庭が孤立することのないよう、関係機関が連携し、支援する体制の充実が必要。
- より専門的なケアを必要とする児童を支援するため、施設職員等のスキルアップや職種に応じた専門性の向上が求められる。
- 児童養護施設等の退所者に、就労や進学への支援、生活相談等、安定した生活を送るための計画的な支援の提供が必要。

### 目標・方向性

- (1) 児童虐待対策の総合的な推進
- (2) 児童虐待対応における支援策の充実
- (3) 社会的養護体制の充実
- (4) 児童虐待対応や代替養育に関わる職員等の人材育成と確保

20

## 基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

### 指標

	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
虐待死の根絶	0人 (平成30年度)	0人
里親等への新規委託児童数(5か年)	32件 (平成30年度)	170件

### 主な事業・取組

区の要保護児童対策地域協議会の機能強化  
 医療機関との連携強化  
 未就園児等の把握  
 「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討  
 児童虐待防止の広報・啓発  
 児童相談所の相談・支援策の充実と人材育成

養育支援家庭訪問事業  
 子育て短期支援事業  
 母子生活支援施設緊急一時保護事業  
(基本施策7の再掲)  
 一貫した社会的養護体制の充実  
 里親等委託の推進  
 区役所における人材育成

## 基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にできる地域づくりの推進

### 現状と課題

- 働き方改革関連法案(平成30年度)では、ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方の実現がポイントとして掲げられている。
- 共働き世帯の増加や男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく、子育てに向き合える環境づくりが求められる。これらを実現し、よりよい親子関係の形成を通じて、子どもの育ちを支えることにつなげていくことが重要。
- 企業に対してワーク・ライフ・バランスの取組への働きかけ・支援を行い、企業と働く人々双方に魅力ある職場にしていくことが重要。
- 市民一人ひとりが、ワーク・ライフ・バランスについて考え、実践していくことができるよう、普及啓発やきっかけづくりが必要。
- 男性の育児休業取得率は依然として低く、取得しても短期間の取得が半数を占めている状況。さらに、「夫も家事や育児を分担すべき」と考える人が多いにも関わらず、妻の家事・育児等に費やす時間が夫よりも大きく上回っている。
- 社会全体で子どもを育てる機運を醸成することが必要であり、地域で暮らす人々がお互いの顔が分かる関係づくりを進めることが重要。しかし、「地域社会から見守られている、支えられている」と感じている保護者は半数程度。
- 現代の子育て家庭が置かれている環境や負担感について、広く啓発していく必要がある。
- 近年、「子ども食堂」などの、地域における子どもの居場所づくりの取組が広がっている。子どもにとって安心できる居場所となるとともに、地域に暮らす様々な人との交流を生み出し、支えあう地域づくりにつながることを期待されている。
- 不慮の事故による低年齢児の死亡を防ぐため、保護者等に日常の身の回りにある危険を理解してもらう取組が必要。また、幼児期以降の子どもに対しては、自ら安全な行動を取ることができるよう、啓発や指導を進めることも重要。
- 通学中等に子どもが事件や事故に巻き込まれる痛ましい事案が発生。様々な外的要因による危険から子どもを守る取組が必要。
- 子育て世帯・妊娠中の方が安全に、安心して生活ができるよう、バリアフリーの推進や子育てに対する理解促進が必要。

### 目標・方向性

- (1) ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方が実現できる環境づくり
- (2) 子どもを大切にできる社会的な機運の醸成
- (3) 安全・安心の地域づくり

22

## 基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にできる地域づくりの推進

### 指標

	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
よこはまグッドバランス賞認定事業所数(5か年)	139事業所 (平成30年度)	825事業所
男性の育児休業取得率	7.2% (平成29年度)	13%

### 主な事業・取組

企業等の認定制度「よこはまグッドバランス賞」	地域における子どもの居場所づくりに対する支援
多様で柔軟な働き方等の取組を行う企業に対する支援	子どもの事故予防啓発事業
企業を対象としたセミナー等の実施	交通安全教育の推進
共に子育てをするための家事・育児支援	地域防犯活動支援事業
祖父母世代に向けた孫育て支援	よこはま学援隊
「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業
結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供	地域子育て応援マンションの認定
子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」) (基本施策6の再掲)	

23

- 子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」(利用に関するニーズ量)及び「確保方策」(量の見込みに対応する確保量と実施時期)を定めることとなっている。
- 本市では、国の基本指針や『量の見込みの算出等の手引き』等に基づき、平成30(2018)年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、行政区単位で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を策定。

〈参考〉量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数

2015(平成27)年の国勢調査結果に基づく本市の将来人口推計を基礎として、最新の人口の確定値を反映し算出。

(単位：人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
0～5歳	0歳	26,528	26,172	25,920	25,728	25,569
	1・2歳	56,032	54,921	54,093	53,479	53,037
	3～5歳	90,927	90,252	88,057	86,227	84,697
	小計	173,487	171,345	168,070	165,434	163,303
6～11歳		186,200	184,148	182,981	181,365	179,673
12～17歳		193,760	191,855	190,441	189,954	188,772
合計		553,447	547,348	541,492	536,753	531,748

2 地域子ども・子育て支援事業

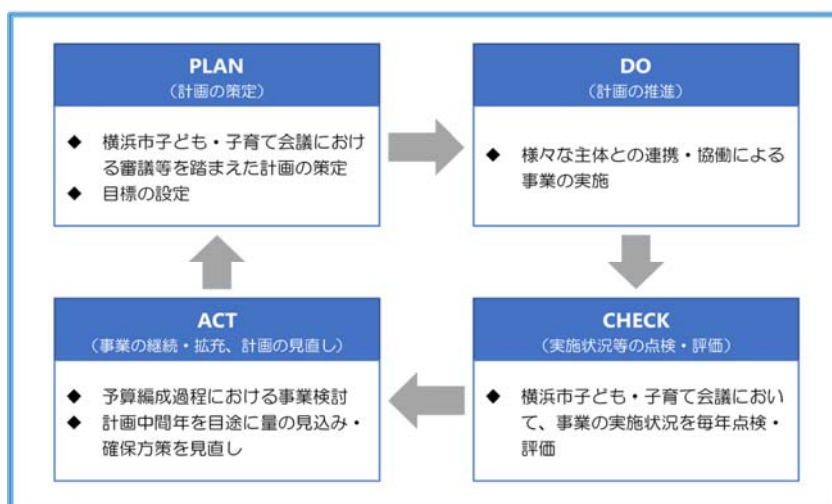
事業区分	本市事業	単位	上段：量の見込み 下段：確保方策					
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査事業	延べ受診回数(回/年)	332,291	330,662	329,029	327,396	325,766	
			332,291	330,662	329,029	327,396	325,766	
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業	訪問件数(件/年)	25,117	24,872	24,728	24,642	24,579	
			25,117	24,872	24,728	24,642	24,579	
		訪問率(%)	94.7%	95.0%	95.4%	95.8%	96.1%	
			94.7%	95.0%	95.4%	95.8%	96.1%	
子育て短期支援事業	ショートステイ	延べ利用者数(人/年)	773	802	831	860	889	
			773	802	831	860	889	
	トワイライトステイ	延べ利用者数(人/年)	5,918	6,390	6,863	7,336	7,809	
			5,918	6,390	6,863	7,336	7,809	
	母子生活支援施設緊急一時保護事業	延べ利用世帯数(世帯/年)	92	92	92	92	92	
92			92	92	92	92		
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数(回/年)	4,072	4,280	4,528	4,784	5,088
			4,072	4,280	4,528	4,784	5,088	
	ヘルパー	延べ実施回数(回/年)	2,418	2,572	2,731	2,857	2,952	
			2,418	2,572	2,731	2,857	2,952	
	養育支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数(回/年)	3,730	4,040	4,349	4,659	4,968
			3,730	4,040	4,349	4,659	4,968	
	ヘルパー	延べ実施回数(回/年)	8,256	8,946	9,639	10,323	11,016	
			8,256	8,946	9,639	10,323	11,016	
要保護児童対策地域協議会	検討会議件数(件/年)	1,848	1,905	1,954	2,013	2,067		
		1,848	1,905	1,954	2,013	2,067		
病児保育事業	病児保育事業	実施箇所数(か所)	29	29	29	29	29	
			26	29	29	29	29	

事業区分	本市事業	単位	上段: 量の見込み 下段: 確保方策				
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者支援に関する事業	横浜子育てパートナー	実施箇所数 (か所)	27	27	27	27	27
			23	24	25	26	27
	母子保健コーディネーター	実施箇所数 (か所)	18	18	18	18	18
			18	18	18	18	18
地域子育て支援拠点事業	ア 地域子育て支援拠点 イ 親子のつどいの広場 ウ 認定こども園及び保育所子育てひろば、私立幼稚園等はまっぴ広場 エ その他(非常設の親子の居場所:子育て支援者、認定こども園及び保育所子育て広場(非常設)、私立幼稚園等はまっぴ広場(非常設)、子育てサロン)	延べ利用者数 (人/月)	70,381	74,157	77,933	81,709	85,485
			70,381	74,157	77,933	81,709	85,485
一時預かり事業、子育て援助活動支援事業	ア 幼稚園(預かり保育・1号認定)	延べ利用者数 (人/年)	287,548	287,717	287,887	288,057	288,227
			287,548	287,717	287,887	288,057	288,227
	イ 幼稚園(預かり保育・2号認定)	延べ利用者数 (人/年)	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580
			1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580
	その他 ウ 保育所(一時保育) エ 横浜保育室(一時保育) オ 乳幼児一時預かり事業 カ 親子のつどいの広場での一時預かり キ 横浜子育てサポートシステム ク 24時間型緊急一時預かり ケ 休日一時保育	延べ利用者数 (人/年)	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
			331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
			331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
			331,169	348,006	364,843	381,680	398,517

## 第6章 計画の推進体制等について

### 1 計画の点検・評価

- 横浜市子ども・子育て会議において、これまで計画の実施状況について毎年度点検・評価を行うとともに、計画中間年を目途に、量の見込みや確保方策をはじめとする事業の見直しの審議を行うなど、計画のPDCAサイクルの確保を推進
- 第2期計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き、子ども・子育て会議において、毎年度計画の実施状況について点検・評価を実施
- 実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議の審議を経た後、ホームページ等で公表



## 第6章 計画の推進体制等について

### 2 様々な主体による計画の推進

- 本市における子ども・子育て支援や青少年育成は、様々な担い手によって支えられている。
- 本計画は素案の作成段階から、こうした様々な主体を代表する方々で構成される子ども・子育て会議で議論を重ねるとともに、子育て世帯を対象とした大規模なアンケート調査の実施や子育て中の方によるグループトークを市内全区で開催するなど広く意見を聞きながら検討。
- 「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、あらゆる担い手に、子ども・子育て支援や青少年育成が社会全体の課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、幅広く連携しながら計画を推進。

### 3 子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- 子ども・子育て支援の更なる充実が求められる中で、専門職の確保が課題として指摘。また、複雑・多様化する課題に対し、的確な支援につなげていくためには、職員の資質や専門性の向上も必要。
- 少子高齢化や共働き家庭の増加などにより地域の担い手不足の課題も指摘される中、子ども・青少年が地域で健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めていくため、地域における担い手の育成・確保も重要。
- 計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも取り組み、更なる支援の充実を推進。

### 4 子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進

- 「制度や支援があることを知らなかった」、「制度が分かりづらい、利用しづらい」、「支援が必要な人に必要な情報や支援が届いていない」という声がある。また、障害児・者への情報提供をはじめ、外国人人口が増える中では多言語化も含めた対応も課題。
- 近年、民間との協働によるオープンデータを活用した保育情報の提供や、スマートフォン向けのアプリによる子育て情報の発信、SNSを活用した相談体制の仕組みなど、新たな情報発信・提供の取組も行われている。
- 計画を推進し、各事業を展開していくにあたっては、支援の充実に加え、必要な情報や支援を届けるために、情報発信・提供の観点も踏まえながら検討。

## 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画

### 素案（案）

計画期間：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

（子育て部会用抜粋）

横浜市

## 目次

第 1 章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について.....	1
1 計画の趣旨・位置付け.....	1
2 計画の期間.....	1
3 計画の対象.....	1
4 本市における他計画との関係.....	3
第 2 章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況.....	4
1 人口や少子化の状況.....	4
2 家庭の状況.....	6
3 地域・社会の状況.....	14
4 第 1 期計画の振り返り.....	19
第 3 章 本市の目指すべき姿と基本的な視点.....	25
1 目指すべき姿.....	25
2 計画推進のための基本的な視点.....	26
第 4 章 施策体系と事業・取組.....	30
1 施策分野・基本施策.....	30
2 施策体系図.....	31
3 指標一覧.....	33
4 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性.....	34
施策分野 1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる.....	35
基本施策 1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援.....	35
基本施策 2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進.....	49
基本施策 3 若者の自立支援施策の充実.....	57
基本施策 4 障害児への支援の充実.....	64
施策分野 2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる.....	71
基本施策 5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実.....	71
基本施策 6 地域における子育て支援の充実.....	83
基本施策 7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止.....	91



施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる.....	102
基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実.....	102
基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進.....	111
第5章 量の見込み、確保方策.....	118
1 保育・教育に関する施設・事業.....	119
2 地域子ども・子育て支援事業.....	125
第6章 計画の推進体制等について.....	157
1 計画の点検・評価.....	157
2 様々な主体による計画の推進.....	158
3 子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進.....	158
4 子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進.....	158
第7章 参考資料.....	160

# 第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

## 1 計画の趣旨・位置付け

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、本市の子ども・青少年施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、乳幼児期の保育・教育の充実や地域における子育て支援、母子の健康の増進、若者の自立支援、児童虐待防止対策の充実など、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な支援を推進します。

<本計画への記載事項>

- ◆ 各年度の保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策（提供区域、提供体制の確保内容及び実施時期）、認定こども園の推進等
- ◆ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援（児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等）
- ◆ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（ワーク・ライフ・バランスの推進）

「子ども・子育て支援法」に基づく事項

- ◆ 地域における子育ての支援
- ◆ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ◆ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ◆ 子育てを支援する生活環境の整備
- ◆ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
- ◆ 子どもの安全の確保

「次世代育成支援対策推進法」に基づく事項

## 2 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

## 3 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、若者の自立支援については39歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

<本計画の根拠となる法の基本理念>

◆子ども・子育て支援法◆

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

◆次世代育成支援対策推進法◆

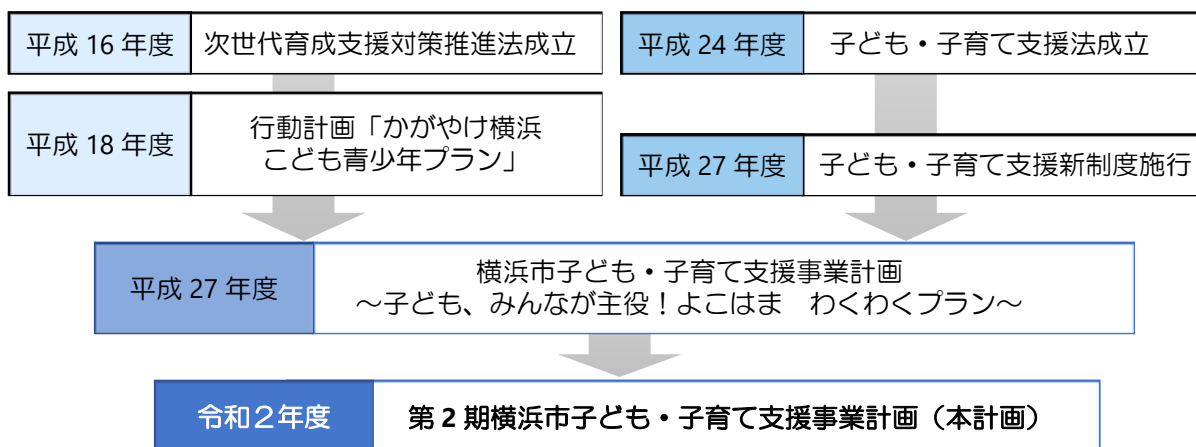
(基本理念)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

<関連法制度の変遷と本市における関連計画の策定経過>



## 4 本市における他計画との関係

横浜市基本構想（長期ビジョン）や横浜市中期4か年計画をはじめ、子ども・青少年施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、子ども・青少年や子育て家庭への支援を総合的に推進します。

<関連する主なビジョン・計画>



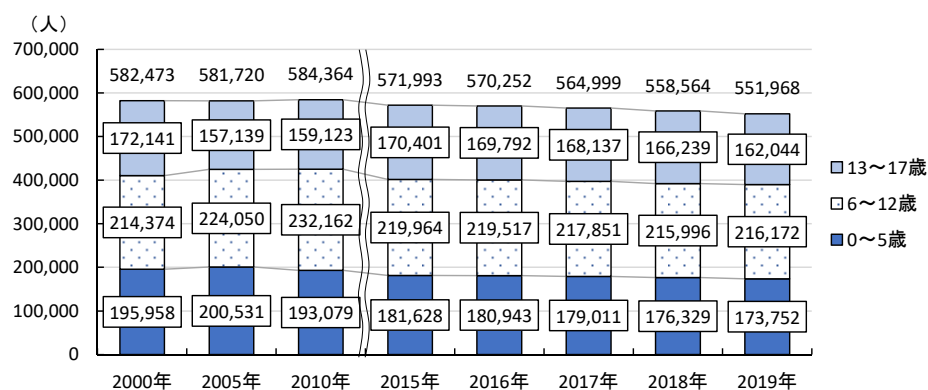
## 第2章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況

### 1 人口や少子化の状況

#### (1) 出生数、合計特殊出生率の推移

○ 本市の18歳未満の人口は、2019（平成31）年時点で約55万人となっています。20年前の2000（平成12）年と比較すると約3万人減少しており、そのうち0～5歳人口の減少が約2万人となっています。

図表 2-1 子ども（0～17歳）の人口推移

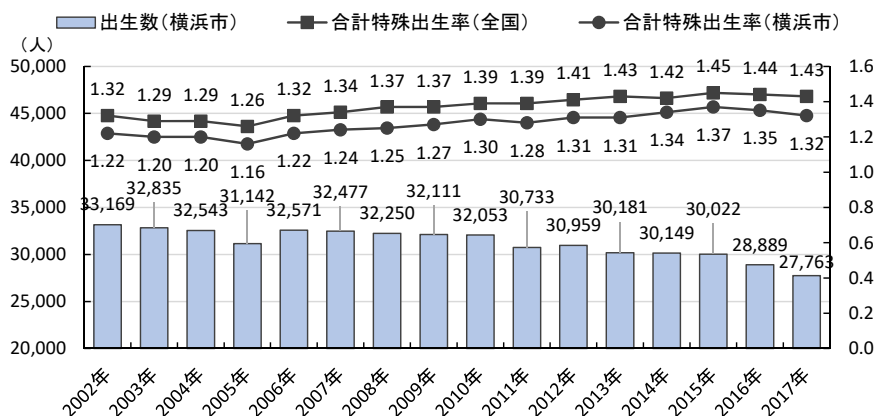


（出典）横浜市（各年1月1日時点）

○ 本市の出生数は減少傾向にあります。2016（平成28）年には3万人を割り、2017（平成29）年時点で約2.8万人となっています。2002（平成14）年の約3.3万人と比較すると、15年間で約16%減少しています。

○ 本市の合計特殊出生率は2005（平成17）年以降上昇傾向に転じ、2015（平成27）年には1.37となりましたが、その後低下し、2017（平成29）年時点で1.32となっています。また、全国の合計特殊出生率と比較すると、低い水準で推移しています。

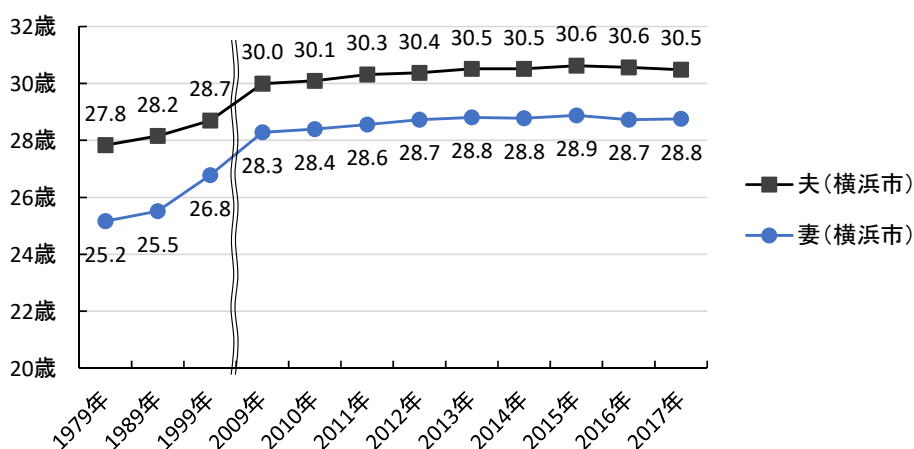
図表 2-2 合計特殊出生率と出生数の推移



（出典）厚生労働省人口動態統計

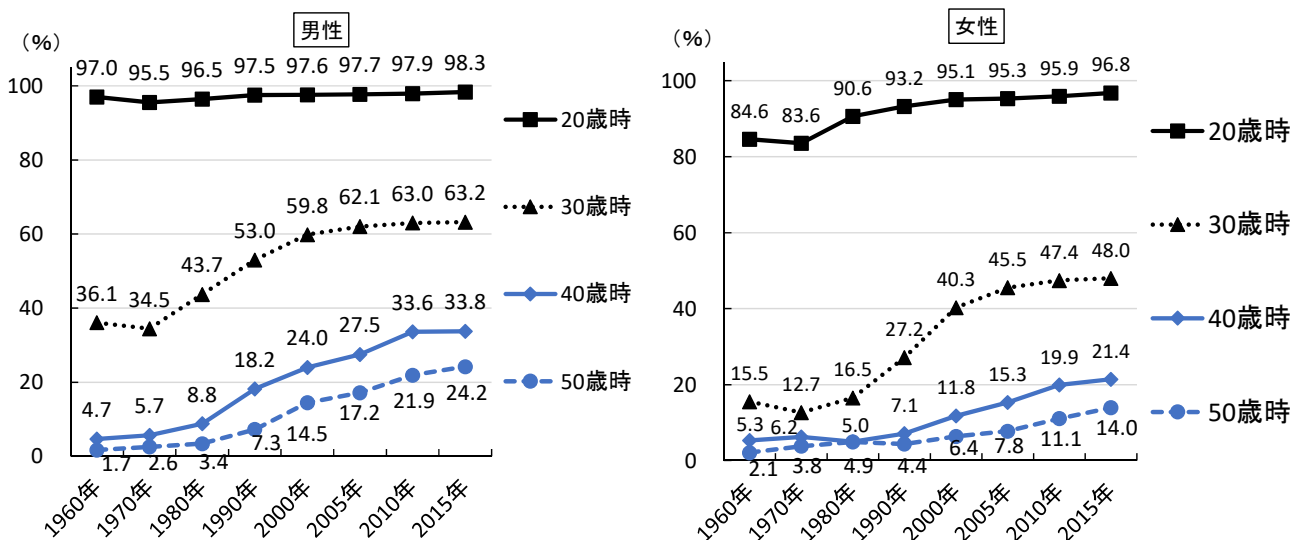
- 本市の平均初婚年齢は、夫・妻ともに過去 40 年間で 3 歳程度上昇し、2017（平成 29）年時点で夫 30.5 歳、妻 28.8 歳となっており、晩婚化が進んでいます。
- また、本市の未婚割合は、男女とも、いずれの年齢時においても上昇傾向にあります。2015（平成 27）年における 40 歳時での未婚割合は、男性 33.8%、女性 21.4%となっています。また、50 歳時の未婚割合は男性 24.2%、女性 14.0%となっており、未婚化が進んでいます。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものですが、少子化は、地域や社会の担い手の減少、現役世代の負担増加などに加え、子ども数の減少による、特に異年齢の子ども同士の交流の機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響も指摘されています。

図表 2-3 平均初婚年齢の推移



(出典) 横浜市保健統計年報

図表 2-4 未婚割合(※)の推移



※各年齢時の未婚割合は、5 歳階級ごとの未婚率の平均値によって算出されている。例えば、20 歳時の未婚割合は、15～19 歳未婚割合と、20～24 歳未婚割合の平均値となっている。

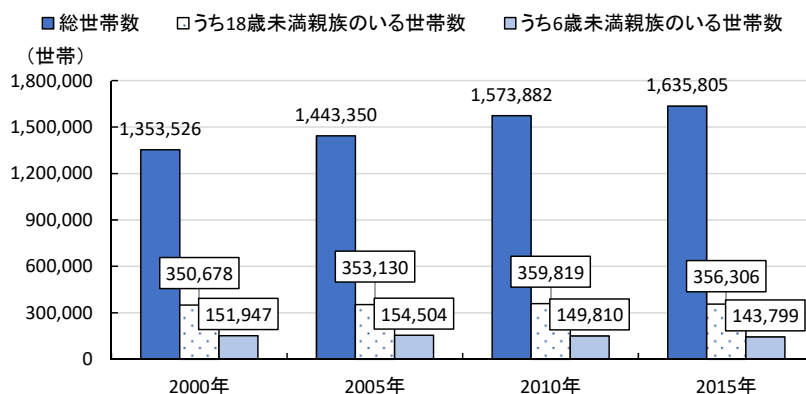
(出典) 国勢調査

## 2 家庭の状況

### (1) 世帯状況の変化

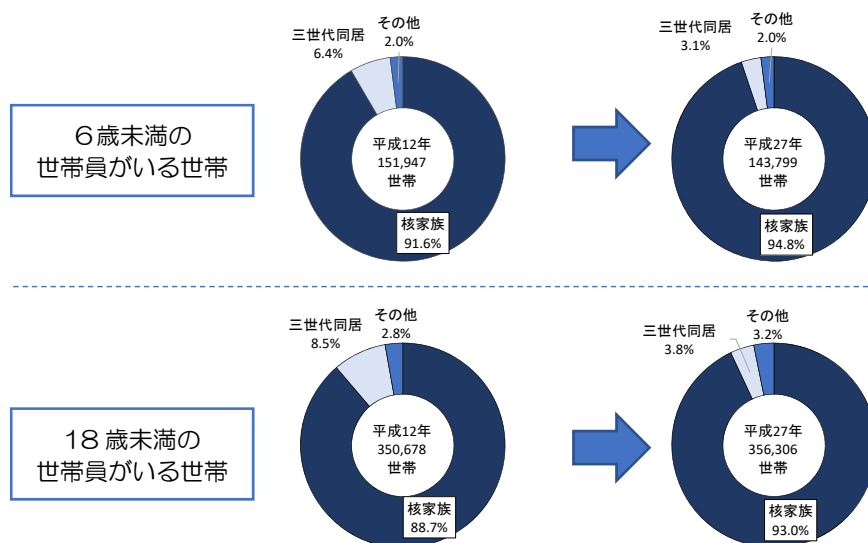
- 本市の総世帯数は、2000（平成12）年の約135万世帯から増加を続け、2015（平成27）年時点で約164万人となっています。一方で、子どもがいる世帯は減少しており、6歳未満親族のいる世帯数は、2000（平成12）年に15.2万世帯（11.2%）だったところ、2015（平成27）年には約14.4万世帯（8.8%）となっています。
- また、三世代同居世帯の減少や核家族化などによって、家族の規模が小さくなっています。2015（平成27）年時点で、6歳未満の世帯員がいる世帯の約95%が核家族となっています。
- このような世帯状況の変化のなか、子どもの世話をしたことがないまま、育児を行うことになる人が多く、加えて、近くに両親がいないなど祖父母世代の協力を得られず、不安や負担を感じている子育て家庭の存在もあります。

図表 2-5 世帯数の推移



（出典）国勢調査

図表 2-6 子どものいる世帯の世帯類型の変化（核家族化）

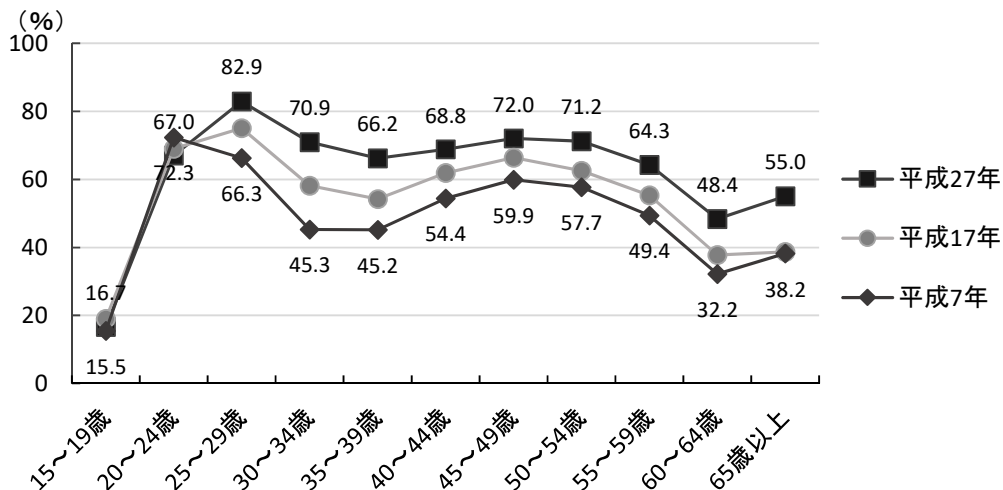


（出典）国勢調査

(2) 就労状況の変化（共働き家庭の増加）

○ 本市の女性の年齢階級別の労働力率は、出産や子育て期に当たる30代前後で労働力率が低下する、いわゆる「M字型カーブ」の谷間が形成されていますが、そのM字型の底は過去20年間で浅くなっています。30～34歳の女性の労働力率は、平成7(1995)年には45.3%でしたが、平成27(2015)年には70.9%となっており、20年間で約25ポイント上昇しています。

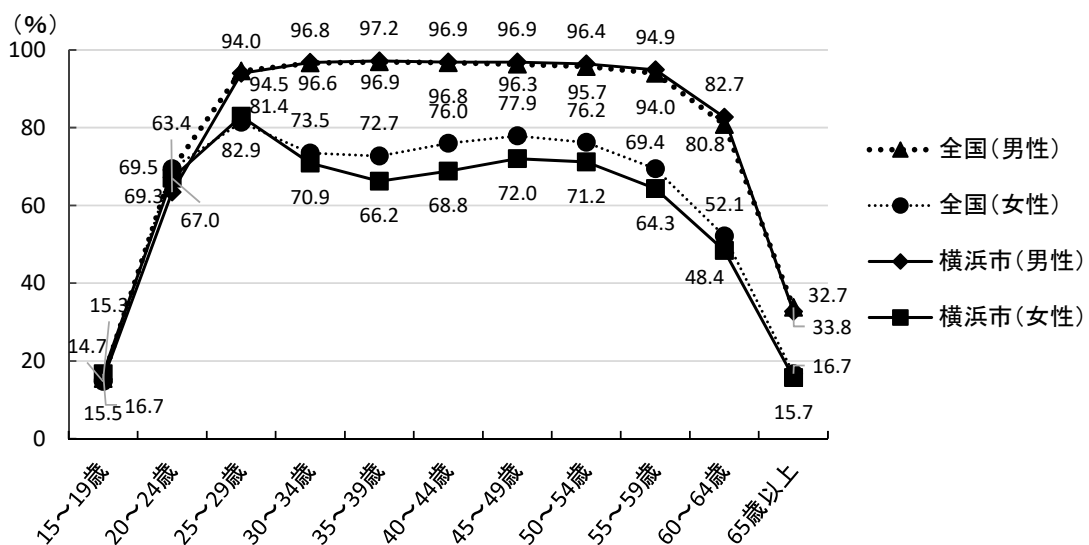
図表 2-7 本市の年齢別の女性の労働力率（推移）



(出典) 国勢調査

○ 平成27(2015)年の本市の女性の労働力率と、全国の女性の労働力率とを比較すると、35～39歳で6.5ポイント、40～44歳で7.2ポイント、本市が低い水準にあります。

図表 2-8 年齢別の労働力率（男女比較と全国・本市比較）

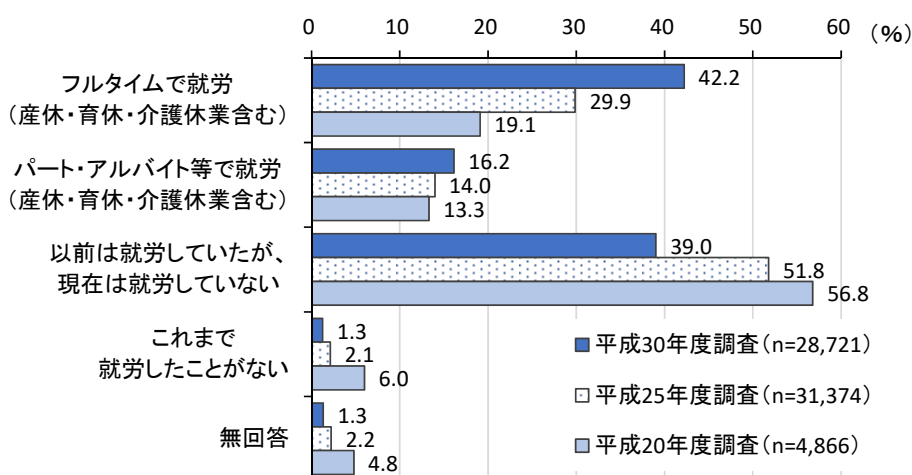


(出典) 国勢調査



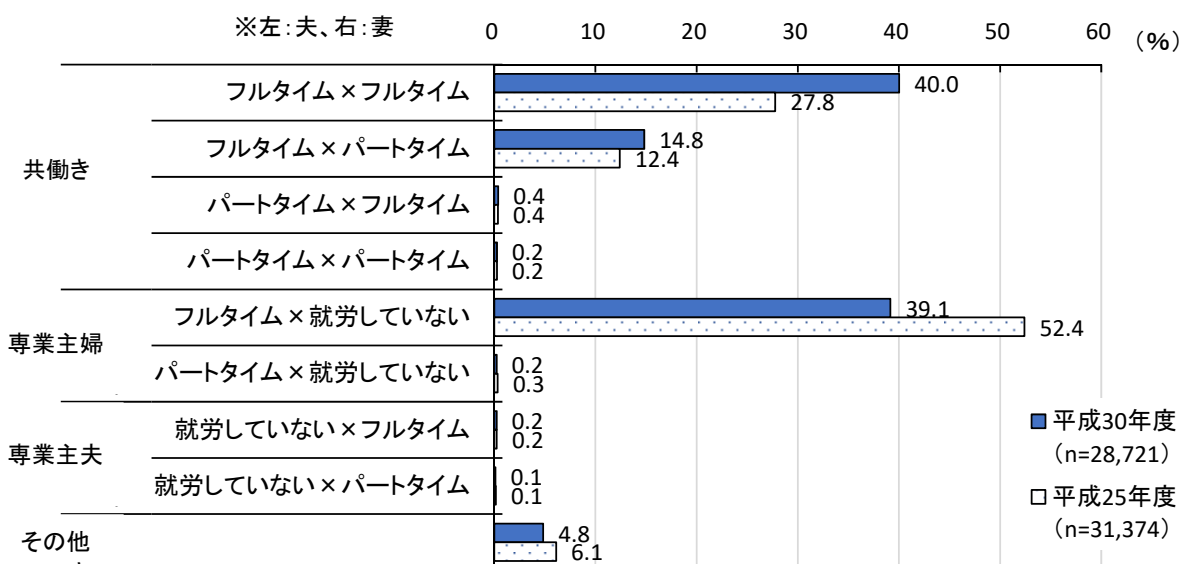
- 「横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」（以下、「ニーズ調査」という）によると、母親の現在の就労状況について、フルタイムで就労している母親の割合やパート・アルバイト等で就労している母親の割合が上昇傾向にあり、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」母親が減少傾向にあります。
- 世帯の就労状況については、夫・妻ともにフルタイムで就労している共働き世帯の割合が上昇傾向にあり平成30（2018）年度のニーズ調査では、40.0%を占めています。一方で、専業主婦の世帯は減少傾向にあります。

図表 2-9 母親の就労状況の推移



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

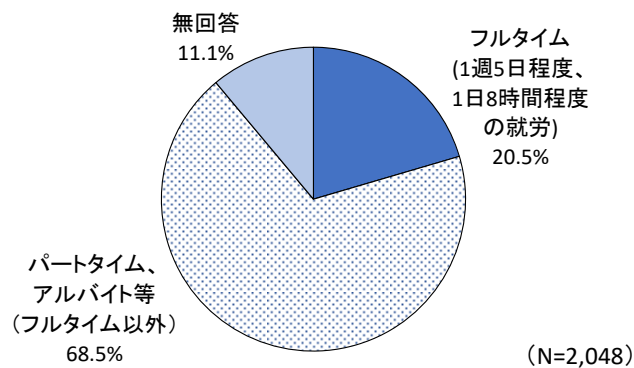
図表 2-10 世帯の就労状況の推移



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

- また、現在未就労の母親については、「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」と回答した割合は 19.0%、就労したいと回答した割合は 73.5%となっています。
- 現在未就労の母親が希望する就労形態は、「フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）」が 20.5%、「パートタイム、アルバイト等（フルタイム以外）」が 68.5%となっており、フルタイムに限らず多様な働き方に対するニーズがあります。

図表 2-11 現在未就労の母親が希望する就労形態



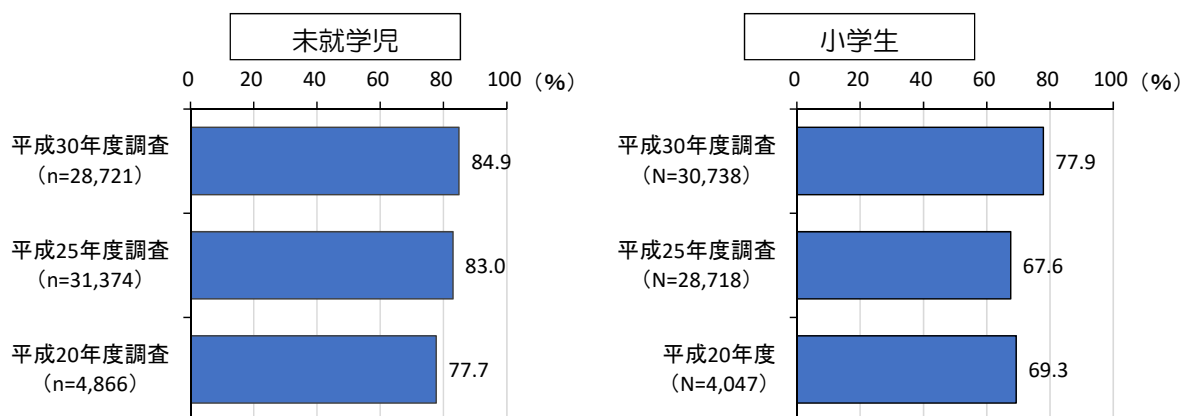
(出典)横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(平成 30 年度、未就学児)

- 働き方改革が進められる中、テレワークやフレックスタイム制、ワークシェアリングなど柔軟で多様な働き方が推進されています。また、企業主導型保育事業を活用した保育施設や託児所付きオフィスを設ける企業の取組も増えるなど、子育て世帯の希望を踏まえた、仕事と子育ての両立に向けた様々な働き方に対応した取組も見られます。
- 以上のように、フルタイムかパート・アルバイトという就業形態に加え、働く場所や時間の多様な働き方など、様々な働き方のニーズに対応できるよう、保育基盤や子育て支援の充実と併せて、企業や地域など社会のあらゆる担い手がそれぞれの役割を果たし、安心して子育てができる社会環境を作っていくことが求められています。

## (3) 子育ての不安感・負担感

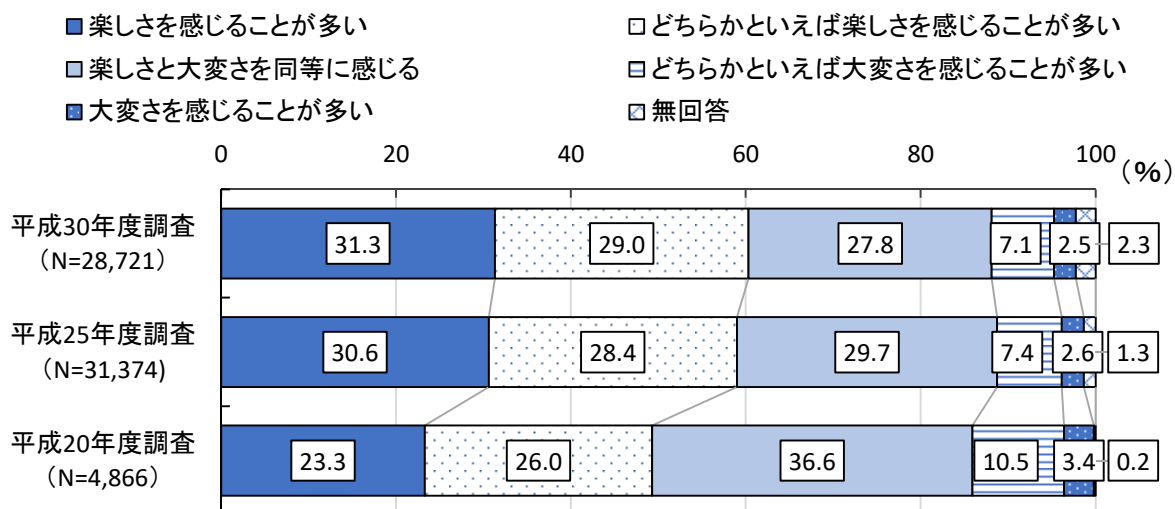
○ ニーズ調査によると、子育ての満足度は過去 10 年間で上昇傾向にあります。平成 30（2018）年度調査では、未就学児のいる世帯では 84.9%が、小学生のいる世帯では 77.9%が、子どもを育てている現在の生活に満足していると回答しています。また、子育ての「楽しさを感じることが多い」と「どちらかといえば楽しさを感じるが多い」を合わせた人が増加傾向にあり、平成 30（2018）年度時点では約 6 割となっています。

図表 2-12 子育ての満足度



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査

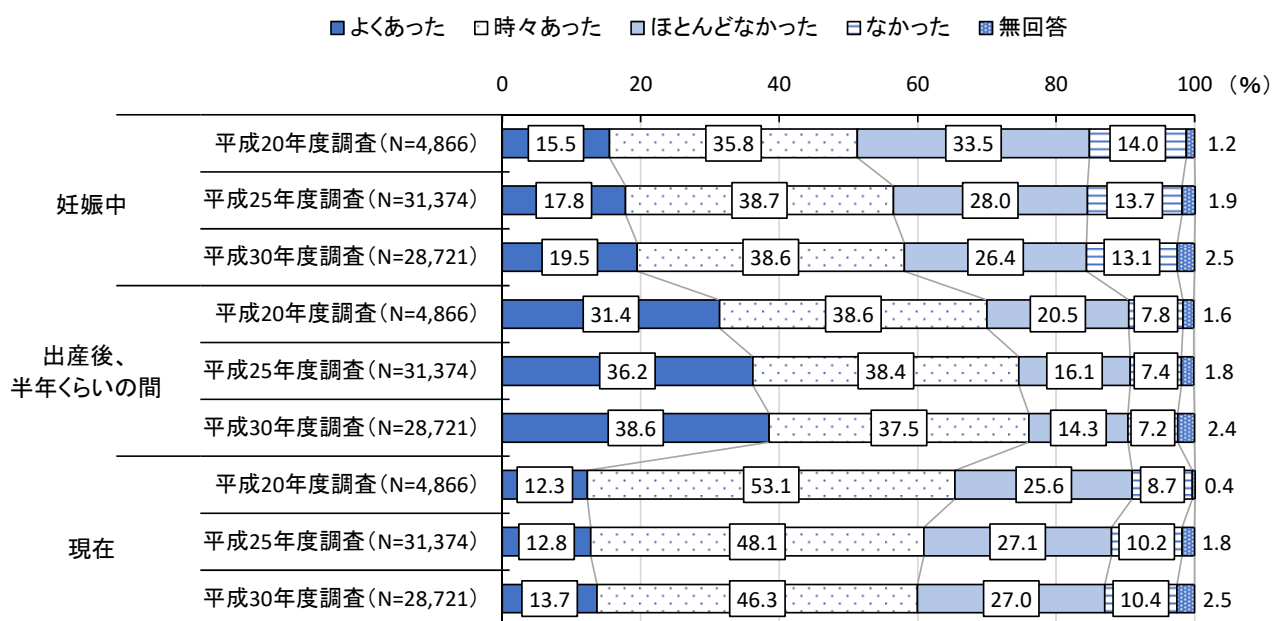
図表 2-13 子育ての楽しさと大変さ



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

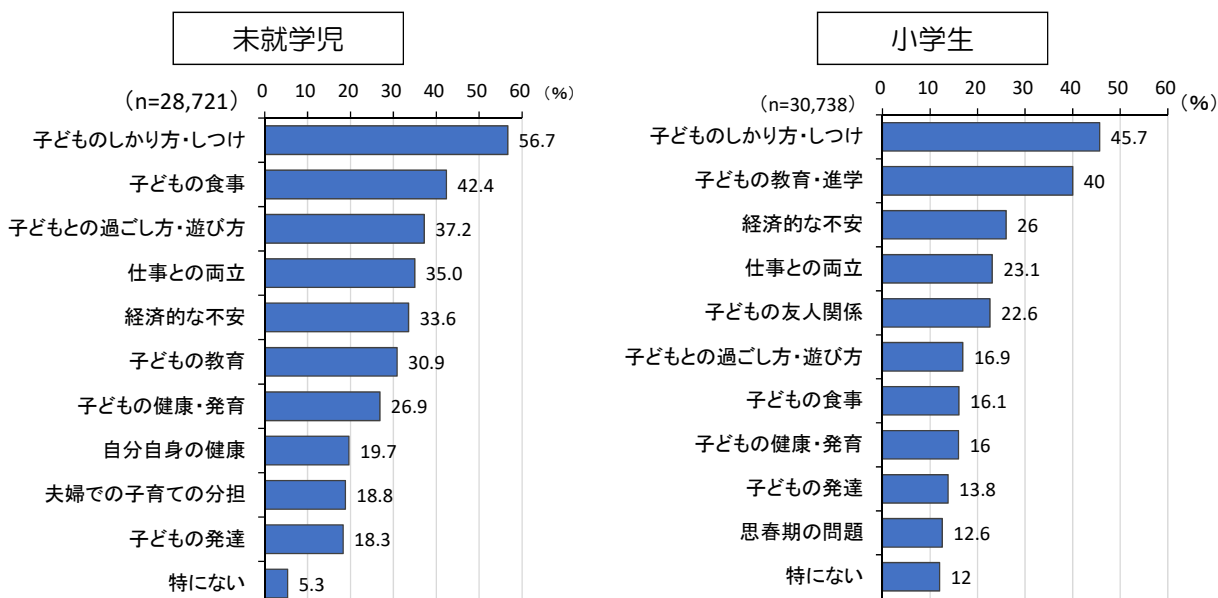
- 一方、「大変さを感じることが多い」と「どちらかといえば大変さを感じるが多い」を合わせた割合は、約1割となっています。さらに、同調査では、特に、「妊娠中」や「出産後、半年くらいの間」において、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」がある人の割合が増えています。
- 加えて、子育てに関して何らかの悩みを持っている方が9割程度であり、子どもの年齢に応じて感じる悩みや困りごととも様々となっています。

図表 2-14 子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

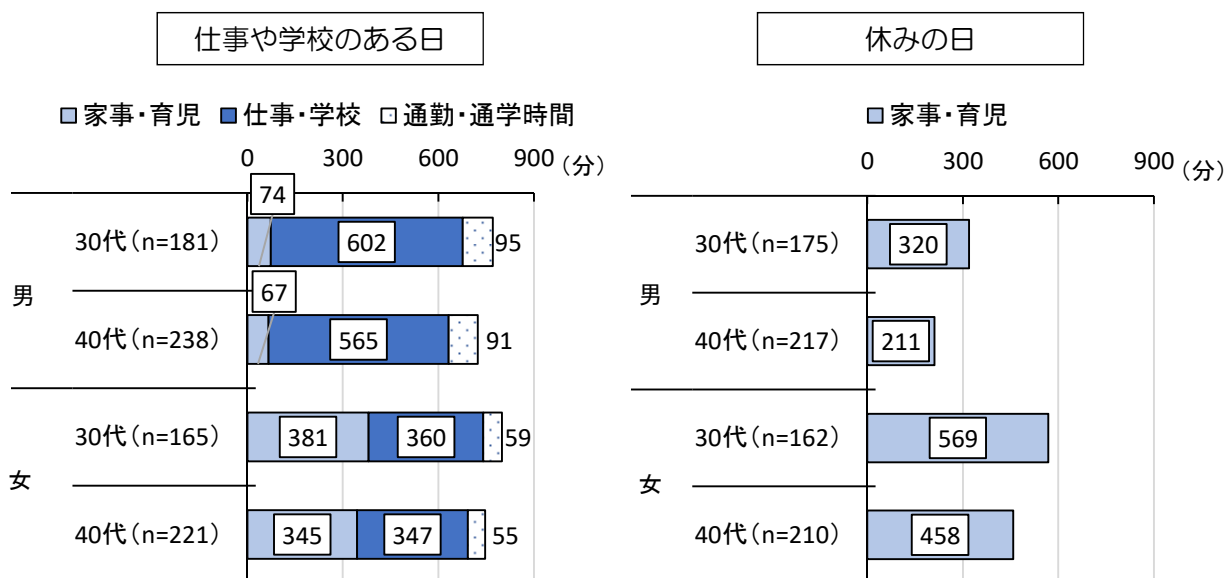
図表 2-15 子育ての悩みや困りごと【上位10位、複数回答】



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成30年度）

○ 女性の就労により共働き家庭は増加していますが、男性の家事・育児時間に費やす時間は、女性と比較して短くなっています。仕事や学校のある日は、「家事・育児」に費やす時間が、男性よりも女性が約5倍多くなっています。また、休みの日においても、男性よりも女性が約2倍多くなっています。これらを踏まえると、共働きの子育て世帯においても、母親に負担が多くかかっている状況が推察されます。

図表 2-16 生活の中で各活動に費やしている時間



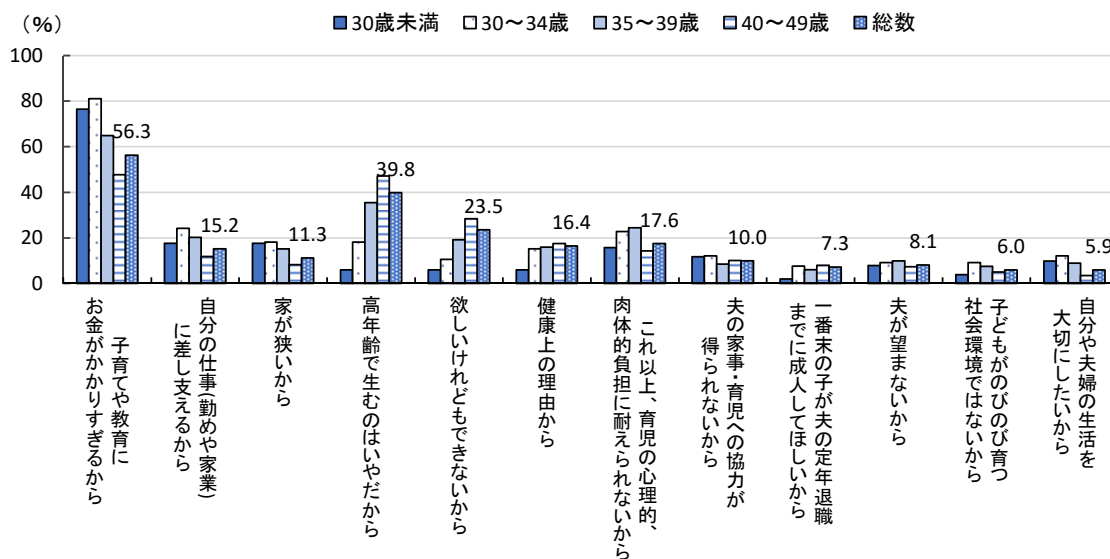
(出典) 横浜市男女共同参画に関する市民意識調査 (平成 30 年度)

○ 子育てに関する不安や負担を軽減し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援が求められています。

出産に対する意識

国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（平成27年度）によると、理想の子ども数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答した人の割合は56.3%、「高年齢で生むのはいやだから」と回答した人の割合が39.8%、「欲しいけれどもできないから」と回答した人の割合が23.5%、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」と回答した人の割合が17.6%を占めています。経済的な障壁、高年齢出産、育児の身体的・心理的負担等により理想の子ども数を持たない状況がうかがえます。

図表 2-17 妻の年齢別にみた理想の子ども数を持たない理由

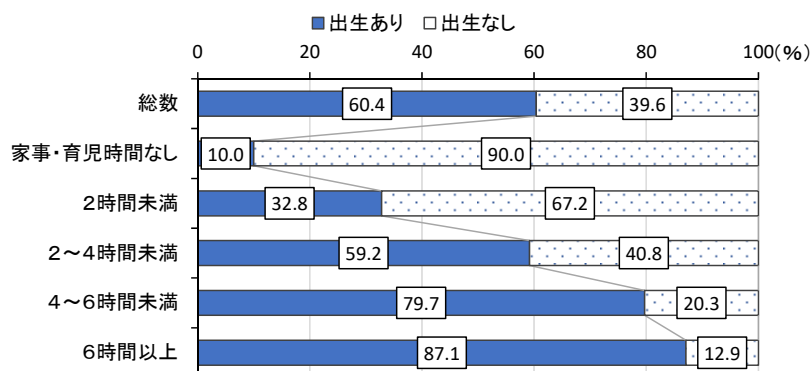


※棒グラフ上の数値は総数にのみ掲載

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（平成27年度）

また、構成労働省「第14回21世紀成年者縦断調査（平成14年成年者）」（平成27年度）によると、夫の休日の家事・育児時間と、第2子以降の出生状況には正の関係性が見られます。

図表 2-18 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況



(出典) 厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査（平成14年成年者）」（平成27年度）

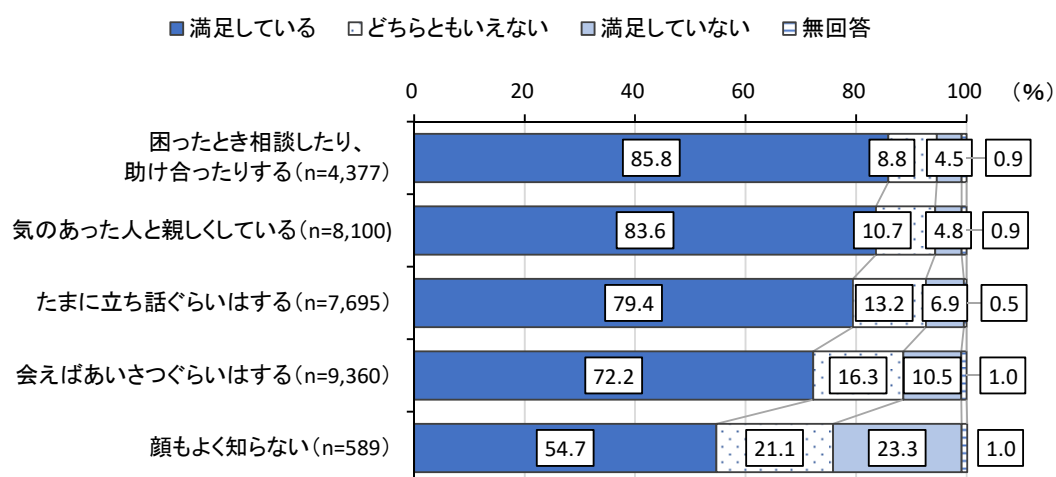
出産や子育ては個人の選択であることを前提としながら、希望する人が子どもを出産・育児できるよう、経済的な支援の充実に加えて、出産・育児に対する不安感や負担感の軽減、ワーク・ライフ・バランスの推進など、多様な観点から、安心して出産・子育てができる環境づくりを進める必要があります。

### 3 地域・社会の状況

#### (1) 地域のつながりの希薄化

- 「横浜市民意識調査」によると、隣近所との付き合い方として、「一緒に買い物に行ったり、気のあった人と親しくしている」、「困ったとき、相談したり助け合ったりする」といった比較的親密な付き合い方をしている人の割合は1975（昭和50）年には3割を超えていましたが、2018（平成30）年には10%を下回る結果となっています。また、隣近所との付き合い方に対する考え方について、「互いに干渉しあわず、さばさばしていて暮らしやすい」と感じる人が73.6%となっており、1980（昭和55）年から23.2ポイント増加しています。
- 平成27（2015）年度の「横浜市民意識調査」では、自分にできることで地域や社会に役立つ活動をしてみたいと回答した人（「してみたい」及び「してみたいが今はできない」の合計）は約6割となっています。また、平成26（2014）年度の同調査では「子どもの見守りや子育て中の人への支援」については、住民自身が取り組むべき地域の課題として上位に挙がっています。
- 本市では、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）数が増加傾向にあり、平成30（2018）年度末時点では1,526の認証法人が設立されています。その内「子どもの健全育成を図る活動」を実施している団体は、全体の約4割強となっており、子ども・子育てに関連する活動への関心の高さが伺えます。
- ニーズ調査では、近所の人との付き合い方として比較的親密な付き合い方をしているの方が子育ての満足度が高いという結果がでており、安心した子育て環境をつくる上でも、地域のつながりづくりは重要な視点となっています。

図表 2-19 近所の人との付き合い方別の子育ての満足度



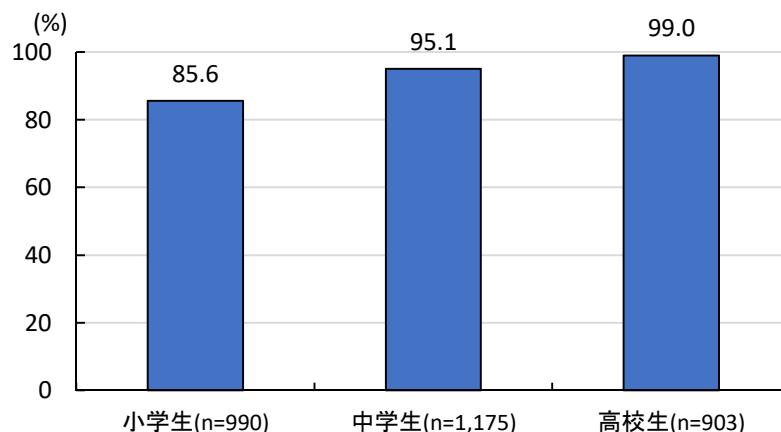
(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成30年度、小学生）

- 地域のつながりづくりを進めていくためには、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域子育て支援拠点などをはじめ、自治会・町内会などの地縁組織、子育て支援に取り組むNPO法人などを含めた、多様な地域資源との連携が重要になります。

## (2) 情報化社会の進展

○ 内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」（平成 30（2018）年度）によれば、インターネットを利用している割合は、小学生で 85.6%、中学生で 95.1%、高校生で 99.0%と、年齢が上がるほどインターネットを利用している子ども・青少年の割合が多くなっています。そのうち、スマートフォンを使ってインターネットを利用している割合は、小学生では 40.7%、中学生では 65.8%となり、高校生では 94.3%となっています。

図表 2-20 子どものインターネットの利用割合



(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」（平成 30 年度）

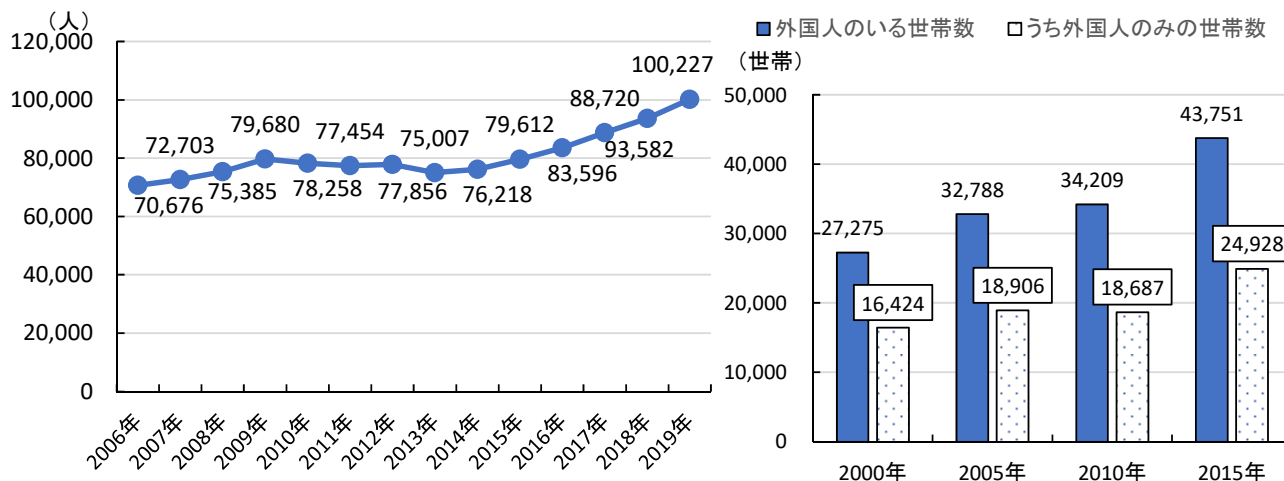
- インターネットの危険性について説明を受けたり学んだりしたことがあると回答した割合は、小学生は 77.2%、中学生は 92.9%、高校生は 95.8%となっています。
- また、0～9 歳の子どもを持つ保護者の回答によると、子どものインターネット利用割合は 56.9%であり、平均利用時間は 88 分、1 日に 2 時間以上と回答した割合は、24.7%となっています。
- 子どもたちにとっても、情報化社会の進展は、コミュニケーションの方法や対象の範囲を広げるとともに、学習や情報収集などの面でも有効であり、教育をはじめとする様々な分野で生かされてきています。一方で、インターネット利用の早期化と合わせ、SNSなどによるトラブル、オンラインゲーム・動画視聴等の長時間の利用による生活習慣の乱れやネット依存、有害な情報サイトへのアクセスによる犯罪被害など、様々な問題も指摘されており、児童の健全育成に向け、情報モラル・マナーを向上させることが求められます。



## (3) 国際化の状況と多文化共生

- 本市における外国人人口は増加傾向にあり、2019（平成 31）年には 10 万人を超えました。また、2015（平成 27）年の国勢調査では外国人のみの世帯数は約 2 万 5 千世帯となっています。

図表 2-21 外国人人口と世帯数



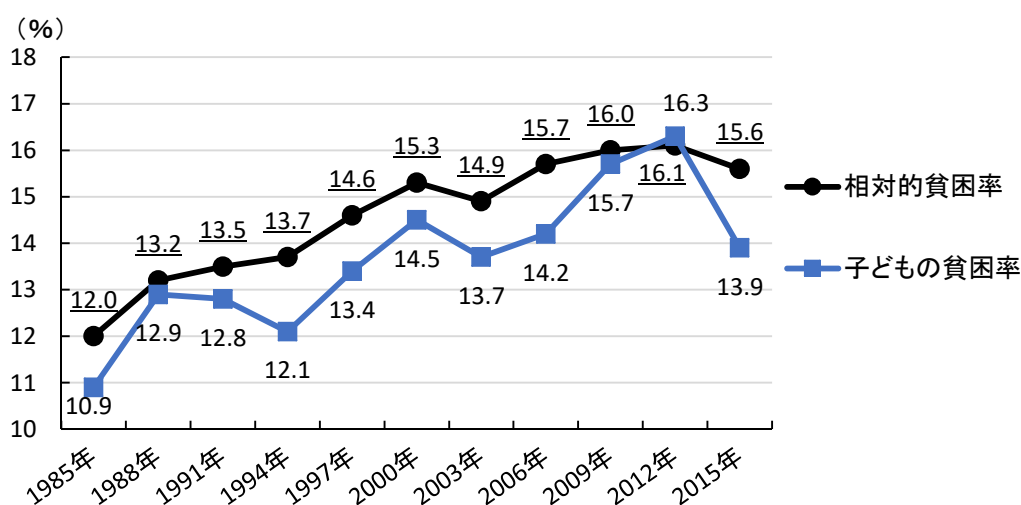
(出典) 横浜市、国勢調査

- 平成 30（2018）年の出入国管理法の改正により新たな在留資格が設けられ、外国人材の更なる受入が推進される中、今後も外国人人口が増加することが見込まれます。言語・コミュニケーションや生活習慣・文化の問題はもちろんのこと、福祉、保健、医療、教育など様々な分野での対応を進める必要があり、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要となっています。

## (4) 困難を抱える子ども・青少年の状況

- 本来、家庭や地域で見守られながら健やかに成長し、自立していく子ども・青少年が、成長の過程でのいじめ、不登校、虐待、自傷行為、自殺企図等、さらには若年層でのひきこもり、無業状態等により、深刻な状況にあるということも少なくありません。
- 近年、子どもの貧困率の問題も指摘されており、子ども・青少年の育ちに関する影響が懸念されるとともに、就学・進学、就職の際に困難な状況に陥る状況も見られます。
- こうした子ども・青少年の養育環境における課題の背景には、経済的困窮、多様な家族形態、障害・疾病、社会的孤立など様々な状況があり、それぞれが複雑に絡み合っている場合があります。また、親の抱える課題が一因となり、幼少期からの機会・選択肢の不平等や子どもの養育環境に格差が生まれ、それがさらに成人後の経済的困窮につながっていくなど、困難状況が親から子へ引き継がれる「世代間連鎖」が存在することも示唆されています。
- 直接的な経済的困窮対策だけでなく、子どもが抱えるこれらの困難についても、世代間連鎖を断つという視点での支援が必要となるとともに、複合的な課題を抱えるケースが見られる中では、支援者同士が連携・情報共有しながら、切れ目のない重層的な支援を進めていくことが求められます。

図表 2-22 貧困率の推移

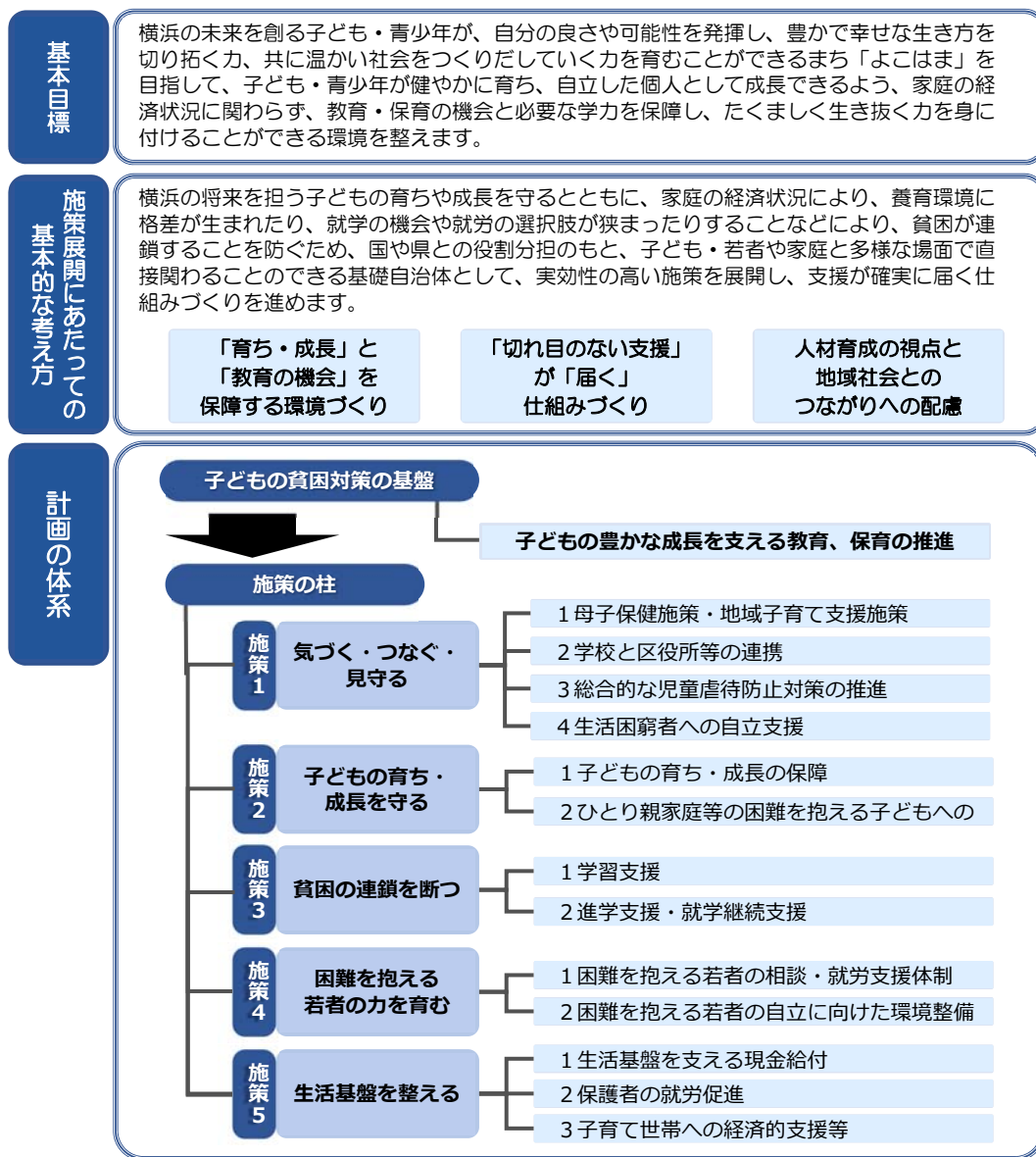


(出典) 厚生労働省

## 本市における子どもの貧困対策について

- 国では、平成 26（2014）年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、平成 26（2014）年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。大綱は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を推進することを目指しています。
- 本市では、国が策定した大綱を踏まえ、横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況によって養育環境に格差が生まれ、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすること等で貧困が連鎖することを防ぐために、実効性の高い施策を展開すること、また、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として、子どもの貧困対策に関する基本目標や基本的な考え方などを盛り込んだ「横浜市子どもの貧困対策に関する計画（平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）」を策定し、総合的な対策に取り組んでいます。

### <横浜市子どもの貧困対策に関する計画 概要>



## 4 第1期計画の振り返り

第1期計画（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）の進捗状況については、毎年度、横浜市子ども・子育て会議において点検・評価を行っています。平成30（2018）年度までの4か年における、各基本施策の主な取組状況は以下のとおりです。

※ 第1期計画の毎年度の点検・評価結果（各基本施策の指標や主な事業・取組の進捗状況）は、こども青少年局ホームページに掲載しています。

### 基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

#### 【これまでの主な取組】

- 増加する保育ニーズに対応するため、既存資源の活用や保育所等の整備などを進め、平成27(2015)年度から4か年で11,500人を超える受入枠を拡大しました。平成31（2019）年4月の保育所等利用申請者数は過去最大の69,708人、待機児童数は46人となりました。
- 一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう、各区の状況に応じて保育・教育コンシェルジュの増員を図るなど、相談支援体制を充実させました。
- 経験年数7年以上の全ての保育等の処遇改善に向けた本市独自助成の実施や、保育士の宿舎借上げ経費の助成額・対象期間の拡充、就職面接会の実施、保育所等の利用調整における保育士の子の優先的取扱いの開始など、保育・幼児教育を担う人材の確保に向けた取組を推進しました。
- 幼児教育・保育の質の向上を目指し、職員に向けた各種研修の実施に加え、各園の園内研修・研究を推進するため、園内研修リーダーの育成や、新設の保育所等を対象としたサポーターの派遣事業に取り組みました。また、小学校への円滑な接続に向け、横浜版接続期カリキュラム改訂版を発行するとともに、接続期カリキュラムに基づく研修など、幼保小連携の促進に取り組みました。
- 保育ニーズの多様化などに対応するため、幼稚園・保育所等での一時保育や休日保育、病児保育、24時間型緊急一時保育事業などに取り組みました。

#### 【今後の取組の方向性】

- 保育・幼児教育の質の維持・向上に取り組むとともに、待機児童の解消に向けた受入枠の拡大などによる保育・幼児教育の場の確保や保育・幼児教育を担う人材の確保を推進します。
- 病児保育事業の拡充など、多様な保育ニーズへの対応に向け、実施施設の確保や運営の改善など更なる充実に取り組みます。

### 基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

#### 【これまでの主な取組】

- 留守家庭児童を含めた、全ての子どもたちの小学校における放課後の居場所を確保するため、4か年で184校の放課後キッズクラブを整備し、整備率を86%としました。また、4か年で73か所の放課後児童クラブの分割・移転を支援することで基準適合率を72%としました。
- 青少年関連施設、野外活動センター等における体験活動の提供を行うとともに、プレイパーク活動の

支援による豊かな遊びの環境づくりなど、青少年の多様な活動の機会を提供・推進しました。また、身近な地域で中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、地域資源を活用した社会参加プログラム等の体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点」については、6か所目を平成 29（2017）年 11 月に磯子区に設置しました。

#### 【今後の取組の方向性】

- 引き続き、小学校における放課後の安心・安全な居場所を提供するとともに、子どもたちが放課後の時間を豊かに過ごすことができるよう、人材確保の支援や質の向上など、更なる事業の充実に取り組みます。
- 青少年の地域活動拠点について、平成 30（2018）年度に、「中高生の放課後の過ごし方や体験活動に関するアンケート」や有識者等へのヒアリングを行い、今後の事業の方向性を検討しました。引き続き、青少年に居場所や体験機会を提供するとともに、地域とより一層の連携を図ることで、地域で青少年を見守る環境づくりを推進します。

### 基本施策 3 障害児への支援

#### 【これまでの主な取組】

- 地域の中核機関である地域療育センターにおいて、相談申込み後の早期の個別面談を実施するほか、障害の特性が共通する子どもと保護者同士がグループ活動を行う広場事業に取り組みました。また、障害児の保育所等での受入れと併せて、地域療育センターによる保育所等への巡回訪問支援を行うなど、障害児の保育・教育の提供体制の充実を進めました。併せて、特に申込件数が多い西部地域療育センター及び東部地域療育センターにおいて、相談員の増員や相談場所の新設などを行うなど体制強化に取り組みました。
- 学齢期の障害児を対象に放課後等に療育訓練や余暇支援を受けられる放課後等デイサービス事業所が 292 か所（平成 26（2014）年度：93 か所）、主に未就学児の障害児への支援を行う児童発達支援事業所が 125 か所（平成 26（2014）年度：55 か所）となるなど、障害児への支援体制を拡充しました。
- 平成 28（2016）年 6 月に在宅支援機能を備えた重症心身障害児施設を開所するとともに、既存の入所施設の再整備を行うなど、施設入所等が必要な重症心身障害児のための環境整備を図りました。
- 医療的ケアを日常的に必要とする方や重症心身障害児・者のライフステージに応じた在宅生活の支援を促進するため、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターの養成を開始するなど、今後の支援体制の充実に向けた取組を推進しました。

#### 【今後の取組の方向性】

- 地域療育センターについては発達障害に関する申込件数が増加している状況も踏まえ、引き続き、初診待機期間の短縮を目指すとともに、申込み後の速やかな面談の実施や地域支援の充実など、相談から診断、療育までの一貫した支援を推進します。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所数が年々増加する中で、提供されるサービスの質

の維持・向上に取り組みます。

- 医療的ケア児・者等の在宅生活の支援を促進するため、多分野にわたる相談調整を行うコーディネーター配置し、支援体制の充実に取り組みます。

#### 基本施策4 若者の自立支援の充実

##### 【これまでの主な取組】

- 困難を抱える若者への支援として、青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション、よこはま型若者自立塾において、個別相談や居場所の提供、社会体験・就労訓練の実施等により、本人の状態に応じた段階的支援に取り組みました。
- ひきこもり等の困難を抱える若者の自立に向けて、新たに地域ユースプラザの職員を区役所に定期的に派遣し、より身近な専門相談窓口を設置するとともに、若者支援セミナー・相談会の全区での実施を開始しました。また、よこはま若者サポートステーション・新横浜サテライトでの支援を開始しました。
- 経済状況や養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生への生活・学習支援を行う寄り添い型生活支援事業について、実施箇所数の増に取り組み、12か所に拡充しました。

##### 【今後の取組の方向性】

- 区役所での定期的な相談窓口の設置や、よこはま若者サポートステーション・新横浜サテライトでの支援の開始など、相談につながりやすい体制づくりを進めており、引き続き、支援が必要な若者を支援につなげられるよう施策を展開していきます。
- 若者自立支援機関等における本人の状態に応じた段階的支援を行います。また、ひきこもり等の困難を抱える若者やその家族が孤立せずに、早期に適切な支援につながるよう、地域への理解促進・意識啓発に取り組みるとともに、関係機関との連携強化を図りながら、支援の質の向上に取り組みます。

#### 基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

##### 【これまでの主な取組】

- 妊婦健康診査への助成やこんにちは赤ちゃん訪問員による乳児家庭全戸訪問などを着実に進めるとともに、新生児期の聴覚の異常を早期に発見し、適切な支援につなげるため、新たに新生児聴覚検査事業を開始しました。また、新たに産婦健康診査や訪問による母乳相談を開始するなど、産後うつや早期対応や産前から産後の初期段階における産婦への支援を充実させました。
- 特定不妊治療費の助成について、初回助成額の倍増や新たに男性不妊治療への助成等を行いました。また、「にんしんSOSヨコハマ」を設置・運営し、休日や夜間の相談体制を充実させ、予期せぬ妊娠等で悩む方に対する支援を推進しました。
- 妊娠届出時の面接を実施、出産に必要な準備や利用できるサービス等を確認する「妊娠・出産・子育てマイカレンダー」を作成するなど、特に妊娠から産後4か月までの時期に切れ目のない支援を行う「母子保健コーディネーター」の区役所へのモデル配置を開始しました。

## 【今後の取組の方向性】

- 心身共に不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援が受けられるよう、産婦健康診査や産前産後のヘルパー派遣、ショートステイ・デイケア・訪問型の産後母子ケアなど、産前から産後の母子への支援や産後うつへの早期対応を充実させます。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に向け、母子保健コーディネーターの全区配置などにより相談支援体制を更に強化し、区役所と地域子育て支援拠点の連携による「横浜市版子育て世代包括支援センター」の機能確立を図ります。

## 基本施策6 地域における子育て支援の充実

## 【これまでの主な取組】

- 地域の子育て支援の中核的な役割を担う地域子育て支援拠点事業を全区で実施するとともに、乳幼児人口が多い区を中心に拠点サテライトを新たに4区に整備しました。また、親と子のつどいの広場63か所、保育所子育て広場等を68か所に拡充しました。
- 新たな利用者支援事業として、子育てに関する相談や情報提供を行う専任スタッフである「横浜市子育てパートナー」を平成28(2016)年1月から全区の地域子育て支援拠点に配置しました。その後、拠点サテライトにも子育てパートナーの配置を進めるなど、身近な地域における子育ての相談体制を充実させました。
- リフレッシュなど理由を問わず利用ができる乳幼児一時預かり事業の整備を進め、市内23か所に拡充しました。また、横浜市子育てサポートシステム事業について、地域子育て支援拠点への事務局の移管を全区で完了させ、専任のコーディネーターを配置するなど機能強化を進めるとともに、提供会員数の増加やマッチングなどの利用促進を図るなど、子どもの預かりに関する支援を充実させました。

## 【今後の取組の方向性】

- 地域における子育て支援の場に対する保護者のニーズを踏まえ、地域子育て支援拠点のサテライトや親と子のつどいの広場等、身近な地域における親子の居場所の充実に取り組みます。併せて、相談支援や情報提供の充実、関係機関同士の連携、地域のネットワーク強化など、子育て支援の質の維持・向上に取り組みます。
- 保護者の負担感や不安感を軽減し、地域における子育てを支えていくため、一時的な保育ニーズに応える預かりの場の拡充や、地域における支え合い活動である横浜子育てサポートシステムなどを推進します。

## 基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

## 【これまでの主な取組】

- ひとり親家庭の総合的な窓口である「ひとり親サポートよこはま」において、情報提供や就労相談、ひとり親家庭同士の交流や養育費セミナーを実施するなどの支援を行いました。
- DVの防止に向け、横浜市DV相談支援センターをはじめとする相談窓口の周知やDVに対する正し

い理解を促進するための広報・啓発活動を行いました。

- DV被害者等、支援を必要とする女性を対象に緊急の一時保護や自立に向けた支援等を行いました。また、新たに養育に課題のある妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する支援を行う妊娠期支援事業を開始しました。

#### 【今後の取組の方向性】

- 個々の家庭の状況やニーズを踏まえ、経済的な支援をはじめ、子育てや生活支援、就業の支援、養育費確保の支援など、総合的な支援を実施するほか、支援機関・団体等が相互に連携した支援を進め、ひとり親家庭の生活の安定に向けた取組を推進します。
- DV被害者への支援として、一時保護には至らないものの、支援が必要な女性を対象とした一時的な居場所の提供と相談支援を拡充するなど、引き続き相談・自立支援に取り組みます。また、児童の面前でのDVは、児童に対する心理的虐待であることも踏まえ、児童虐待対応を図る関係機関とも連携しながら、児童に対する心理的ケアなど支援の充実に取り組みます。

### 基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

#### 【これまでの主な取組】

- 「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止、重篤化防止など、総合的な児童虐待対策を進めました。
- 児童虐待が多様化、深刻化する中、神奈川県警察と情報の共有などに関する協定を締結するなど、児童虐待事案に的確に対応できるよう、関係機関との連携強化を進めました。また、西部児童相談所の再整備に向けた検討を行うとともに、区役所・児童相談所の職員の人材育成や職員の適切な配置、中央児童相談所への弁護士の常勤配置など、区役所・児童相談所の体制強化に取り組みました。
- 子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、相談支援や短期預かり等を一体的に行う「横浜型児童家庭支援センター」の各区への整備を進め、平成30（2018）年度末までに新たに6か所で（合計：12か所）運営を開始しました。
- 里親による児童の受入を推進するため、児童の受入を行っていない里親を対象としたフォローアップ研修や、里親家庭への訪問による心理相談を新たに開始しました。また、新たな児童養護施設「横浜中里学園」を平成29（2017）年4月に開所しました。児童養護施設を退所した児童のアフターケア事業として、居場所の提供や相談支援を行う「よこはま Port For」を運営するとともに、新たに支援コーディネーターを配置し、訪問等によるアウトリーチ型の支援を開始するなど、社会的養護体制の充実に図りました。

#### 【今後の取組の方向性】

- 児童虐待相談対応件数が年々増加する中、国の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」等を踏まえて、引き続き、児童虐待防止対策や社会的養護の充実にに向けた総合的な取組の強化に取り組みます。
- 平成28（2016）年の改正児童福祉法において、市区町村（区役所）の機能としてソーシャルワ-



クを中心とした機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」機能の設置が努力義務として規定され、平成 30（2018）年 12 月の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」（関係府省庁連絡会議決定）で、これを令和 4（2022）年度までに全市区町村に設置する目標が掲げられました。本市においても、「子ども家庭総合支援拠点」機能を検討します。

- 横浜型児童家庭支援センターの全区への設置により、子どもの短期間の預かりなど養育支援が必要な家庭への取組を充実させます。また、家庭養育の推進を目指し、里親の確保や里親家庭への支援に取り組むとともに、児童養護施設を退所した児童への計画的な支援の提供など、社会的養護体制の更なる充実に取り組めます。

#### 基本施策 9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

##### 【これまでの主な取組】

- 男女が共に主体的に仕事や家事・育児、地域活動等を両立しながら暮らすことができる環境づくりに向け、地域ケアプラザや地域子育て支援拠点など、身近な地域における父親育児支援講座を新たに開始しました。また、父親の子育てをテーマとしたウェブサイト「ヨコハマダディ」での情報発信や啓発冊子の作成・配付等、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた市民向けの啓発に取り組みました。併せて、男女が共に働きやすい職場環境づくりを積極的に進めている市内の事業所を認定する「よこはまグッドバランス賞」など、企業の取組を推進しました。
- 子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）について、地域に根付いた協賛店の拡大や、新たにアプリを開発し提供を行うなど、利用者の利便性の向上に取り組めました。
- 毎年度子ども・子育て支援フォーラムを開催するとともに、子育て中の方からのメッセージなどを掲載したトツキトウカYOKOHAMAプロジェクトを推進するなど、子どもを大切にする社会的な機運の醸成に取り組めました。

##### 【今後の取組の方向性】

- 子ども・青少年や子育て家庭を社会全体で支えていくことが求められており、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの推進や気運醸成に向けた取組を推進します。また、身近な地域における子どもや青少年を見守る取組を支援するなど、安心・安全な環境づくりを推進します。

## 第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

### 1 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、  
豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を  
育むことができるまち「よこはま」

子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。彼らは、やがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、さらに次の世代につながっていく。こうした連綿と続く営みにより横浜の未来は創られます。

子ども・青少年の成長と子育てを支援することは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。

横浜で生まれた子どもたちが、地域の関わりの中で豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

## 2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の6つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

### 1 「子ども・青少年にとって」の視点での支援

子どものより良い育ちを社会全体で支え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、「子ども・青少年の視点」に立って、施策・事業の推進に取り組みます。

### 2 全ての子ども・青少年の支援

子ども・青少年の健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全ての子ども・青少年を支援する視点を持って取り組みます。

### 3 それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援

子ども一人ひとりの成長段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、子ども・青少年の成長を長い目でとらえ、子どもの育ちに関わる大人、関係機関、地域が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にす視点を持って取り組みます。

### 4 子どもの内在する力を引き出す支援

一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を自ら発揮することができるよう、その力を引き出していくという子ども・青少年への共感のまなざしと関わりを大切にす視点を持って取り組みます。

### 5 家庭の子育て力を高めるための支援

地域や社会が保護者に寄り添い、妊娠、出産、子育てに対する保護者の不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合い、子どもの成長の喜びや生きがいを感じることができるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組みます。

### 6 様々な担い手による社会全体での支援～自助・共助・公助～

「自助・共助・公助（※）」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援を課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うとともに、地域や様々な社会資源との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組みます。

（※）自助＝自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。

共助＝地域や仲間同士で互いに助け合いながら、できることを行う。

公助＝個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。

## 「子ども・子育て支援の意義」及び「児童福祉法の基本理念」について

子ども・子育て支援法に基づき内閣総理大臣が定める基本指針の中で、子ども・子育て支援の意義については、次のように示されています。

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。

また、平成28（2016）年の児童福祉法の改正により、児童が権利の主体であることなどが理念として明確化され、改正法の中で次のように示されています。

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

本市においても、子ども・子育て支援法に基づく基本指針における子ども・子育て支援の意義や児童福祉法の基本理念を踏まえながら、本計画を策定し、施策・事業を展開していきます。




## SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

- SDGs（エス・ディー・ジーズ〈Sustainable Development Goals〉）とは、2015（平成 27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて掲げられた、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。
- SDGs では「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決し、持続可能な世界を実現するため、17 の目標と 169 のターゲットが掲げられています。
- 横浜市中期4か年計画 2018～2021 において、計画を推進する基本姿勢として、あらゆる施策においてSDGs を意識して取り組んでいくこととしています。
- SDGs の 17 の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。また、「誰一人取り残さない」という考えは、横浜の未来を創る子ども・青少年一人ひとりの健やかな育ちを目指す、横浜市子ども・子育て支援事業計画の目指すべき姿にも当てはまるものです。
- そのため、子ども・青少年施策を推進するにあたってはSDGs を意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



本計画の基本施策とSDGsの関係（主に貢献する目標）

<p><b>基本施策1</b> 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援</p> <p>1 貧困をなくそう </p> <p>4 質の高い教育をみんなに </p> <p>5 ジェンダー平等を実現しよう </p>	<p><b>基本施策6</b> 地域における子育て支援の充実</p> <p>1 貧困をなくそう </p> <p>4 質の高い教育をみんなに </p>
<p><b>基本施策2</b> 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進</p> <p>1 貧困をなくそう </p> <p>5 ジェンダー平等を実現しよう </p>	<p><b>基本施策7</b> ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止</p> <p>1 貧困をなくそう </p> <p>3 すべての人に健康と福祉を </p> <p>4 質の高い教育をみんなに </p> <p>5 ジェンダー平等を実現しよう </p> <p>8 働きがいも経済成長も </p> <p>10 人や国の不平等をなくそう </p> <p>11 住み続けられるまちづくりを </p> <p>16 平和と公正をすべての人に </p>
<p><b>基本施策3</b> 若者の自立支援施策の充実</p> <p>1 貧困をなくそう </p> <p>4 質の高い教育をみんなに </p> <p>10 人や国の不平等をなくそう </p>	<p><b>基本施策8</b> 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実</p> <p>1 貧困をなくそう </p> <p>3 すべての人に健康と福祉を </p> <p>10 人や国の不平等をなくそう </p> <p>16 平和と公正をすべての人に </p>
<p><b>基本施策4</b> 障害児への支援の充実</p> <p>1 貧困をなくそう </p> <p>3 すべての人に健康と福祉を </p> <p>4 質の高い教育をみんなに </p> <p>8 働きがいも経済成長も </p> <p>10 人や国の不平等をなくそう </p>	<p><b>基本施策9</b> ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にできる地域づくりの推進</p> <p>1 貧困をなくそう </p> <p>3 すべての人に健康と福祉を </p> <p>5 ジェンダー平等を実現しよう </p> <p>8 働きがいも経済成長も </p> <p>10 人や国の不平等をなくそう </p> <p>11 住み続けられるまちづくりを </p> <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう </p>
<p><b>基本施策5</b> 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実</p> <p>1 貧困をなくそう </p> <p>3 すべての人に健康と福祉を </p> <p>4 質の高い教育をみんなに </p> <p>5 ジェンダー平等を実現しよう </p>	

## 第4章 施策体系と事業・取組

### 1 施策分野・基本施策

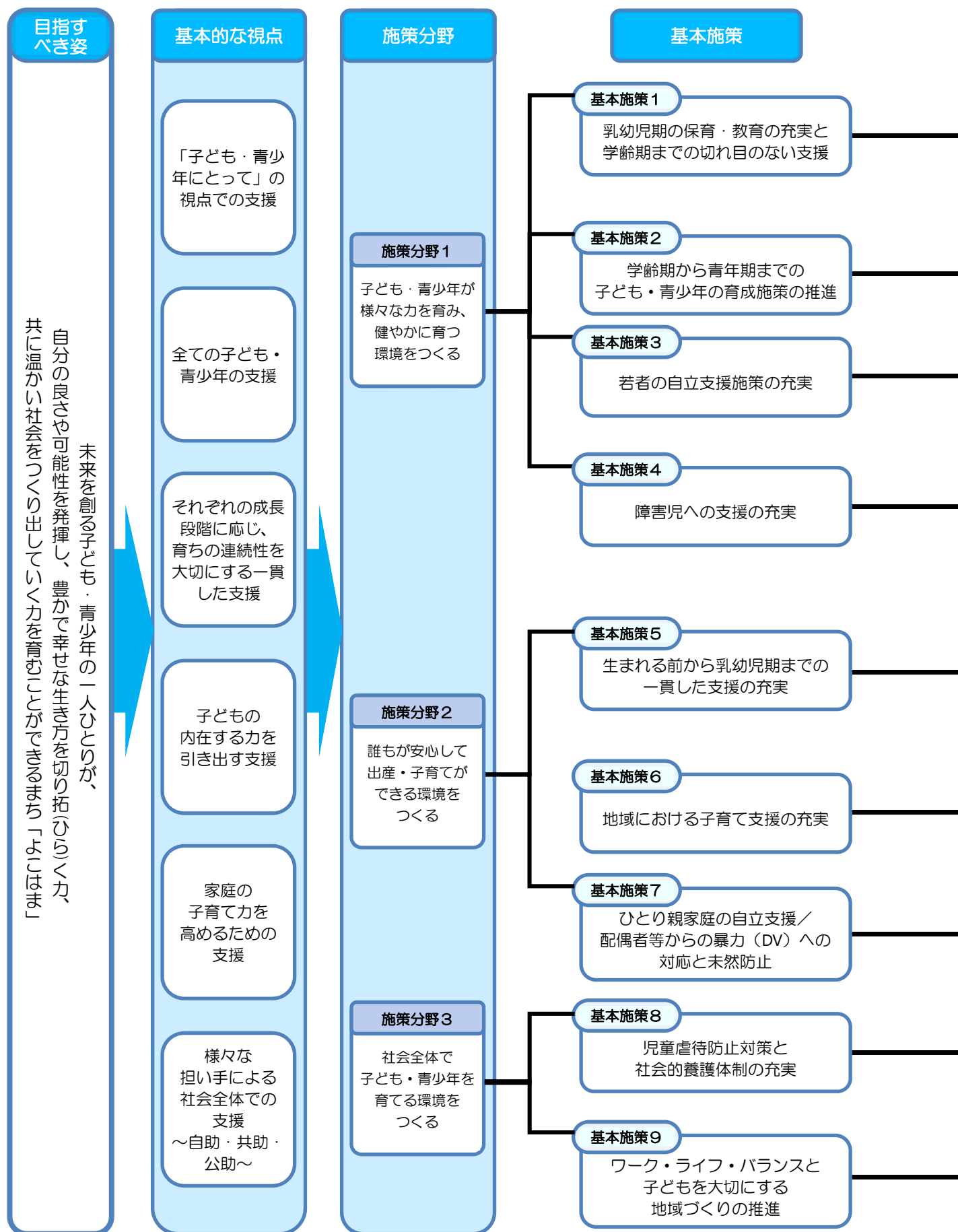
目指すべき姿、基本的な視点を踏まえ、子ども・青少年への支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、3つの施策分野と9つの基本施策により、計画を推進します。

<b>施策分野1</b>	<b>子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる (子ども・青少年への支援)</b>
<p>基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援</p> <p>基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進</p> <p>基本施策3 若者の自立支援施策の充実</p> <p>基本施策4 障害児への支援の充実</p>	
<b>施策分野2</b>	<b>誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる(子育て家庭への支援)</b>
<p>基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実</p> <p>基本施策6 地域における子育て支援の充実</p> <p>基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止</p>	
<b>施策分野3</b>	<b>社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる(社会全体での支援)</b>
<p>基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実</p> <p>基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切に作る地域づくりの推進</p>	





2 施策体系図



目標・方向性

(1) 子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続

(3) 保育・幼児教育の場の確保

(4) 保育・幼児教育を担う人材の確保

(5) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

(1) より良い小学生の放課後の居場所づくり

(2) 社会参画の推進に向けた子ども・青少年の成長の基盤づくり

(3) 課題を抱える青少年・若者を早期発見・早期支援につなげる環境づくり

(4) 全ての子ども・青少年の成長を見守り、支える地域社会づくり

(1) 若者自立支援機関などによる支援の充実

(2) 社会全体で見守る環境づくり

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

(2) 療育と教育の連携等による切れ目のない支援

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

(4) 障害児施設の整備と在宅支援機能の強化

(5) 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活における支援の充実

(6) 障害への理解促進

(1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実

(2) 安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療の充実

(3) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

(4) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実

(1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実

(2) 地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり

(3) 地域における子育て支援の質の向上

(4) 一時的に子どもを預けることができる機会の充実

(1) ひとり親家庭への総合的な自立支援と子どもへのサポート

(2) DV被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全・安心の確保・自立支援

(3) DV被害者等の支援に関わる職員の資質向上及び体制の強化、啓発等

(1) 児童虐待対策の総合的な推進

(2) 児童虐待対応における支援策の充実

(3) 社会的養護体制の充実

(4) 児童虐待対応や代替養育に関わる職員等の人材育成と確保

(1) ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方が実現できる環境づくり

(2) 子どもを大切に社会的な機運の醸成

(3) 安全・安心の地域づくり

## 3 指標一覧

施策分野	基本施策	指標番号	指標	直近の現状値	令和6年度目標
施策分野1	基本施策1	1	保育所等待機児童数	46人 (平成31年4月)	0人
		2	園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合(累計)	20.3% (平成30年度)	52%
	基本施策2	3	放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合(累計)	76% (平成30年度)	100%
		4	青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数(年)	676,360人 (平成30年度)	692,323人
	基本施策3	5	若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数(年)	1,038人 (平成30年度)	1,800人
		6	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善が見られた子どもの人数(累計)	160人 (平成30年度)	1,830人
	基本施策4	7	地域療育センターの初診待機期間	3.9か月 (平成30年度)	2.6か月
		8	児童発達支援事業の利用者数(地域療育センター含む)(年)	245,283人 (平成30年度)	318,310人
		9	放課後等デイサービスの利用者数(年)	772,894人 (平成30年度)	1,080,000人
施策分野2	基本施策5	10	妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2% (平成30年度)	98.7%
		11	産婦健康診査の受診率	78.7% (平成30年度)	89.0%
	基本施策6	12	地域での子育て支援の場を利用している親子の割合	44.2% (平成30年度)	50% (令和5年度)
	基本施策7	13	支援により就労に至ったひとり親の数(5か年)	460人 (平成30年度)	2,300人
14		ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数(年)	4,971人 (平成30年度)	6,000人	
施策分野3	基本施策8	15	虐待死の根絶	0人 (平成30年度)	0人
		16	里親等への新規委託児童数(5か年)	32件 (平成30年度)	170件
	基本施策9	17	よこはまグッドバランス賞認定事業所数(5か年)	139事業所 (平成30年度)	825事業所
		18	男性の育児休業取得率	7.2% (平成29年度)	13%

## 4 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性

### ページの見方

#### ①現状と課題

施策ごとに本市を取り巻く状況と課題を示しています。また、現状や課題を踏まえた必要性についても記載しています。

#### ②目標・方向性

現状・課題を踏まえ、計画期間における各施策の目標や方向性を示しています。

#### ③指標

計画期間内における各施策の成果を分かりやすく示すため、

- ・施策を実施した成果等について、客観的数値として把握できるもの
- ・施策の中で重要・象徴的な事業の実績を表すもの

を設定しています。

#### ④主な事業・取組

目標・方向性を踏まえ、計画期間に実施する事業や取組のうち主なものを掲載しています。また、各取組・事業に関連する、現時点で想定している5年間の事業量や直近の現状値などを示しています。

#### 主な事業・取組の見方（例）

各基本施策の主な事業・取組の名称です。  
※複数の施策に該当するものは再掲と表記しています。

事業・取組の概要を記載しています。

#### 保育・幼児教育研修及び研究事業

保育所、幼稚園、認定こども園のほか、認可外保育施設やベビーシッターなども対象として職種や経験別等の研修を実施し、専門性の向上を図ります。また、専門家の指導・助言を受けながら日々の保育実践を通して明らかになった課題について研究に取り組む場を設けます。さらに、実践者と参加者が学び合う公開保育を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む) (年)	27,369人 (平成30年度)	30,000人

主な取組・事業に関する事業量について、直近の現状値や令和6年度（又は途中年度）の想定値を記載しています。

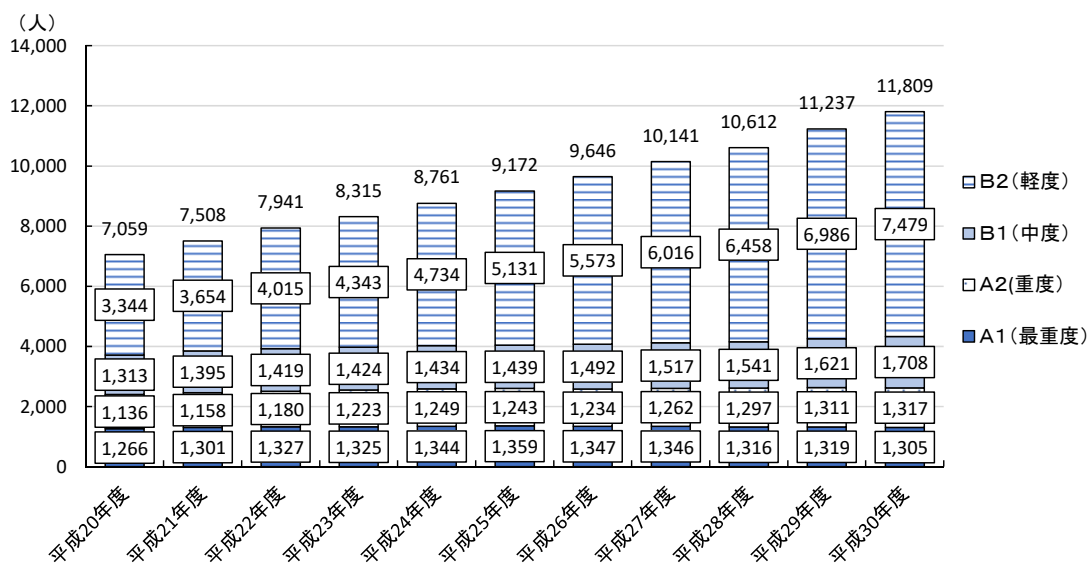
## 基本施策4 障害児への支援の充実

## 現状と課題

## (1) 障害のある子どもを取り巻く状況

- 障害のある子どもは、育ちと暮らしに個別の課題を抱えています。子どもとしての育ちを支えるとともに、障害に応じた適切な支援が必要です。また、家族が障害を受け止めることは容易ではなく、子育ての不安や負担を感じることも多くあります。そうした感情に寄り添い、家族がその子なりの成長に気付き、子育ての力を高められるような支援が求められています。
- 本市における統計では、子どもの人口が減少傾向にある中、障害のある子どもは増加しています。とりわけ、軽度の知的障害児や知的に遅れのない発達障害児の増加が顕著になっています。近年、発達障害の中でも特に「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児」が大幅に増加し、従来の障害福祉・教育等施策では十分に対応できていない現状となっています。「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児」に対する施策について、平成30（2018）年度に発達障害検討委員会から提出された報告書及び令和元（2019）年度の障害者施策推進協議会への諮問・答申を受け、施策の再構築や具体的な取組などが求められています。

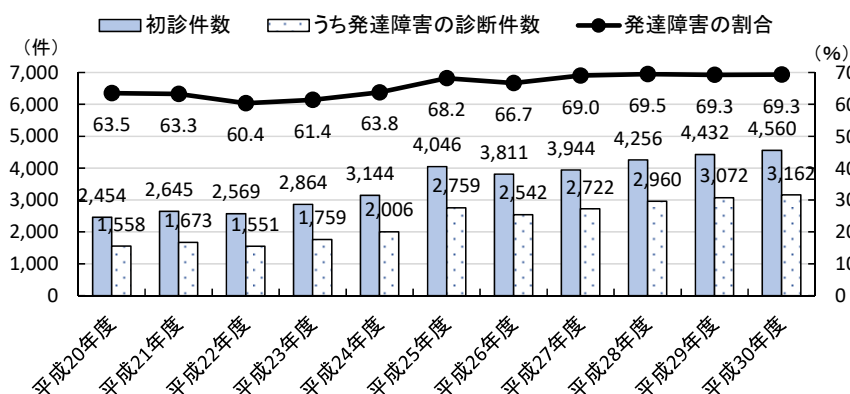
図表 4-4-1 18歳未満の愛の手帳所持者の内訳



(出典) 横浜市

- 地域療育センターの新規利用児も増加しており、その約7割が発達障害児です。今後も地域療育センターを利用する障害児は増えていく見込みであり、支援体制の一層の充実が求められています。

図表 4-4-2 地域療育センターにおける初診件数と発達障害の診断件数の推移



(出典) 横浜市

- 障害児の通所支援は、ニーズの増大に対応して事業者数が年々増加しており、提供されるサービスの質の維持・向上が課題となっています。
- 障害児相談支援事業所の不足等により、切れ目のない十分な相談支援体制が確立できていない状況です。障害児が将来希望する暮らしを実現するために、必要なサービス利用を選択することができる相談支援体制が求められています。
- 障害児の発達支援については、本人に対する支援に加え、保護者への支援が有効であると考えられ、体系的な保護者支援に取り組むことが求められています。
- 医療技術の進歩等を背景に、医療的ケア児や重症心身障害児が増えています。しかし、在宅生活において必要な支援を総合的に調整する専門的な体制がないことや、地域の医療機関や施設等において知識等がなく受入れが困難な状況があることが課題となっています。そのため、医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整する体制を構築し、受入れ体制を充実させることが求められています。
- 市内の障害児施設の中には、施設の老朽化への対応だけでなく、きめ細かな支援のために、個室化、ユニット化など生活環境の改善が必要になっている施設があります。

## (2) 療育と教育の連携

- 小・中学校在籍者数が減少している中で、発達障害など特別な支援が必要な子どもたちの増加や、障害が重度化・多様化している状況を踏まえ、福祉・療育と教育の連携による、一人ひとりの障害の状態や特性に応じた支援の充実が必要です。
- 教育と福祉の連携等の推進に係る国の考え方を踏まえ、障害等により特別な支援が必要な児童生徒に対し、それぞれの地域で切れ目のない支援を行うため、本市においても学校と地域の障害児通所支援事業所等との相互理解の促進が求められています。

## (3) 学齢期の障害児支援

- 各学校において特別な支援が必要な子どもが増えている中、国のインクルーシブ教育システムの構築

の考え方も踏まえ、様々なニーズに対応することが求められています。また、多様な学びの場で、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導・支援を行っていくためには、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性の向上が必要です。さらに、医療的ケアを必要とする子どもへの対応や多様なニーズに応じた学びの場の提供、保護者の負担軽減に向けた取組が求められています。

- 学齢後期（中学生・高校生年代）における発達障害児の新規診療、相談件数も引き続き増加しており、体制強化が求められています。また、ライフステージを通じた切れ目のない支援のためにも、関係機関との連携を図りながら、就労など成人期を見据えた支援を行っていく必要があります。
- 障害のある子どもたちにとっても、放課後、夏休みなどの長期休暇中は、普段の家庭生活や学校生活とは異なる経験を積んだり、体験を行ったりできる機会です。学齢期の障害児が安心して、充実した余暇を過ごすことのできる場の充実が必要です。

#### （４）障害への理解促進

- 障害児の増加とともに、保育所、幼稚園、認定こども園等に通う発達障害児も増えており、子ども同士が生活する中で、互いを認め合い、共に育ち合えることが重要です。
- また、地域においても、その一員として育つことができるよう障害への理解を図り、子どもが安心して成長できる環境をつくっていくことが大切です。とりわけ発達障害についての理解は、まだ十分とは言えない状況にあり、市民の理解を深めていく必要があります。
- 幼少期・学齢期から、健常者が様々な場面で障害のある人たちとの出会い、つながることで、障害特性や対応などの理解を深めていくことも重要です。



**目標・方向性****(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実**

- 障害がある又はその疑いのある児童に、相談から診断、療育までの一貫した支援を行います。
- 切れ目のない支援に向けて、保育所、幼稚園、学校及び自主的な活動である地域訓練会などとの連携強化を進めます。
- 初診までの待機期間の短縮を目指すとともに、利用申込みを受けた際は、できるだけ速やかに面談を実施し、早期に支援を開始する相談体制を構築します。

**(2) 療育と教育の連携等による切れ目のない支援**

- 地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援の実施、幼稚園及び保育所等と小学校との連携による情報の共有化等により、乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない一貫した支援を目指します。
- 国の「教育と福祉の一層の連携について（いわゆる「トライアングル通知」）」に基づいて、福祉と教育と各家庭が連携して障害児を支援する体制の整備に取り組みます。
- 障害児相談支援事業所を増やすことにより、希望するすべての方が障害児相談支援を受けられる体制を目指します。

**(3) 学齢障害児に対する支援の充実**

- 国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえて、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した適切な指導・支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性を向上し、校内支援体制の充実を図ります。
- 学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。
- 学齢期の障害児を対象に、放課後や夏休みなどに、のびのびと過ごしながら療育訓練や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービスなどの居場所の確保を進めるとともに、そのサービスの質の向上を図ります。また、引き続き、放課後キッズクラブ等、放課後児童育成事業における受入れも推進します。

**(4) 障害児施設の整備と在宅支援機能の強化**

- 常に医療的ケアが必要な児・者やその家族の地域での暮らしを支援する多機能型拠点の整備を市内方面別に進めます。
- 強度行動障害などの障害特性に応じたきめ細かい支援ができるよう、老朽化した障害児入所施設の再整備を行い、居室の個室化・少人数化やユニット化を進めます。

(5) 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活における支援の充実

- 医療的ケア児や重症心身障害児が、在宅生活において必要とする医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整する体制を構築します。
- 医療・福祉・教育分野等の関係機関が一堂に会し、地域における支援体制を構築していくための課題共有や意見交換、支援策等の検討を行います。
- 医療的ケアが対応可能な医療・福祉・教育分野等の受入れ体制の充実を図ります。
- 医療的ケアが必要な重症心身障害児等を在宅で介護する家族の負担軽減と生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに病院での受入れを行います。

(6) 障害への理解促進

- 障害のある子どもとその家族が安心して地域の中で生活し、健やかに成長できるよう、障害の区別なく共に暮らす社会を目指して、市民の障害への理解を促進します。そのため、乳幼児期、学齢期から相互理解に向けた教育や取組を進めるとともに、障害当事者、市民団体等による地域住民への啓発、交流の促進及び日頃の生活の中で関わることのできる仕組みづくりに取り組みます。

## 指標

指標	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
地域療育センターの初診待機期間	3.9 か月（平成 30 年度）	2.6 か月
児童発達支援事業延べ利用者数 (地域療育センター含む) (年)	245,283 人（平成 30 年度）	318,310 人
放課後等デイサービス延べ利用者数 (年)	772,894 人（平成 30 年度）	1,080,000 人

## 主な事業・取組

## 地域療育センター運営事業

医学的な診断に基づく「療育」に加えて、児童の主体性を大事にし自らの育つ力を支える「発達支援」、家族に寄り添い子育ての力を高める「家族支援」、地域で成長していくことを支える「地域支援」を包括的に進めます。また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣、保育所や学校等への巡回訪問による技術支援、障害児相談支援等を行います。併せて、発達障害児を中心とする新規利用者の増加、利用ニーズの多様化に対応できるよう、機能の見直しを図ります。

【平成 30 年度実績】巡回訪問回数：1,459 回

## 障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備（基本施策1の再掲）

障害のある子どもへの保育・幼児教育の場として、保育所や幼稚園（施設型給付対象園）、認定こども園など 551 か所で約 1,540 人（平成 30 年 4 月 1 日時点）の子どもを受け入れています。引き続き、全園を対象とした障害のある子どもへの理解を深めるスキルアップ研修等の実施により、積極的な受入れを促進していきます。

## 障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上

障害児が療育や余暇支援を受け、放課後や長期休暇に安心して過ごすことができる場を確保するため、放課後等デイサービス事業所を拡充します。また、研修などを通して人材育成を支援するとともに、事業所間や学校をはじめとする地域の関係機関、地域住民との連携を進め、サービスの質の向上を図るとともに、障害児相談事業所の拡充を推進します。併せて、放課後キッズクラブなど放課後児童育成事業における障害児の受入れを進めていきます。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①児童発達支援事業所数（累計）	125 か所（平成 30 年度）	139 か所
②放課後等デイサービス事業所数（累計）	292 か所（平成 30 年度）	450 か所
③障害児相談事業の受給者数（累計）	3,097 人（平成 30 年度）	7,000 人

### 学齢後期障害児支援事業の拡充

学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害のある児童が安定した成人期を迎えられるよう、生活上の課題解決に向けた診療、相談、学校等関係機関との調整などの支援を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
学齢後期障害児支援事業所数（累計）	3か所（平成30年度）	4か所

### 障害児入所施設の再整備

老朽化が進んでいる障害児入所施設について、障害特性に応じたきめ細かい支援ができるよう、再整備を進めます。

### 医療的ケア児・者等支援促進事業の推進

医療的ケア児・者や重症心身障害児・者のライフステージに応じた在宅生活を支援するため、医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整するコーディネーターを配置します。また、地域における更なる支援の充実に向けて、医療・福祉・教育分野等の関係機関が一堂に会し、課題共有や意見交換、対応策等の検討を行います。受入れ体制の充実を図るため、所属する施設・事業所等において、医療的ケア児・者等の受入れを積極的に行えるよう、支援に必要な知識・技術の普及啓発を行う支援者を養成します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①コーディネーターの配置（累計）	準備（平成30年度）	6人
②支援者の養成（累計）	40人（平成30年度）	350人

### メディカルショートステイ事業の推進

在宅重症心身障害児・者の多くは医療的ケアを必要とし、人工呼吸器等の高度な医学的管理が必要な方も増えていることから、重症心身障害児・者本人及び在宅生活を支える家族のために、療養環境の整備・充実を図ります。

【平成30年度実績】協力医療機関数（累計）：10病院、利用登録者数：315人

### 市民の障害理解の促進

発達障害への理解促進を図るための市域の講演会や各区で実施する啓発事業など、関係部署と連携して、市民への啓発を継続的に推進していきます。また、「セイフティーネットプロジェクト横浜」(※)や障害関連福祉施設、市民団体等による障害理解のための研修や講演、地域活動を支援・協働するなど、様々な普及啓発を推進します。さらに、ホームページ等の媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介し、市民や当事者、関係者の理解の促進に取り組みます。

※市内の障害福祉関係団体と機関で組織され、当事者や家族が主体となって、障害理解の促進に向け活動しています。

## 施策分野2

### 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる

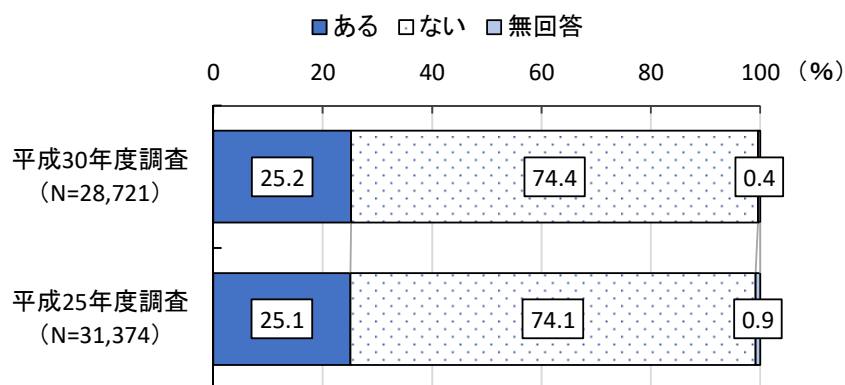
#### 基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

##### 現状と課題

##### (1) これから妊娠・出産・子育てを迎える若い世代の状況

- 子どもが健やかに生まれ成長していくためには、子どもの健康のみならず親が健康であることが何よりも大切です。若い世代の男女が、正しい知識を持ち、心身の健康を大切にしながら、主体的に自らのライフプランを選択することができるよう、これから経験する妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を行うことが重要です。
- 思春期は、その生活習慣が次世代の健康にも直結する重要な時期ですが、同時に身体面・精神面ともに成長・発達する変化が大きい時期でもあり、家族問題等と複雑に関係しながら、心と体に様々な問題が表面化することがあります。思春期特有の健康課題、性に関する不安や悩み等の相談に応じるとともに、思春期の子どもの身体的・心理的状況を理解し、子どもの行動を受け止める地域づくりなどが重要です。
- ニーズ調査では自分の子どもが生まれる前に、赤ちゃんの世話をした経験がない人が74.4%に上り、将来子どもを産み育てることのイメージが持ちにくくなっています。

図表 4-5-1 赤ちゃんの世話をした経験

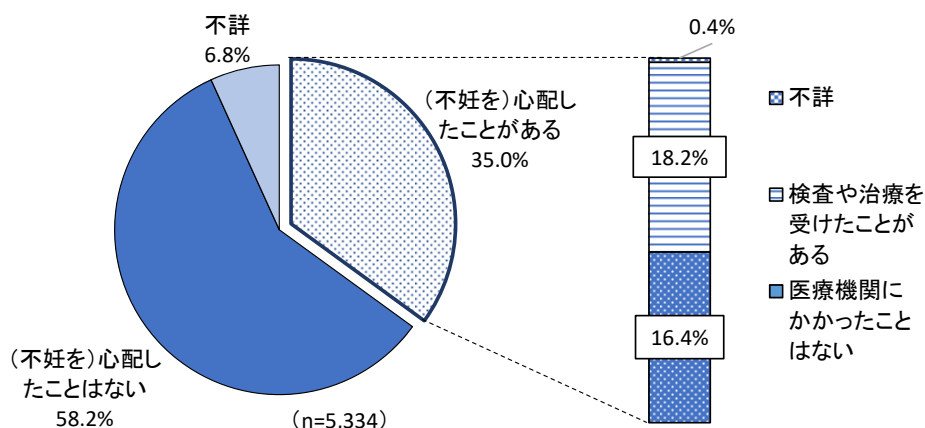


(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

- 内閣府の「母子保健に関する意識調査」（平成 26（2014）年度）によれば、20代の男女のうち16.4%が「女性の年齢による妊娠しやすさの違い」について「知らない」という実態が明らかになっています。不妊の要因は女性だけでなく男性にもあることや、妊娠・出産に適した年齢があることなど、不妊に関する正しい知識の普及が重要となっています。

- また、国立社会保障・人口問題研究所の「第 15 回出生動向基本調査(夫婦調査)」（平成 27(2015)年度）によれば、不妊について心配したことがある夫婦は 35.0%で、実際に不妊の検査や治療をしたことがある夫婦は全体の 18.2%であることも明らかになっています。子どもを産み育てたいと希望する人が妊娠・出産につながるよう、不妊治療による経済的な負担軽減への支援が必要です。

図表 4-5-2 不妊についての心配と治療経験



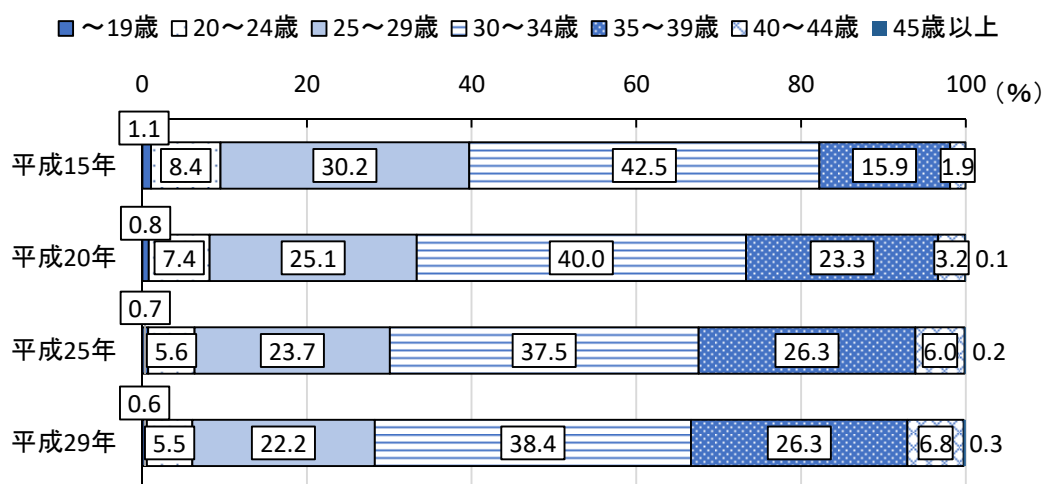
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査」(平成 27 年度)

- さらに、インターネットやSNS等の普及に伴い様々な情報が容易に手に入りやすくなっている一方で、誤った情報により不安が助長されてしまうことも懸念されます。このため、不妊や不育に悩む人が正しい情報を入手し、個々の状況に合った選択ができるよう取組を充実する必要があります。
- 様々な事情により、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きにとらえることができない「予期せぬ妊娠」では、母子の健康に大きな影響を及ぼすばかりではなく、「生後0日死亡」につながる場合もあります。令和元(2019)年度に報告された厚生労働省の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等(第 15 次報告)」によると、平成 29(2017)年度中に発生した虐待死亡事例 52 人(心中以外)のうち「予期しない妊娠/計画していない妊娠」に関連した事例は 16 人(30.8%)、特に「生後0日死亡」では、14 人のうち 9 人(64.3%)となっています。妊娠・出産の悩みを一人で抱えることがないよう、相談支援の体制を充実させることが必要です。

## (2) 妊娠・出産・子育て世代の現状と課題

○ 結婚年齢の上昇に伴い、本市における35歳以上の高齢出産の割合は、平成15（2003）年では17.8%でしたが、平成29（2017）年には33.4%となり、出産する女性の3人に1人が高年齢で出産しています。これは、全国（28.6%）と比べても高い数値となっています。出産年齢が高齢化すると、妊娠糖尿病や妊娠高血圧症候群などの合併症のリスクが高まり、母体や胎児にも様々な影響があるだけでなく、産後の母体の回復が長引く傾向があり、産後の母の心身の不調や育児の負担感にも影響を与えています。

図表 4-5-3 出生時の母親の年齢の推移



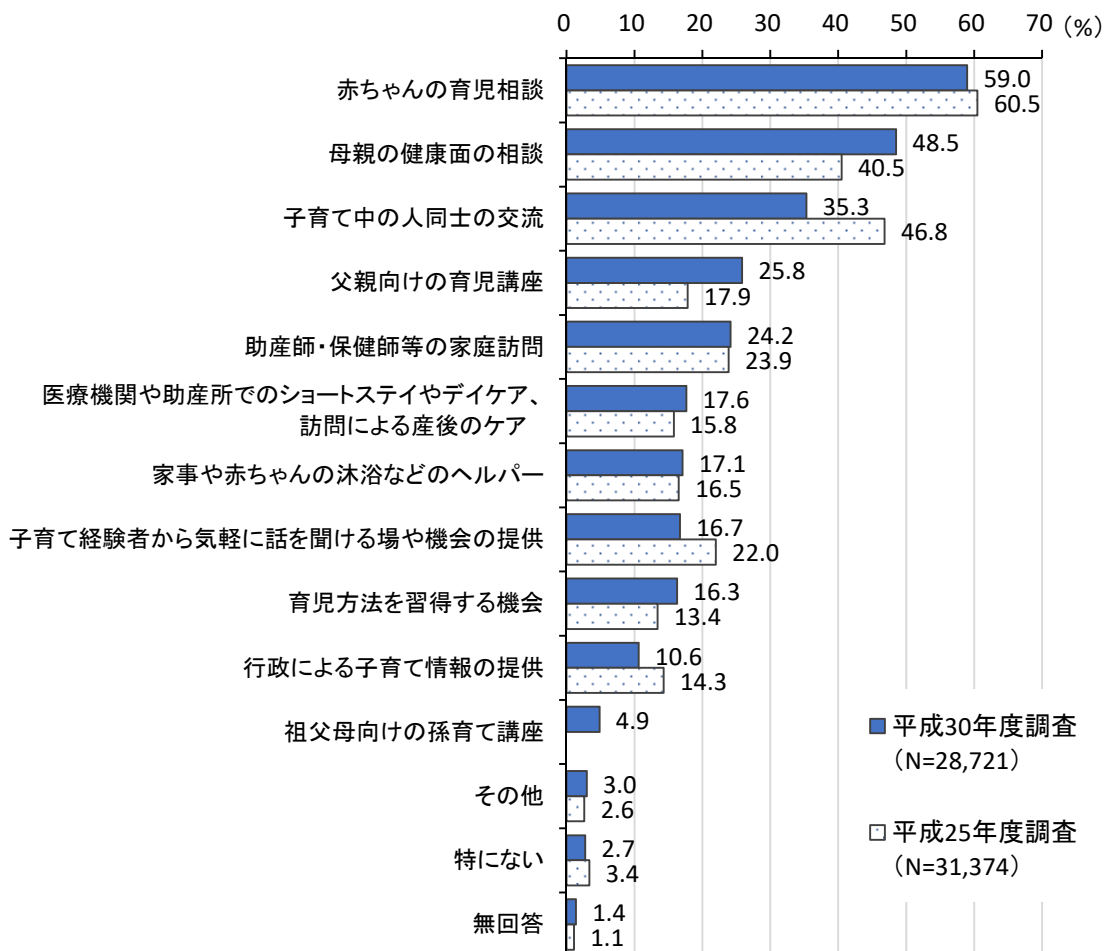
（出典）横浜市保健統計年報

○ ニーズ調査では、「妊娠中や出産後に重要なサポート」として、「赤ちゃんの育児相談」（59.0%）に次いで「母親の健康面の相談」を挙げる人が48.5%いるなど、母体に過重な負担がかかっている状況がうかがえます。妊娠・出産後も働き、仕事と妊娠、出産、子育てや家事、介護の両立に取り組む女性が増える中で、母親の健康への支援の必要性が高まっています。

○ ニーズ調査では、「子育てに対する周囲（祖父母や友人、知人、近所の人等）からの支え」について、18.6%の人が「いずれもない」と答えており、この傾向は増加しています。結婚・出産年齢の上昇傾向に伴い、これまで子育て家庭を支えてきた祖父母世代も高齢化するなど子育て家庭の状況が多様化する中で、妊娠・出産や子育てへの支援の重要性が高まっています。

○ ニーズ調査では、「妊娠中や出産後半年くらいまでの間に、子育てに不安を感じたり自信をもてなくなったりした人」の割合は76.1%で増加傾向にあります。妊娠中から助産師・保健師等の専門的な相談支援を充実させるとともに、特に産前産後に子育ての負担を軽減し安定した生活が送れるよう、家事や育児のサポートを行う支援が重要です。併せて、地域の子育て関係者による支援と連携しながら、親自身が子育てについて必要な知識や技術を学ぶ場を提供するなど、安心して出産・子育てができる環境を整えることが重要です。

図表 4-5-4 妊娠中や出産後に重要なサポート【複数回答】



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

- 出産後、約 1 割の産婦に「産後うつ」が発症すると言われています。産後の母親の心の不調は、子どもの成長発達に重大な影響を与える可能性があるため、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦を早期に把握するとともに、妊娠期からの適切な支援を行う必要があります。
- 手軽に入手できる育児情報が増大する一方で、育児を身近に感じる経験や、周囲からの支えの不足が、育児の不安感や負担感につながっています。子どもの発達や発育の偏り、疾病、養育者の心身の不調等、様々な要因から生じる「育てにくさ」「育児のしんどさ」を抱える養育者に寄り添いながら、乳幼児健康診査等の場で、子どもの健やかな成長・発達が確保されるよう、必要な支援を行うことが重要です。
- 平成 25 (2013) 年度では 86.0%だった「3歳児でむし歯のない者の割合」は、平成 30 (2018) 年度には 90.3%となりました。一方、第 1 子に比べ第 2 子以降のむし歯の割合が高いことや、「噛めない」「うまく飲み込めない」などの食育と関連した口腔機能の問題が発生しています。また、平成 30 (2018) 年度の妊婦歯科健診の受診率は 36.6%に留まっており、母体や胎児の健康維持のため受診率を向上させるとともに、健診を機会に家族の歯科口腔保健に関心を持ってもらえるよう、妊娠期からの一貫した働きかけが重要です。
- 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策を充実させるとともに、地域の子育て支援に関わる人や医療機関等とのネットワークを築き、子育て家庭が地域で孤立することなく、温かく見守られ支えられる包括的な支援の環境づくりを進めることが重要です。



- また、母子保健事業の充実を通じて、妊娠期からの児童虐待の予防に取り組むことが重要です。

### (3) 産科・周産期医療、小児医療の充実

- 小児科については、安定的に救急医療を提供していくために、医師確保が課題となっています。
- 産科については、出産場所や NICU 等周産期病床の確保とともに、市内3病院を産科拠点病院に指定し、周産期救急の質と安全性の向上を図ってきました。今後、高齢出産等ハイリスク分娩への対応や、女性医師が多い産科医の勤務環境改善などにより、より安心して安全な出産ができる環境づくりが求められています。
- 多くの保護者が子どもの急病時などの対応に不安を抱えており、休日・夜間の小児救急に対するニーズは高い状況です。小児救急医療機関の適正利用、子どもが病気のとときの適切な対応等について、引き続き家庭向けに情報提供していくとともに、小児救急医療体制の安定的な運用を行うことが求められています。
- 家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関を受診しやすい環境を築くため、平成31(2019)年4月より、小児医療費助成制度の通院助成対象の上限を小学6年生から中学3年生までに拡大しました。

## 目標・方向性

## (1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実

- 将来、自分らしいライフプランを選択できるよう、若い世代に分かりやすく妊娠や不妊、出産に関する正しい知識を伝える取組を充実させます。
- 妊娠や不妊、出産に関する悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、不妊・不育に関する相談体制や女性のための健康相談への対応を充実させます。
- 子どもを希望する人が不妊治療を受けやすくするため、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に対する助成を実施します。
- 様々な事情から予期せぬ妊娠をした人等に、一人で悩みを抱えることなく気軽に相談ができるよう、相談窓口「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、相談者一人ひとりの置かれている状況を丁寧に受け止め、区福祉保健センター等と連携しながら切れ目のない相談支援を充実させます。

## (2) 安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療の充実

- 母子ともに安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や受診勧奨を行います。また、妊娠中から歯の健康に関する正しい知識を持ち主体的に予防の取組を行うことで、妊婦だけでなく家族の生涯にわたる健康増進につながるよう、妊婦歯科健康診査を実施します。
- 安心して出産できる環境を確保するため、分娩取扱施設の維持を図るとともに、産婦人科の医師確保について支援を行います。
- 急な病気やけがの際に、今すぐ救急車を呼ぶべきか、どの科を受診すべきかなどの受診相談や急病時に受診可能な医療機関を案内する「横浜市救急相談センター（＃7119）」により、小児救急を含めた救急医療に関する電話相談体制を確保します。
- 子育て世代の経済的な負担を軽減するとともに、慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。

## (3) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

- 妊娠中から産後までの心身が不安定になりやすい時期に、必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、区福祉保健センターに母子健康手帳交付時の相談等を専任で行う母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期の相談支援をより一層充実させます。横浜市版子育て世代包括支援センターとして、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に取り組みます。
- 出産前から赤ちゃんのいる生活を想定し、産後の家事・育児の準備ができるよう、両親教室等を充実させます。
- 主に第1子が出生した家庭に対して、保健師、助産師等の専門職が訪問し、母と子の健康状態を確認するとともに、育児に関する不安・悩みの相談に応じるなど、家族への支援を行う新生児訪問を充実させます。

- 民生委員・児童委員などの地域の訪問員による「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を充実させ、親子が地域で孤立せず安心して育児ができるよう支援を行います。
- 産前産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、家事・育児の負担を軽減するため、産前産後ヘルパーを派遣するとともに、出産直後の母子へのケア等を行う産後母子ケア事業（デイケア・ショートステイ・訪問型）に取り組み、安定して生活を送れるよう支援します。
- 産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に把握し支援を行うため、産婦健康診査において、「お母さんの心の健康アンケート」を実施するとともに、妊娠期から地域の産科、精神科、小児科や助産院等の医療機関同士や区福祉保健センターが連携する仕組みづくりを進めます。また、妊産婦やその家族に対し、産後うつに関する知識の普及啓発に取り組みます。

#### （４）乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実

- 乳幼児の健やかな発育・発達を支援し、疾病や障害の早期発見・早期支援につながるよう、乳幼児健康診査や保健指導、訪問指導に取り組みます。また、継続的な支援が必要な場合には、関係機関と連携し適切な支援を行います。
- 養育者の育児不安を軽減し、見通しを持って子育てができるよう、乳幼児健康診査等の機会を通じて、子どもの発育発達段階に応じた正しい知識の啓発や育児力の向上につながる支援の充実に取り組みます。
- 子育てを困難に感じる養育者が、悩みを一人で抱えることなく育児ができるよう、保健師・助産師等による個別相談や家庭訪問において個々の状況に応じた支援に取り組みます。また、子育ての不安や孤立感を抱える家庭に対しては、育児支援家庭訪問員が継続的に訪問し相談支援を行うほか、育児支援ヘルパーを派遣するなど、安定した育児ができるよう支援します。

## 指標

指標	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2% (平成30年度)	98.7%
産婦健康診査の受診率	78.7% (平成30年度)	89.0%

## 主な事業・取組

## 思春期保健指導事業

区福祉保健センターや学校等で思春期の子どもやその親に対して、親子関係、思春期の性、薬物の害、食生活等について正しい知識の普及を図り、思春期の子どもの心身の健やかな成長を支援します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
思春期保健講座 (年)	128 件 (平成30年度)	152 件

## 不妊相談・治療費助成事業

高額な治療費がかかり、医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精・顕微授精）及び男性不妊について、経済負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。また、不妊や不育に悩む方に対して、不妊治療等に関する正確な情報提供や相談者が個々の状況に応じて対応を自己決定できるよう支援するため、不妊・不育専門相談を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①特定不妊治療費助成件数 (男性不妊助成件数) (年)	4,571 件 (25 件) (平成30年度)	5,330 件 (37 件)
②不妊・不育・専門相談件数 (年)	54 件 (平成30年度)	54 件

## 妊娠・出産相談支援事業

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、安全な妊娠・出産等への支援につなげます。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
にんしんSOSヨコハマ相談件数 (年)	414 件 (平成30年度)	734 件

妊婦健康診査事業		
母子共に安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の一部助成や受診勧奨を行います。		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
受診回数（年）	335,557 回（平成 30 年度）	325,766 回

産科・周産期医療の充実
市民が安心して出産できる環境を整備するため、分娩取扱施設への支援や周産期救急病院の体制強化などを通じて、出産できる施設や、妊娠中に急変した場合に対応できる医療機関の確保に取り組みます。 【平成 30 年度実績】産科拠点病院数：3か所、周産期救急連携病院数：9か所

小児救急拠点病院事業
小児科医による 24 時間 365 日の小児救急医療を実施する医療機関を「小児救急拠点病院」として位置付け、安定的な運用を行います。 【平成 30 年度実績】小児救急拠点病院数：7か所、

小児救急に関する電話相談
子育て家庭の不安を解消し、適切な受診を勧めるため、「横浜市救急相談センター（#7119）」による小児救急を含めた救急に関する電話相談を実施しています。 【平成 30 年度実績】相談件数：79,012 件

小児医療費助成事業
子育て世代の経済的な負担を軽減し、医療機関を受診しやすい環境を整えるため、子どもの医療費の一部を助成します。 【平成 30 年度実績】対象者数：278,631 人

小児慢性特定疾病医療給付
慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。 【平成 30 年度実績】対象者数：3,082 人

妊娠届出時の面接（母子保健コーディネーター）		
横浜市版子育て世代包括支援センターの機能として、区福祉保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、特に母子健康手帳交付時から産後4か月を中心に継続した相談体制を充実させるとともに、母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図ります。		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
妊娠・出産・子育てマイカレンダー （セルフプラン）作成件数（年）	10,087 件 （平成 30 年度）	27,958 件

横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実
区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が、それぞれの強み・ネットワークを生かして、より一層、連携・協働することにより、「横浜市版子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させていきます。

母子訪問指導事業		
母性の保護及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊娠届出者に対する母子健康手帳の交付や妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等への妊娠・出産・育児に関する保健指導や訪問指導を行います。		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
第1子への訪問率	93.8%（平成 30 年度）	96.4%

こんにちは赤ちゃん訪問事業		
地域の訪問員が生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児情報の提供や養育者の話を聴くことにより育児不安の軽減を図るとともに、必要な場合は保健師等の支援につなげます。また、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで、日常的な交流のきっかけをつくり、子どもを地域で見守るまちづくりを推進し、児童虐待の予防にもつなげます。		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①訪問件数（年）	26,198 件（平成 30 年度）	24,579 件
②訪問率	93.9%（平成 30 年度）	96.1%

産後母子ケア事業		
産後の心身共に不安定になりやすい時期（産後4か月未満）に、家族等から産後の支援を受けられず、また育児不安が強いなど支援を必要とする方を対象に、助産所・産科医療機関でデイケアやショートステイを実施し、心身の安定を図り育児不安を早期に軽減します。また、産後4か月未満の外出が困難な方を対象に、授乳トラブルや母乳育児への不安解消を目的として、訪問型の産後母子ケア事業を実施します。		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①デイケア実利用者数（年）	153人（平成30年度）	341人
②ショートステイ実利用者数（年）	249人（平成30年度）	522人
③訪問型実利用者数（年）	663人（平成30年度）	1,573人

産前産後ヘルパー派遣事業		
家事・育児のサポートを必要とする妊婦及び産後5か月（双子以上の場合は1年）未満の乳児がいる家庭を対象にホームヘルパーを派遣し、子育て負担の軽減を図り、安定した生活を送れるよう支援します。		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
延べ派遣回数（年）	10,345回（平成30年度）	15,340回

産婦健康診査事業		
産婦健康診査（2週間・1か月）の費用の一部助成や受診勧奨を行うことにより、精神的に不安定になりやすい産後間もない母親の、身体的機能の回復や授乳状況及び心の健康状態を把握するとともに、支援が必要な産婦に対し、医療機関と区福祉保健センターが連携して適切な支援を行います。		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①1か月健診の受診者数（年）	21,949人（平成30年度）	22,726人
②1か月健診の受診率	78.7%（平成30年度）	89.0%

産後うつ等の早期支援に向けたネットワーク構築		
産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に発見し、適切な支援を行うことができるよう、産後うつ対策検討会等を開催し、産科等の医療機関と行政機関が連携する仕組みづくりや、生活圏において地域の関係機関が相互理解を深め、顔の見える関係性を構築するための取組を進めます。また、妊産婦やパートナー、家族など周囲の人が産後うつに気づき、適切な対応ができるよう、産後うつに関する理解を促進するための啓発を進めます。		

## 乳幼児健康診査事業等

先天性の異常や障害の早期発見・早期治療等を図るため、新生児を対象に、先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施します。また、生後1か月・7か月・12か月に市内小児科医療機関で、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に区福祉保健センターで乳幼児健康診査を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。さらに、3歳児を対象に、視覚・聴覚の異常を早期に発見し適切な支援を行うため視聴覚検診を実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
区福祉保健センター 乳幼児健康診査受診率	4か月児健診 97.2% (平成30年度)	4か月児健診 98.0%
	1歳6か月児健診 96.7% (平成30年度)	1歳6か月児健診 97.0%
	3歳児健診 96.5% (平成30年度)	3歳児健診 96.5%

## 歯科健康診査事業

妊娠期の歯科疾患を早期発見、早期予防し、母体と胎児の健康の保持増進を図るため、妊婦歯科健康診査を行います。また、乳幼児の歯科疾患を早期発見、早期予防し、子どもの健全な発育を図るために、乳幼児歯科健康診査及び歯科相談を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①妊婦歯科健康診査受診率	36.6% (平成30年度)	40.0%
②3歳児で虫歯のない者の割合	90.7% (平成30年度)	90%以上に維持 (かつ増加傾向)

## 育児支援家庭訪問事業

不適切な養育や児童虐待を防止するため、育児不安等を抱える家庭に継続的に訪問等を行うことで、安定した養育が可能になるように支援します。また、乳幼児健康診査の未受診者の状況を把握し必要な支援を行うとともに、育児不安や育児困難を抱える養育者を対象に、自分に合った子育ての方法を学び、安心して育児ができる親支援プログラムを実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①家庭訪問延べ実施回数(年)	3,775回(平成30年度)	5,088回
②ヘルパー延べ派遣回数(年)	2,209回(平成30年度)	2,952回



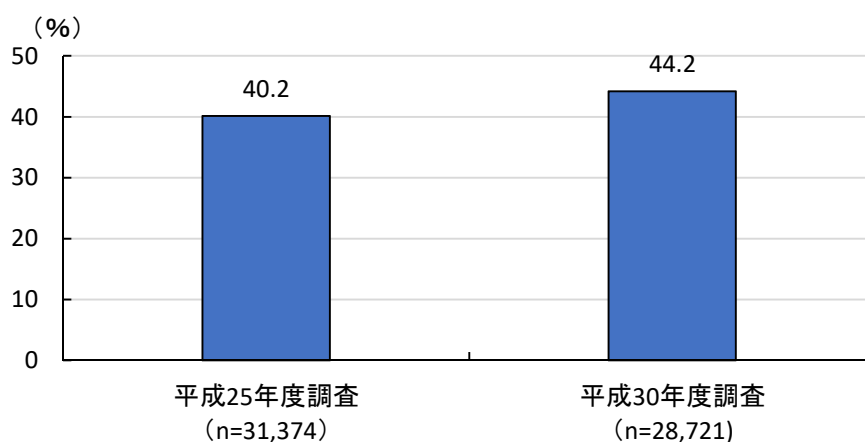
## 基本施策6 地域における子育て支援の充実

### 現状と課題

#### (1) 地域での子育ての支援の場と機会の必要性

- ニーズ調査では、地域での子育て支援の場を利用している親子の割合は増えており、平成25(2013)年度では40.2%でしたが、平成30(2018)年度調査では44.2%となっています。一方で「子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりすることがよくあった」と回答した人も、前回調査に比べて増えており、支援ニーズは依然高い状況にあります。

図表 4-6-1 地域での子育て支援の場を利用している親子の割合



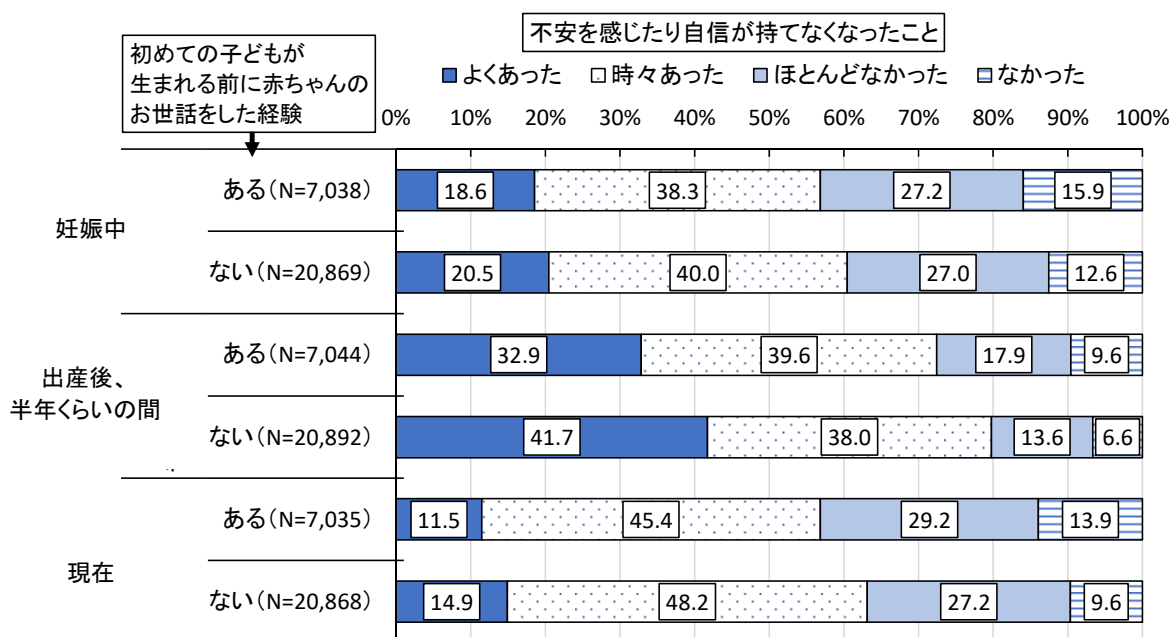
(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

- 国勢調査（平成27(2015)年）によると、本市の6歳未満の子どもがいる世帯の94.8%が核家族であることや、ニーズ調査では、18.6%が祖父母や親族など「子育てに対する周囲の支えがない」と回答していることから、孤立した子育てになりやすい環境にあることがうかがえます。
- このような環境の中では、子育て家庭が日常的に感じる小さな疑問や困りごとを、大きな悩みになる前に、気軽に相談し解決できる場を、子育て家庭の日常の中の身近な場所につくることが求められています。
- また、未就学児全体の保育所等の利用の割合が増えており、親子の居場所利用者の半数以上が幼稚園・保育所等を利用している状況であることから、地域での子育て支援は、自宅で育児をしている家庭だけでなく、全ての家庭に向けての取組を進める必要があります。

#### (2) 妊娠期からの支援の重要性

- ニーズ調査では、初めて子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがない保護者は、74.4%となっており、日常生活の中で子どもと接する機会がなく、子育ての具体的なイメージを持たないまま親になる人が多い状況を示しています。これらの人については、子育てについて不安を感じたり自信を持てなくなったりしたことがある割合が比較的高い傾向にあります。このことから、「出産・子育てのイメージを持つこと」が、安心して子育てをするためには大切です。

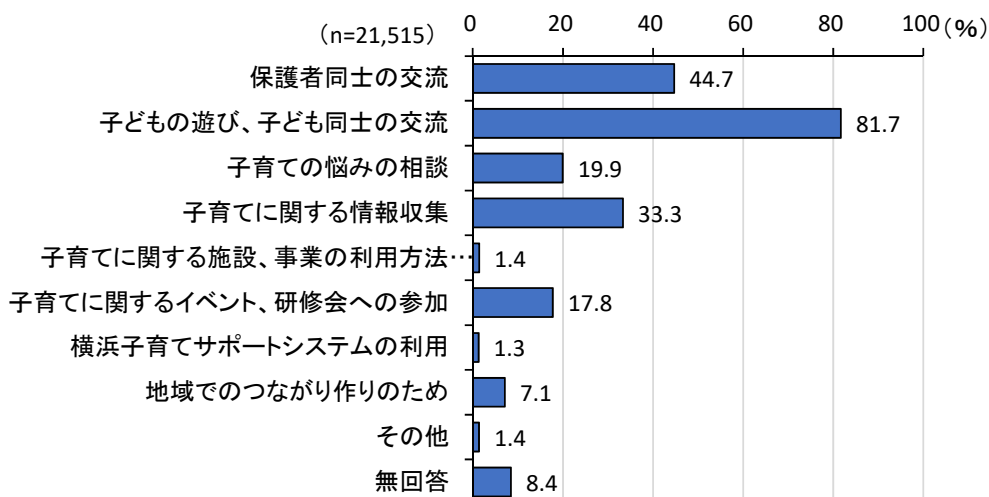
図表 4-6-2 赤ちゃんの世話をした経験別の子育ての不安



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成 30 年度、未就学児）

- 特に生活が大きく変化する妊娠期からの支援に重点を置き、見通しを持ち、安心して子育てをスタートできるように支えることが重要です。保育所等の利用が増える中、妊娠中・育児休業中に地域での支援を知り、利用することが、その一時の支えとなるだけでなく「困ったことがあれば相談できる」との安心感を持った子育てへとつながります。
- さらに、ニーズ調査では、地域の子育て支援施設の利用目的のうち「子どもの遊び、子ども同士の交流」に次ぎ「保護者同士の交流」が多くなっており、仲間づくりの場の提供への期待が大きいことにも着目する必要があります。妊娠期からの保護者同士の仲間づくりを支援することも、地域での子育て支援に求められる役割と言えます。

図表 4-6-3 地域の子育て支援施設の利用目的

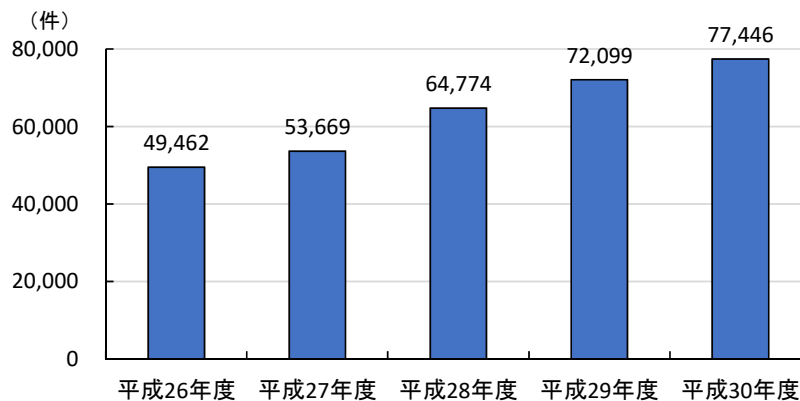


(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成 30 年度、未就学児）

### (3) 個々の家庭状況やニーズに応じた支援の実施のための、支援の質の維持・向上

- 子育て家庭の置かれる状況が多様化することに対応し、支援のニーズも複雑化しています。
- 第1期計画期間では、それぞれの親子に寄り添った対応や、より個別性の高い相談内容への対応を充実させるために、地域子育て支援拠点で利用者支援事業（基本型）を開始するなど、相談機能の充実を図ってきました。それにより、例えば地域子育て支援拠点における相談件数は毎年増えており、第1期計画策定前の平成26（2014）年度と平成30（2018）年度を比べると、約1.5倍となっています。
- 第2期計画期間ではこれまでの取組を踏まえ、引き続き、支援の質の維持・向上に取り組むことが重要となります。担い手一人ひとりのスキルアップを図るとともに、担い手同士の連携による質の向上も求められます。さらに、これまで地域の支援を利用していなかった、あるいは利用しにくかった方にも利用していただけるよう、新たな支援方法の検討も必要です。

図表 4-6-4 地域子育て支援拠点における相談件数



(出典) 横浜市

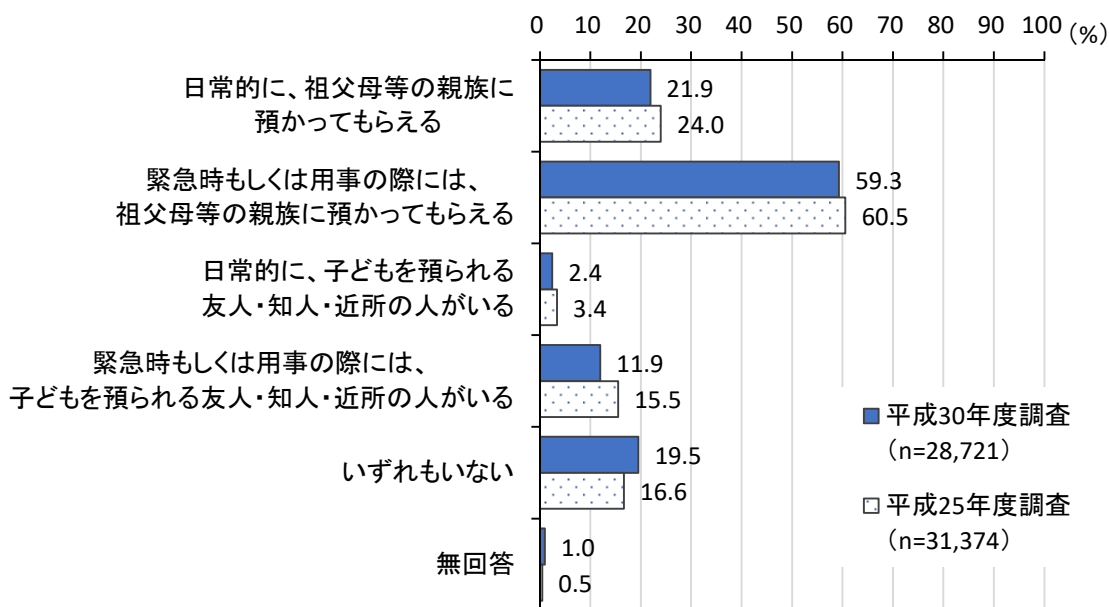
### (4) 地域ぐるみで子育てを支える環境づくり

- 少子化や地域でのつながりの希薄化が進む中、孤立しない子育てのためには、日常生活の中で気軽に声を掛け合い、助け・助けられる地域でのつながりが重要です。子育て家庭同士でのつながりだけでなく、様々な世代、立場の方に、子育て家庭に目を向けてもらい「子育てを温かく見守る地域づくり」を進めていくことが必要です。その中では、親になる前に子どもの世話をすることが得られるよう、これから親になる世代に関わってもらうことも、大切な視点です。
- また、時に「支援する側・される側」という枠を超えて互いに支え合うことを通じ、保護者が地域社会に関心を持ち、子育て支援や他の地域活動の次の担い手になるような働きかけを継続することも、地域づくりには大切です。
- 親子の居場所の利用者からも「居場所に来ることで参加者同士や地域とのつながりができていることを実感する」との声が寄せられています。「地域に子育てを助けてくれる人がいる」「近所づきあいが楽しい」と感じ、地域のことを「我が事」として皆で考えていける機運を醸成することが重要です。そのため、横浜市版子育て世代包括支援センターとして、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が連携し、地域の子育て支援に関わる人と協力しながら、「地域づくり」を念頭に置いた支援を展開する必要があります。

## (5) 多様な預かりニーズへの対応

- 親自身が育った場所で育児をする人が減っていることもあり「日常的に子どもを預かってもらえる親族や知人がいる」という割合は少なくなっています。リフレッシュの機会、家族の通院など、一時的な預かりのニーズに応えることで、子育てに伴う身体的・精神的な負担感の軽減を図ることができる預かりの場の充実が求められています。
- 保育所等を利用していない親子にとっては、一時的な預かりを利用することで、単に預かりのニーズを満たすだけでなく「親とは別の目で子どもの成長を見守ってもらえる人」や「子育ての相談をできる場」を持つことにもつながります。これは、悩みを家庭で抱え込まずに、いろいろな人の手を借りながら子育てをするために大切な環境と言えます。
- さらに、預かりを利用することで、子どもが家族以外と接する時間を持つことは、大きな経験になると言えます。核家族化が進み、限られた大人の中で育つ子どもにとって、預かりを通じ、子どもを温かく見守る多くの人と触れ合うことは大切な機会となります。

図表 4-6-5 子どもを預かってもらえる親族・知人の存在



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

**目標・方向性****(1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実**

- 子どもや子育て中の保護者にとって、身近で安心できる場で、様々な人と出会い、交流することは、豊かな子育て環境を整えるために大切です。そのため、引き続き、親子にとって身近な居場所の拡充と、その認知度の向上を図ります。また、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期からの支援、及び父親や祖父母等、家族全体への支援の充実に取り組みます。
- これまで地域での子育て支援を利用していなかった親子も、気軽に利用できるよう、アウトリーチ型の支援など、新たな手法も取り入れ、支援の充実を図ります。
- 子育て中の親子の協力を得て、中学生・高校生が子育て中の親子と触れ合うことのできる場や機会をつくるなど、次世代に向けた働きかけにも取り組みます。

**(2) 地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり**

- 子育て支援に関わる人材の発掘・育成に係る取組を継続します。「支援する側とされる側」という枠を超え、親子同士あるいは親子に関わる人が互いに「支えられる安心・支える喜び」を感じることで、子育て家庭が次の支援の担い手となるような丁寧な取組を継続します。
- 子育て家庭に関わる人だけでなく、多くの人々が子育て家庭に心を寄せ、温かく見守る機運を醸成する取組を推進します。子育ての現状や支援の必要性を地域の住民が理解できるよう、機会をとらえて働きかけを行うとともに、様々な施設・機関・地縁組織、人が持つ多様な強みを活かして、子育て家庭を支えるつながりづくりに取り組みます。

**(3) 地域における子育て支援の質の向上**

- 支援を充実させることと併せて「保護者が自分に合った支援を選ぶ」ことも大切です。それぞれの家庭に寄り添い、ニーズに応じた施設や制度を円滑に利用できるよう、相談支援や情報提供の充実、関係機関同士の連携、地域のネットワーク強化を図り、必要な支援を紹介するなど、きめ細やかな支援を行います。
- 多様な支援ニーズに適切に対応するため、支援者を対象に、体系的に研修を実施するなど、地域における子育て支援の質の維持・向上に取り組みます。

**(4) 一時的に子どもを預けることができる機会の充実**

- 子育て中の保護者の負担感や不安感を軽減するため、リフレッシュの機会や一時的な保育ニーズに応える預かりの場を拡充するとともに、預かりを通じた相談対応により、子育て家庭と子どもの育ちを支えます。
- 市民同士の預かりによる支え合い活動である横浜子育てサポートシステムでは、会員との丁寧な関わりによるマッチングにより、地域でのつながりの輪を広げます。

## 指標

指標	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
地域での子育て支援の場を利用している 親子の割合	44.2% (平成30年度)	50.0% (令和5年度)

## 主な事業・取組

## 地域子育て支援拠点事業

各区に1か所（サテライト設置区は2か所）ある妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設です。親子が遊び、交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かり合いの促進等を行います。また、拠点外での支援の実施など、拠点を利用していない親子への積極的なアプローチ、子育てサークルの活動支援、地域における子育て支援の啓発等も行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①実施か所数（累計）	22か所（平成30年度）	28か所
②施設外での居場所の実施か所数（累計）	—	5か所

## 地域子育て支援拠点における利用者支援事業

子育て中の親子の個別ニーズに応じて、多様な保育・教育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、各区の地域子育て支援拠点及び拠点サテライトにおいて、情報提供・相談・援助・助言などを行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
実施か所数（累計）	21か所（平成30年度）	27か所

## 親と子のつどいの広場事業

主にNPO法人などの市民活動団体が運営により、マンションの一室や商店街の空き店舗などを活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供や、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。また、一部の親と子のつどいの広場においては、普段から利用されている方の子どもを対象に、広場のスペースを活用した一時預かりを行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
実施か所数（累計）	63か所（平成30年度）	77か所

保育所地域子育て支援事業・私立幼稚園はまっ子広場事業		
<p>子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所や幼稚園の資源を活用して、施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供を行うなど、地域子育て支援の場を提供します。</p>		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
実施か所数（累計）	68 か所（平成 30 年度）	93 か所

子育て支援者事業		
<p>保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流を勧めたり、相談に応じたりします。</p>		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
会場数（累計）	181 会場（平成 30 年度）	185 会場

横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実（基本施策5の再掲）		
<p>区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が、それぞれの強み・ネットワークを生かして、より一層、連携・協働することにより、「横浜市版子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させていきます。</p>		

地域子育て支援スタッフの育成		
<p>地域子育て支援の場（地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば等）のスタッフを対象に研修を実施します。経験年数や、施設内で果たす役割等に応じた体系的な研修プログラムを組み、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図ります。</p>		

子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）		
<p>小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店で「ハマハグカード」を提示すると、子育てを応援するサービスが受けられます。子育て中の親子が楽しく、気兼ねなく外出することができるとともに、事業を通じて地域全体で「子育てを温かく見守り、応援するまち・横浜」を推進します。</p>		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
新規協賛店舗数（5 か年）	276 件（平成 30 年度）	1,500 件

乳幼児一時預かり事業（基本施策1の再掲）		
<p>子育て中の保護者が、少しの間子どもと離れてリフレッシュしたり、用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的に、生後57日～小学校入学前の子どもの、理由を問わない一時的な預かりを実施します。</p>		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
延べ利用者数（年）	88,124人（平成30年度）	151,721人

横浜子育てサポートシステム（基本施策1の再掲）		
<p>人と人のつながりを広げ、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動です。会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行います。</p>		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
延べ利用者数（年）	59,401人（平成30年度）	74,898人



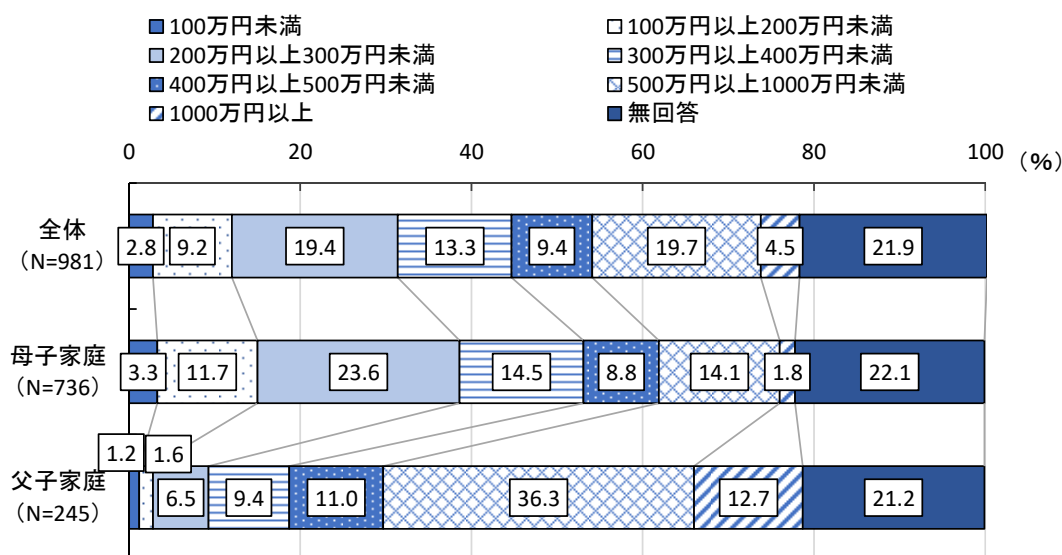
## 基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

## 現状と課題

## (1) ひとり親家庭の生活状況

- 「国勢調査」(平成 27 (2015) 年) による推計では、市内のひとり親家庭は 26,391 世帯、うち、母子家庭が 22,803 世帯、父子家庭が 3,588 世帯となっています。
- ひとり親家庭において親は、一人で生計の維持と子育てを担う必要があり、いわゆるワンオペレーションの中、仕事と子育ての両立に悩みやすい状況にあります。
- 厚生労働省の「国民生活基礎調査」(平成 28 (2016) 年) によると、ひとり親家庭の貧困率は 50.8% と、依然高い水準にあります。
- 本市で平成 29 (2017) 年度に実施した「ひとり親世帯アンケート調査」によると、児童扶養手当や養育費なども含んだ年間世帯総収入の平均は、母子家庭で 361 万円、父子家庭で 643 万円となっています。

図表 4-7-1 ひとり親家庭の世帯総収入

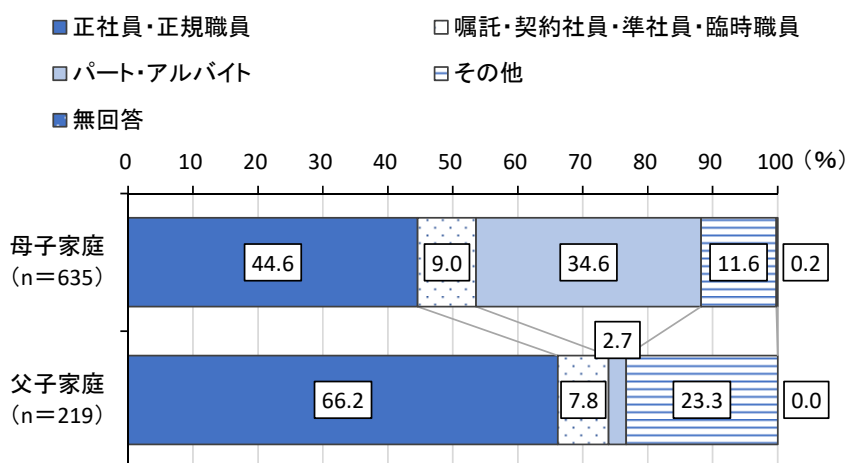


(出典) 横浜市ひとり親世帯アンケート (平成 29 年度)

- 同調査によると、母子家庭の 86.3%、父子家庭の 89.4%が就労していますが、母子家庭では非正規雇用での就労が半数近くを占め、就職してもパートや契約社員等の不安定な雇用条件で働いていることが多い状況にあることから、正規雇用と比べ安定した収入を得ることが難しい状況にあることが考えられます。ダブルワークなど複数の仕事のかけ持ちをしている母子家庭も 8.3%と、数は多くないものの一定の割合がいる状況です。
- また、同調査によると、母子家庭では収入や教育費、家賃など生活費に関する悩みが多く、父子家庭では炊事洗濯などの家事が十分にできないことや、周りに相談する相手がいないといった悩みが多い傾向にあります。

○ ひとり親家庭の子どもにとって、親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、精神面に与える影響や進学への悩みなど、子どもが成長していく過程で様々な課題が生じることがあります。本市が平成 29（2017）年度に実施した、支援者に対するヒアリング調査からは、親に無理をさせてはいけないと将来に夢や希望を持ってなかったり、自身の望む進学や職業選択をあきらめ就労を急いだりといった傾向が伺えます。

図表 4-7-2 現在の仕事の就業形態（母子・父子家庭別）



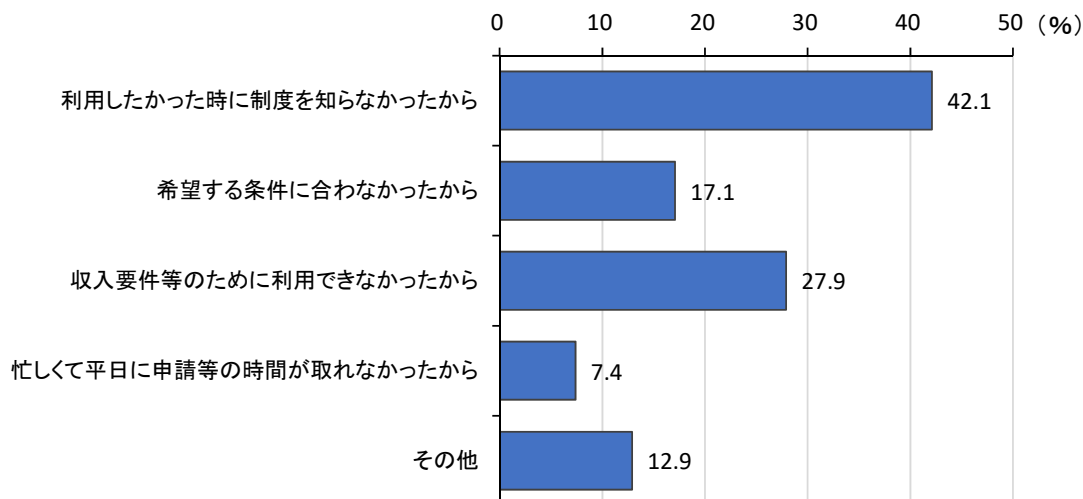
（出典）横浜市ひとり親世帯アンケート（平成 29 年度）

## （2）ひとり親家庭への総合的な自立支援の必要性

- ひとり親家庭の子どもたちが心身ともに健やかに成長するために、親が安定した仕事に就き、生計維持ができるなど、家庭の安定した生活と自立が望まれますが、ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待、親または子どもの疾病・障害などの課題を抱えている場合もあり、必ずしも安定した生活が維持できる家庭ばかりではありません。自立に向けて、個々の家庭の状況に応じ、こうした就業以前の課題にも対応していく必要があります。
- 本市調査によると、「ひとり親家庭の支援制度を利用したかったが利用できなかった」と回答した理由として、「制度があることを知らなかったから」が多く挙げられています。また、父子家庭にも利用対象が拡大された制度がある中で、父子家庭への情報提供についても工夫が求められています。制度の周知を図り、個々の状況に応じて必要な支援情報を届け、利用につなげるためには、ひとり親家庭に対して、紙媒体やウェブサイトなど様々な手法により、分かりやすく、身近で利用しやすい情報提供を行う必要があります。
- ひとり親家庭の方は、ひとり親であることをなかなか打ち明けることができなかつたり、自分が頑張らなければと孤軍奮闘されていたりと、望む・望まざるとに関わらず社会的に孤立しやすく、ひとりで困難を抱えてしまう傾向にあると言われていています。そのため、当事者同士のつながりでひとり親家庭ならではの悩みを共有し、不安を解消していくなど、行政による支援だけでなく、民間支援や地域のつながりなどによる多面的なアプローチも重要です。しかし、当事者団体の存在があまり知られていないほ

か、父子においては当事者同士のつながりそのものが希薄であるといった課題もあり、今後支援を充実させていく必要があります。

図表 4-7-3 利用しなかった福祉制度を利用しなかった理由

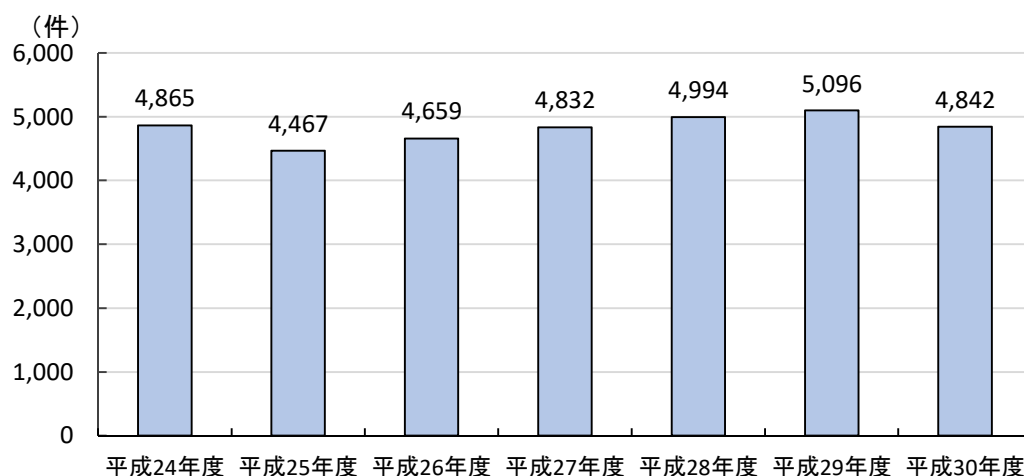


(出典) 横浜市ひとり親世帯アンケート (平成 29 年度)

### (3) 配偶者からの暴力 (DV) の被害状況と女性福祉相談業務の状況

- DV (ドメスティック・バイオレンス) については明確な定義はありませんが、一般的には、配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係の相手から振るわれる身体的、精神的、性的、経済的暴力や暴言などをいいます。
- 本市の平成 30 (2018) 年度の DV 相談件数は 4,842 件で、近年は微増・微減しながら、全体的にほぼ横ばいの傾向です。

図表 4-7-4 本市のDV相談件数の推移



(出典) 横浜市

- 男性からのDV被害者相談は全体の約1割ですが、年々増加傾向にあります。
- 女性緊急一時保護件数は、平成25（2013）年度をピークに減少傾向です。減少の理由として、女性緊急一時保護における通信制限や外出制限等、相談者のニーズとマッチしないことが考えられます。一時保護に至らなかった場合、その後の危険性が懸念され、かつ子どもがいる場合には児童虐待の重篤化の可能性もあり、適切な支援策の検討が必要です。
- また、児童の面前でのDVは児童に対する心理的虐待であり、DVがある家庭で育った子どもは、情緒や行動の面で問題を抱えていることも少なくありません。また、子ども自身にも暴力や暴言、虐待が及ぶこともあります。平成30（2018）年度に閣議決定された国の「児童虐待防止対策の抜本的強化について」でも、DV対応と児童虐待対応との連携強化が掲げられており、本市においても子どもへの心理的なケアや生活支援、児童相談所と区役所との連携強化を図る必要があります。
- DV加害者更生のための支援や若い世代への啓発・予防教育、相談窓口の周知などの充実が求められます。
- DV被害者や生きづらさ・困難を抱える女性及びその同伴家族の安全の確保、保護から自立に向けた支援を総合的に行うとともに、関係機関との更なる連携強化も必要です。

## 目標・方向性

## (1) ひとり親家庭への総合的な自立支援と子どもへのサポート

- 個々の家庭の状況やニーズを踏まえ、経済的な支援をはじめ、子育てや生活支援、就業の支援、養育費確保の支援など、ひとり親家庭の生活の安定に向けた自立支援を実施します。
- 当事者同士の交流や仲間づくりを推進するとともに、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が孤立せず地域の中で見守られながら、自立を目指していけるよう支援します。また、当事者同士のつながりによる孤立感の解消や、特に父子家庭が抱える困難に着目した、情報提供や交流の機会づくりを推進します。
- 親との離死別やDV・児童虐待等により受ける子どもの心理的影響にも配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐための学習支援など、子どもの視点に立った、子ども自身への支援を充実します。
- 区役所や関係機関などで相談を受ける支援者に対し研修を実施し、適切な相談スキルの習得と向上を図るとともに、相談対応の充実を図ります。
- 施策の推進にあたっては、ひとり親特有の課題への対応だけでなく、生活を支える様々な子育て支援の充実も含め総合的な支援を推進するとともに、関係機関や支援者が相互に連携した支援を推進します。

## (2) DV被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全・安心の確保・自立支援

- 横浜市DV相談支援センターにおける相談支援、区福祉保健センターにおける女性が抱える様々な問題に対する相談支援、一時保護を含めた自立支援を実施します。
- 女性に対する支援を行っている民間団体と、生きづらさを抱える女性への継続的な支援を協働事業により実施します。
- 女性緊急一時保護の受入先を確保するとともに、女性緊急一時保護中の安全確保と自立に向けた支援を実施します。
- 母子生活支援施設において、緊急に保護等の支援が必要なDV被害女性とその同伴児や生活リスクを抱える母子に対し、一時的な保護と安定した生活に向けた相談・支援を実施します。また、養育に課題を抱えると思われる妊産婦を対象に妊娠中からの保健指導等を含む支援を実施します。
- 女性緊急一時保護をためらう相談者に対して、DVや困難状況の深刻化を防ぐため、短期間の一時的な居場所の提供と、気持ちの整理や今後の生活を考えるための相談支援を実施します。
- DV被害者等への相談支援及び自立支援における関係機関や民間団体との連携DV対応と児童虐待対応との連携強化を図ります。

## (3) DV被害者等の支援に関わる職員の資質向上及び体制の強化、啓発等

- DV被害の相談支援に関わる職員の専門的知識・技術の向上と体制の強化を図ります。
- DV被害者を適切な相談支援につなげるため、効果的な広報・啓発を実施します。
- DV被害者支援の一環として、「加害者更生プログラム」を行っている民間団体の活動を支援すると

ともに、連携した取組を進めます。

- 若年層を対象としたSNSを活用したデートDV相談や、理解促進のための講座等を実施します。

## 指標

指標	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
支援により就労に至ったひとり親の数（5か年）	460人（平成30年度）	2,300人
ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数（年）	4,971人（平成30年度）	6,000人

## 主な事業・取組

## ひとり親家庭等自立支援事業

ひとり親サポートよこはま（母子家庭等就業・自立支援センター）に就労支援員を配置し、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、就労支援員が区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行います。また離婚前からの相談や、ひとり親であることの悩みなど、就労以外の相談についても区役所と連携しながら対応します。

## 日常生活支援事業（ヘルパー派遣）

ひとり親になった直後の急激な生活環境の変化、病気や就職活動などにより一時的に家事・育児等に困っている方に、日常生活支援事業としてヘルパーを派遣します。

【平成30年度実績】利用者数：母子296人、父子86人

## 保育所への優先入所

未就学児のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。

## 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、その環境の改善に取り組みます。また、母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、自立支援担当職員を配置し、退所後も、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

## 住宅確保の支援

## ＜市営住宅申込時の優遇＞

市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、また子育て世帯に限定した募集区分を設けます。

【平成 30 年度実績】 申込件数：1,338 件

(母子・父子世帯：939 件、DV被害者世帯：8 件、子育て世帯：391 件)

## ＜民間住宅あんしん入居＞

家賃等の支払能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、協力不動産店が住宅をあっせんし、協定保証会社が家賃等の債務保証を行います。

【平成 30 年度実績】 相談件数：276 件、成約件数：19 件

## ＜新たな住宅のセーフティネット＞

国の新たな住宅セーフティネット制度の創設を踏まえ、住宅確保が難しい要配慮者を対象に、民間賃貸住宅や空家を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度及び居住支援・経済的支援等により民間賃貸住宅への入居を円滑にします。

【平成 30 年度実績】 登録住宅戸数（子育て者対象）（累計）：52 戸

## 母子・父子家庭自立支援給付金事業

## ＜自立支援教育訓練給付金事業＞

適職に就くために必要な技術や資格を取得するため、受講前に申請した後、指定された教育訓練講座を受講した方に、費用の一部を支給します。

【平成 30 年度実績】 支給人数：68 人

## ＜高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業＞

看護師等の経済的自立に効果的な資格を習得する際に、修学期間中の生活費を支給します。また、終了後に、訓練終了支援金を支給します。（なお、平成 28 年度から、市社会福祉協議会で入学時・就職時の準備費用の貸付（一定の要件を満たせば返済免除）を行っています。）

【平成 30 年度実績】 支給人数：106 人

## ＜高等学校卒業程度認定試験合格支援事業＞

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親又は児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指す場合に、その学び直しのための受講費用の一部を支給します。

【平成 30 年度実績】 支給人数：2 人



**児童扶養手当**

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。

【平成 30 年度実績】受給者数（平成 31（2019）年 3 月末）：18,708 人

**ひとり親家庭等医療費助成事業**

ひとり親家庭等の養育者とその者に養育されている児童について、生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ることを目的とし、自己負担額に相当する額を助成します。

【平成 30 年度実績】対象者数：41,211 人

**母子父子寡婦福祉資金貸付**

母子・父子・寡婦世帯を対象に、技能習得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利子で貸し付けます。

【平成 30 年度実績】母子父子福祉資金貸付人数：487 人、寡婦福祉資金貸付人数：16 人

**寄り添い型生活支援事業（基本施策 3 の再掲）**

養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、「寄り添い型生活支援事業」を実施します。また、より多くの子どもたちに支援を提供できるよう、事業の実施か所数を拡充していきます。

想定事業量	直近の現状値	令和 6 年度
実施か所数（累計）	12 か所（平成 30 年度）	23 か所

**寄り添い型学習支援事業（基本施策 3 の再掲）**

様々な事情から、生活困窮者や養育困難などの課題を抱えている世帯の子どもを対象に、将来の自立のための高校進学に向けた学習支援を行います。学力の向上に加え、将来自立した生活を送れるようになるための様々な部分での成長を促します。また、高校進学後の中退防止の取組としては、居場所や学び直しの場の提供、高等学校への登校の継続への動機づけ等を行います。

【平成 30 年度実績】受入枠：950 人

**民間活力による支援（ひとり親の自立支援に関する連携協定）**

民間団体や企業等の有するノウハウを活用することでより支援が充実し、社会全体でひとり親家庭を支援していく機運が高まるよう、実績のある団体や民間企業との連携協定の締結により進めていきます。

【30 年度実績】協定締結団体数（累計）：2 団体

### 女性相談保護事業

「売春防止法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、区福祉保健センターにおいて、女性の抱える様々な問題に対しての相談、緊急的な一時保護を含めた自立支援を行います。また、新たな課題である一時保護をためらう相談者に対する安全確保や自立支援のための取組として、一時的な居場所の提供等の支援を民間団体と検討し、実施します。さらに、女性を取り巻く課題は複雑・多様化しており、より適切に対応するため、相談支援を行う相談員の専門性の向上・人材育成、体制強化に取り組みます。

### DV被害者支援

こども青少年局を統括・調整部署とし、区福祉保健センター、男女共同参画センターの3者が一体的に「横浜市DV相談支援センター」の機能を果たし、DV被害者への相談・支援を行います。

DV被害者が、DVの行為を受けていることやDVが重大な人権侵害であるということに気付けるよう、理解・普及啓発を図るとともに、相談や公的支援に適切につながるよう、様々な広報媒体を活用し、相談窓口に関する必要な情報を周知します。併せて、DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体の活動を支援します。また、児童相談所や区役所等が行う児童虐待対応との連携強化を図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
DVに関する相談件数（年）	4,842 件（平成 30 年度）	5,300 件

### 若者向けデートDV防止啓発

将来におけるDVの発生を未然に防ぐため、若年層を主な対象として、SNSを活用したデートDV相談を実施します。併せて、中学生・高校生等に向けてデートDV防止啓発講座や、教育関係者へのデートDV理解促進のための講座を実施します。

【平成 30 年度実績】啓発講座実施回数・延べ受講人数（年）：30 回・4,302 人

### 女性緊急一時保護施設保護事業

本市における女性緊急一時保護の受入先（シェルター）の確保及び女性相談保護事業の安定を図るため、シェルターを運営する民間団体に対して運営費の補助を行い、DV被害者等が一時保護中の安全確保と適切な自立に向けた支援等が受けられるよう支援します。

【30 年度実績】補助団体数：4 団体

母子生活支援施設緊急一時保護事業		
<p>DVからの避難や経済的困窮等から、緊急の保護を要する母子を、母子生活支援施設を活用して一時的に入所させ、直面する身体・生命の危機から母子を保護するとともに、相談・支援を行い、母子の福祉の向上を図ります。</p> <p>また、母子生活支援施設緊急一時保護の枠を活用して、出産後間もない乳児の養育に課題があると思われる妊産婦を一時的に入所させ、妊娠中から保健指導等を含む支援を行い、安定した生活基盤を整えます。</p>		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
延べ利用世帯数（年）	75 世帯（平成 30 年度）	92 世帯

## 施策分野3

### 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

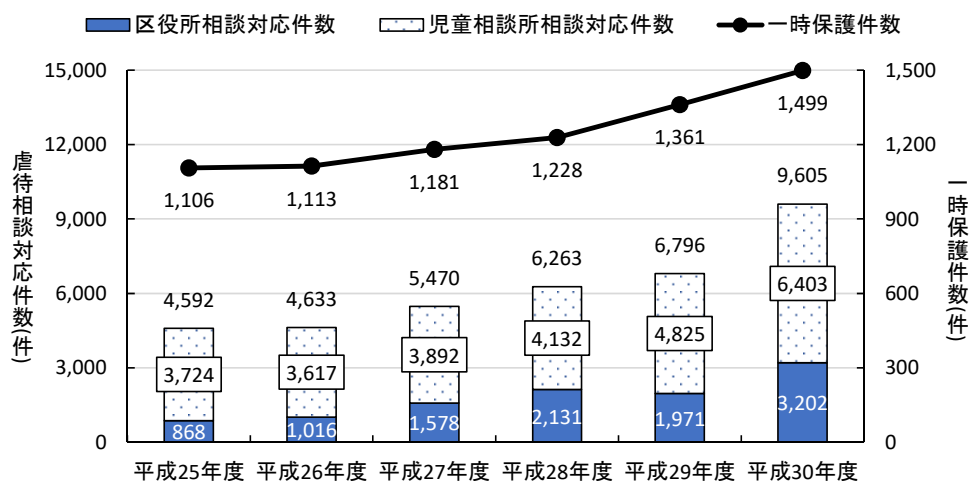
#### 基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

##### 現状と課題

##### (1) 児童虐待防止対策を取り巻く状況

- 本市では「横浜市子供を虐待から守る条例（平成 26（2014）年制定）」に保護者、市民、行政、関係機関の責務を明記し、条例に基づき子どもの命を守るための施策を総合的に推進しています。
- 本市の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、平成 30（2018）年度は区役所で 3,202 件、児童相談所で 6,403 件、計 9,605 件と過去最多となり、また、これまでに児童虐待による死亡や重篤事例も発生しています。
- 児童虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応、発生時の迅速・的確な対応、継続支援等を適切に行える体制の充実と、専門性の高い人材の育成と確保が急務です。
- 全国でも児童虐待により子どもの命が失われる事例が起き、児童虐待相談対応件数も年々増加しています。こうした状況を踏まえ、国においては平成 30（2018）年 12 月 18 日に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を策定するとともに、平成 31（2019）年 3 月には関係閣僚会議で決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、子どもの権利擁護や各自治体の体制・支援策強化に向けた具体的な対策が示されました。また、DV対応と児童虐待対応との連携強化も掲げられており、本市としても、DV被害者の同伴児への心理的なケアや個別対応、横浜市DV相談支援センターとの連携強化を図る必要があります。
- 児童虐待防止対策の強化に向けた児童福祉法等の改正の内容や国の対策、増加する児童虐待相談対応件数、本市での死亡・重篤事例等の発生状況を踏まえ、児童虐待防止対策の更なる強化が必要です。

図表 4-8-1 児童虐待相談対応件数と一時保護件数の推移



(出典) 横浜市

## (2) 児童相談所による児童虐待への迅速・的確な対応

- 児童虐待に対応する専門機関である児童相談所の相談支援体制の強化に向け、児童福祉司や児童心理司等の人材の確保・育成とともに、児童虐待防止対策に関連する法改正等を踏まえ、今後の児童相談所のあり方の検討を更に進めていく必要があります。
- 子どもの安全確保を最優先として、的確な評価・判断に基づく、専門性の高い相談支援の実施が求められています。児童相談所の有する法的な権限を有効に活用しながら、一時保護が必要と判断される場合には、迅速に保護を実施する必要があります。
- 平成 30（2018）年度の一時保護所保護件数は過去最多の 1,499 件となり、一時保護理由の複雑化等に伴う個別的な対応の増加や一時保護期間の長期化が課題となっています。児童の権利擁護のため、一時保護所の環境改善や一時保護期間の短縮化に向けた取組の推進が必要となっています。
- 特に児童虐待対応については、法的根拠に基づいた判断が求められます。本市では、令和元（2019）年度から中央児童相談所に弁護士を常勤配置しましたが、引き続き、法的対応力の強化に取り組む必要があります。

## (3) 区役所の児童虐待対応の機能強化と相談支援体制・在宅支援策の充実

- 平成 26（2014）年に「虐待対応調整チーム」を全区に設置し、児童虐待通告の受理機関の役割、関係機関との連携調整など要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割を担っています。
- 児童虐待相談対応件数が増加する中、迅速・的確で組織的な対応が行えるよう、区役所の機能強化や職員の専門性の向上が必要です。
- 平成 28（2016）年の改正児童福祉法において、市区町村（区役所）の機能としてソーシャルワークを中心とした機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」機能の設置が努力義務として規定されました。さらに、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」では、これを令和 4（2022）年度までに全市区町村に設置する目標が掲げられました。本市としても拠点機能の検討を行い、子どもとその家庭への相談支援体制の強化に向けた体制整備が必要です。
- 全国の虐待死亡事例のうち、0 歳児の死亡人数は約 6 割を占めています。特定妊婦（特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）について、産後の児童虐待を未然に防止するために、産前・産後の支援の取組強化が必要です。
- 学齢期の支援が必要な子どもや、その保護者に対する効果的な在宅支援策の検討が必要です。

## (4) 児童相談所と区の児童虐待対応における連携の強化

- 平成 26（2014）年 1 月に「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」を策定し、区役所と児童相談所の連携を強化、組織的対応を推進してきました。
- しかし、市内で発生した死亡・重篤事例の検証等から、正確なリスク判断のための情報共有など、双方の更なる連携強化の必要性が見えました。
- 区役所への子ども家庭総合支援拠点機能の設置に向けた検討と併せ、区役所と児童相談所の支援や連

携のあり方についても検討が必要です。

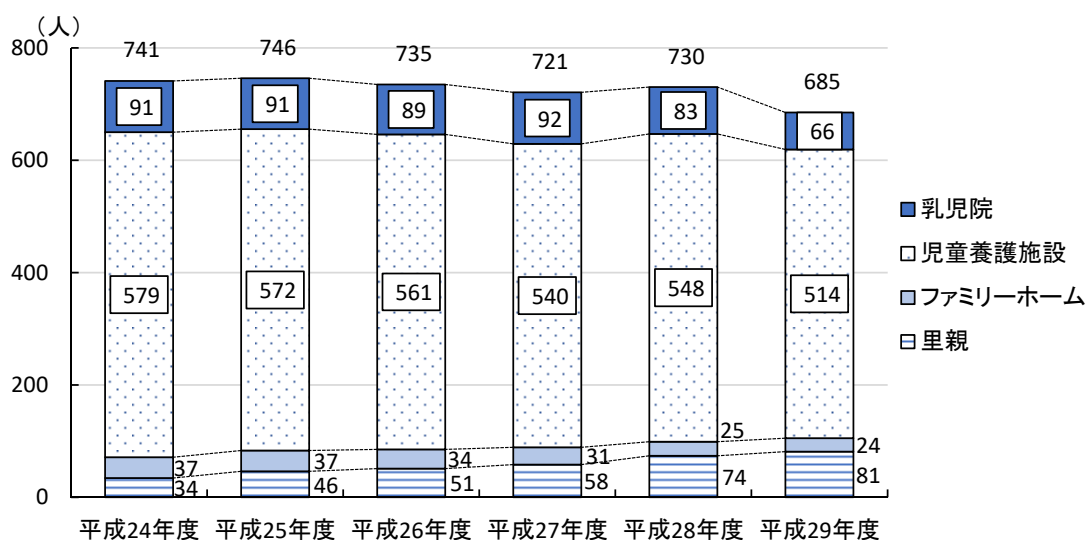
### (5) 支援が必要な子どもの早期発見や迅速・的確な対応、関係機関との連携

- 警察や学校との情報共有の仕組みづくりや、医療機関とのネットワークづくりなど、関係機関との連携強化に取り組んできた結果、関係機関からの児童虐待に関する通告や相談の件数は年々増加傾向であり、今後も、情報共有の仕組みの充実が必要です。
- また、関係機関において安全の確認ができない等、児童虐待のリスクがある子どもの早期把握が求められます。国からも、乳幼児健診未受診者・未就園児・不就学児等の安全確認が求められており、関係機関とのネットワークの強化、関係機関に対する広報啓発等の強化が必要です。

### (6) 社会的養護に関する状況

- 本市の平成 29（2017）年度の施設入所・里親等への委託児童数は 685 人となっています。そのうち里親等への委託数は、近年増加傾向にあります。様々な理由により家庭で暮らすことのできない子どもが、必要な支援を受けながら、落ち着いた環境の中で安定した生活を送れるよう、施設等の養育環境の整備や家庭養育の更なる推進が求められます。

図表 4-8-2 施設入所・里親等委託児童数の推移



(出典) 横浜市、福祉行政報告例

- 里親や特別養子縁組等の家庭養育に関する制度への市民の認知度を高め、担い手の確保につなげていくことが重要です。
- 地域の中で里親家庭が孤立することのないよう、関係機関が連携し、里親を支援する体制の充実が必要です。
- 施設においては、より専門的なケアを必要とする児童を支援するため、職員のスキルアップや職種に

応じた専門性の向上が求められます。

- 児童養護施設等の児童は、原則として18歳を経過したときに施設等を退所します。しかし、退所後に家族による支援が得られない場合が多く、経済的な困難や精神的な不安、社会的な孤立をもたらし、様々な問題に発展してしまうことが少なくありません。入所中の児童はもとより退所者に対しても、就労や進学への支援、情報提供、生活相談等、安定した生活を送るための様々な支援を計画的に提供する必要があります。

## 目標・方向性

## (1) 児童虐待対策の総合的な推進

- 「横浜市子供を虐待から守る条例」及び「児童虐待に対する8つの対策」をもとに、広報・啓発、体制の整備、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、情報共有の仕組みづくり等、総合的な児童虐待防止対策を更に推進します。
- 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づき、区役所と児童相談所の連携した初期対応の実施、支援体制の充実を図ります。
- 「子ども家庭総合支援拠点」機能を検討するとともに、関係機関と連携しながら、地域の支援が必要な子どもとその家庭及び妊産婦の実情の把握、相談対応、要保護児童等の早期発見や適切な支援、在宅支援を中心とした子ども自身へのケアや養育者に対する専門的な支援等を実施します。
- 増加する児童虐待対応と支援機能の強化のため、児童相談所の再整備を進めるとともに、児童虐待対策に関連する法改正及び児童相談所、一時保護所の現状を踏まえ、今後の児童相談所のあり方の検討を進めます。
- 児童虐待防止に対する市民意識の醸成と子どもを対象とした啓発活動を実施します。

## (2) 児童虐待対応における支援策の充実

- 横浜型児童家庭支援センターでは、虐待を未然に防止し重篤化に至らないよう、区役所や地域の関係機関と連携し、養育支援が必要な家庭に対する専門的な相談、子どもの短期間の預かりや一時的な預かりなど、きめ細かな支援を行います。
- 同伴児のいるDV被害者や被虐待児に対しては、児童養護施設や母子生活支援施設等の受入れ先の体制を確保し、安定した生活に向けた相談や生活訓練などの支援を実施します。
- 子どもの安全確保を第一に迅速・的確に一時保護を行うとともに、子どもの最善の利益を考慮し、入所児童が安心感をもって安定した生活を送れるよう一時保護所の環境改善に向けた取組を推進します。
- 一時保護においては、家庭復帰支援や施設等の入所に向けた多職種連携による対応や、里親等への一時保護委託等、子どもにとってより良い養育環境を確保します。
- 児童相談所及び区と関係機関との連携のさらなる推進を図るとともに、乳幼児健診未受診者や未就園児等の子どもの安全確認を継続的に実施します。
- 区役所での子育て支援を通じた児童虐待の未然防止、児童相談所における親子関係の再構築や養育改善のための支援の充実を図るとともに、児童福祉法等の改正を踏まえた児童虐待の再発防止の取組を検討・推進します。
- DV等による母子生活支援施設の緊急一時保護の枠を活用して、養育に課題を抱えると思われる妊産婦を対象に妊娠中からの保健指導等を含む支援を実施します。



### (3) 社会的養護体制の充実

- 子どもの家庭養育優先の原則が明記された平成 28（2016）年の改正児童福祉法及び平成 29（2017）年の国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、本市の社会的養育の更なる推進に取り組みます。
- 代替養育を必要とする子どもを施設や里親に円滑に委託できるよう、施設の安定的な運営や里親・ファミリーホームの担い手の確保及び育成を図ります。
- より専門的なケアを必要とする児童の受入れや、入所児童の家庭復帰及び退所後の自立を支援していくため、施設の専門性の向上を図るとともに、ケア単位の見直しについて検討を進めます。
- 里親や養子縁組等の家庭養育をより一層推進するため、制度が広く市民に認知されるための広報啓発を実施します。
- 里親リクルートや育成、委託里親への支援等を行うため、児童相談所や関係機関が連携した、本市におけるフォスタリング業務（※）の実施体制の検討を進めます。
- 児童養護施設等の退所後に、社会的にも経済的にも自立するため、施設等や関係機関による入所中から退所後までの継続した支援体制を構築します。
- 資格取得や進学・就職にかかる費用や自立援助ホームの活用等、施設等退所者の自立に向けた支援策の充実を図ります。

#### （※）フォスタリング業務

里親等への委託を推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行う。

### (4) 児童虐待対応や代替養育に関わる職員等の人材育成と確保

- 児童虐待対応や代替養育に関わる職員及び里親などの養育者の専門性強化のため、各種研修等を実施します。
- 児童相談所及び「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討を踏まえた区役所の機能強化に向け、必要な体制整備、職員の専門性向上に取り組みます。

## 指標

指標	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
虐待死の根絶	0人(平成30年度)	0人
里親等への新規委託児童数(5か年)	32件(平成30年度)	170件

## 主な事業・取組

## 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化

地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。また、児童虐待の重篤化防止や早期対応のために、区や児童相談所が継続支援中の要保護児童について、「個別ケース検討会議」を開催し、関係機関と共に支援方針を検討します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
個別ケース検討会議(年)	1,737件(平成30年度)	2,067件

## 医療機関との連携強化

横浜市子育てSOS連絡会(要保護児童対策地域協議会代表者会議)及び各区児童虐待防止連絡会(要保護児童対策地域協議会実務者会議)への医師・歯科医師の参加や、横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)会議の開催を通じ、医療機関と児童相談所や区との連携強化の充実を図ります。

## 未就園児等の把握

児童虐待防止のため、従来の乳幼児健診未受診者及び不就学児等で居住実態が確認できない児童の調査に加え、保育所や幼稚園等の所属がなく、福祉サービス等の利用がないなど安全確認ができない児童についても、目視等により安全確認・安全確保を図ります。

## 「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討

国が令和4(2022)年度までに全市町村に設置することとしている「市区町村子ども家庭総合支援拠点」について、相談支援や在宅支援を中心とした継続的なソーシャルワーク業務を行っていくために、本市においても、「子ども家庭総合支援拠点」機能を検討します。

## 児童虐待防止の広報・啓発

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月の児童虐待防止推進月間及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報・啓発事業を身近な地域で更に進めます。

### 児童相談所の相談・支援策の充実と人材育成

複雑化・深刻化する児童虐待等の相談・支援に適切に対応できる専門性の高い職員の確保・育成を図るため、児童福祉司任用前講習会・任用後研修のほか各種実務研修の実施やOJTの強化に取り組みます。

### 養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱え、児童相談所が継続支援を行っている養育者に対し、不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助、養育状況の確認等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①家庭訪問延べ回数（年）	3,112回（平成30年度）	4,968回
②ヘルパー派遣延べ回数（年）	6,873回（平成30年度）	11,016回

### 子育て短期支援事業

児童を養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れなどの理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、横浜型児童家庭支援センター等で、宿泊を伴う「ショートステイ」や夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」などの短期的な預かりを行うことで、子どもや家庭への在宅支援の充実を図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①ショートステイの延べ利用者数（年）	715回（平成30年度）	889回
②トワイライトステイの延べ利用者数（年）	4,973回（平成30年度）	7,809回

### 母子生活支援施設緊急一時保護事業（基本施策7の再掲）

DVからの避難や経済的困窮等から、緊急の保護を要する母子を、母子生活支援施設を活用して一時的に入所させ、直面する身体・生命の危機から母子を保護するとともに、相談・支援を行い、母子の福祉の向上を図ります。また、母子生活支援施設緊急一時保護の枠を活用して、出産後間もない乳児の養育に課題があると思われる妊産婦を一時的に入所させ、妊娠中から保健指導等を含む支援を行い、安定した生活基盤を整えます。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
利用世帯数（年）	75世帯（平成30年度）	92世帯

## 一貫した社会的養護体制の充実

子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、地域で安定した生活ができるよう、相談支援や短期預かり等を一体的に行う「横浜型児童家庭支援センター」や区福祉保健センター、児童相談所が連携して取り組みます。また、様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、落ち着いた環境の中で安定した生活を送ることができるよう、里親家庭や施設等の養育環境の充実及び支援体制の強化に取り組みます。

より専門的なケアを必要とする児童の受入れや、入所等児童の家庭復帰及び退所後の自立を支援していくため、養育者の専門性の向上を図ります。

児童養護施設等を退所した児童が、安心・安定して自立した生活を継続して送ることができるよう、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる情報提供や相談、支援等を行うため、施設等や関係機関が連携し、入所中から退所後まで継続した支援体制を構築します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①横浜型児童家庭支援センターの設置数（累計）	12か所（平成30年度）	18か所
②施設等退所後児童の支援拠点数（累計）	1か所（平成30年度）	2か所
③退所後児童に対する継続支援計画の作成件数（年）	8件（平成30年度）	50件

## 里親等委託の推進

様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、里親等の家庭で生活を送ることができるよう、里親・ファミリーホームの担い手の確保及び育成を行い、里親等への委託を進めます。里親や養子縁組等の家庭養育をより一層推進するため、制度が広く市民に認知されるための広報啓発を実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
里親の制度説明会の実施回数（5か年）	6回（平成30年度）	30回

## 区役所における人材育成

要保護児童対策地域協議会の調整機関機能の向上を図るため、区の調整担当者に対し、法定の担当者研修を実施します。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割を適切に果たし、虐待対応力の向上を図ることを目的に児童福祉の専門家を派遣するスーパーバイザー派遣事業を行います。さらに、区の児童虐待対応に関わる職員向けの専門家による研修等を実施し、児童虐待対応における専門性強化に取り組みます。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
調整担当者研修受講者数（累計）	19人（平成30年度）	54人

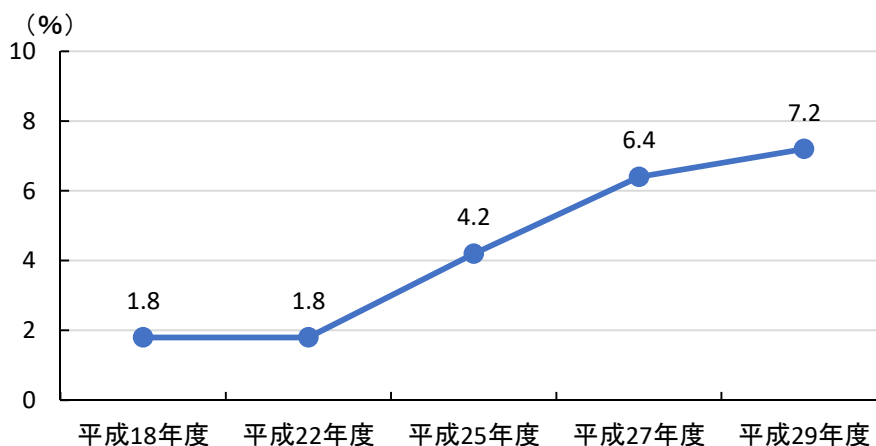
## 基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切に作る地域づくりの推進

## 現状と課題

## (1) 仕事と家庭生活との両立を取り巻く状況

- 働く人々が、それぞれの事情の応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成 30（2018）年 7 月に公布されました。この中で、「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現することが大きなポイントとして掲げられています。
- 子育て世帯をめぐっては、夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく、希望したかたちで子育てに向き合うことができる環境づくりを進めることが求められています。これらを実現することにより、よりよい親子関係の形成を通じて、子どもの育ちを支えることにつなげていくことが重要です。
- 企業においては、「働き方改革」による職場環境改善などの「魅力ある職場づくり」が、人材の確保や業績の向上等にもつながることから、これを着実に実施することが必要とされています。職場の雰囲気づくりや意識改革など、育児休業制度といった諸制度等を活用しやすい環境づくりを進めるために、ワーク・ライフ・バランスに取り組むための働きかけを継続的に行い、その取組を支援していくことで、企業と働く人々の双方にとって魅力ある職場にしていくことが重要です。また、雇用環境の整備については、市民や企業だけに努力を求めるのではなく、国や地方自治体が連携して取り組む必要があります。
- 市民一人ひとりが、ワーク・ライフ・バランスについて考え、実践していくことができるようになるためには、普及啓発を図るとともに、仕事と家事・育児といった仕事以外の生活の両立に取り組むためのきっかけづくりが必要です。
- 男性が育児等のために休業や休暇を取得することに対する意識は、肯定的な考え方の割合が高い一方、男性の育児休業取得率は依然として低い状況が続いており、また、取得したとしても短期間の取得が半数を占めています。さらに、「夫も家事や育児を分担すべき」と考える人が多い状況にも関わらず、現実には妻の家事・育児等に費やす時間が夫よりも大きく上回っており、理想と現実が乖離しています。

図表 4-9-1 男性の育児休業取得率

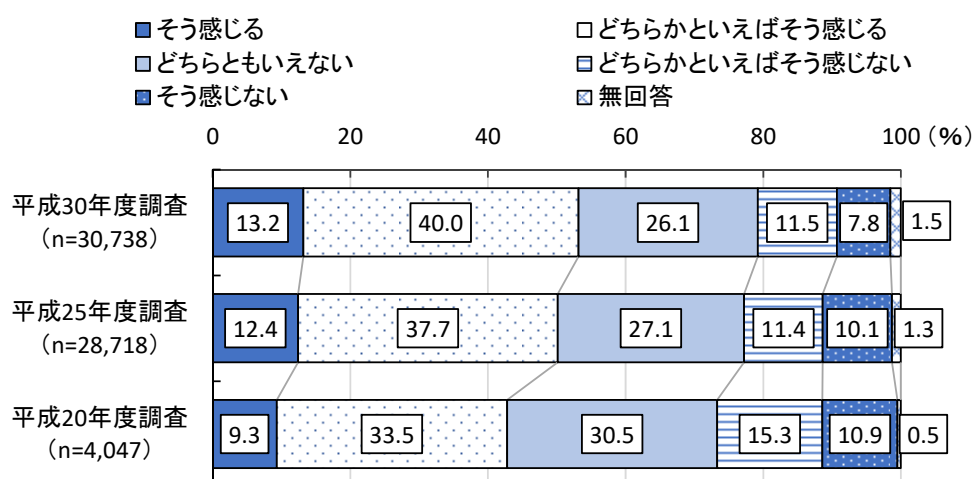


(出典) 横浜市男女共同参画に関する事業所調査 (平成 29 年度)

## (2) 子どもや子育てをめぐる社会的な環境

- 少子化や夫婦共働き世帯の増加など、子育ての状況は大きく変化しています。子育てにおいて両親のサポートが受けられないケースや、親が子どもの近くにいない時間の増加、子どもが成長過程で出会う大人の数が増えているといった状況が伺えます。
- ニーズ調査では、「子育てに不安を感じたり、自信持てなくなったりしたこと」について、「よくあった」と回答した人の割合が増えています。不安を解消しながら、安心して子育てをしていくためには、保護者だけではなく、社会全体で子どもを育てるという機運を醸成していく必要があります。そのためにも、地域で暮らす人々が、お互いの顔が分かる関係づくり・地域コミュニティづくりを進めていくことが大切です。しかし、「地域社会から見守られている、支えられている」と感じている保護者は以前に比べて増えているものの、半数近くはそう感じていないのが現状です。

図表 4-9-2 子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じるか



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（小学生）

- 子育てについて相談ができたり、子ども同士やその保護者同士、地域住民が交流できたりする子育て支援の場などの充実や、子育て家庭が孤立せず、地域ぐるみで子育てを行う環境づくりを進めるとともに、現代の子育て家庭が置かれている環境や負担感について、広く市民に啓発していく必要があります。
- “社会全体で子どもを大切にすること”については、子どもがいる世帯はもちろんですが、それ以外の様々な方がこのことの大切さを知り、理解を深め、行動に移すことで実現できるものです。本市の出生数が減少傾向にある中、こうした取組が浸透していくことで、将来の子育て世帯が横浜で子育てをすることへの安心を感じてもらふことや、結婚、妊娠、出産、子ども・子育てに温かい社会づくりにつながることを期待されます。
- 近年、「子ども食堂」などの、地域における子どもの居場所づくりの取組が市内でも広がっています。身近な地域で子どもを見守ることで、子どもにとって安心できる居場所となるとともに、子ども同士だけでなく、子育てをしている家族や子どもの居場所づくりに取り組む方など、地域に暮らす様々な人との交流を生み出し、支えあう地域づくりにつながることを期待されています。

### (3) 安全・安心の地域づくり

- 本市における不慮の事故による小児の死亡原因を見ると、0歳児は窒息が多く、1歳から4歳は転倒・転落、溺れなどが多くなっています。低年齢児の事故を未然に防ぐためには、保護者及び子どもに関わる市民が、日常の子どもの身の回りにある危険を理解し、常に注意を払うことが大切です。そのため、子どもの事故予防に対する意識を高める取組が必要です。また、幼児期以降の子どもに対しては、子どもたち自身でも身の回りに潜む危険を理解し、自ら安全な行動を取ることができるよう、啓発や指導を進めることも重要です。
- 近年、通学中等に子どもが事件や事故に巻き込まれ命を落としたりするなど、痛ましい事案が発生しています。子どもや保護者が地域で安全に暮らしていくためには、様々な外的要因による危険から子どもたちを守るための取組が必要です。
- また、子どもだけでなく、子育て中の家族や妊娠中の方が安全に、安心して生活できるような取組を進めることも重要です。建物や交通機関、住環境等におけるバリアフリーのさらなる推進といったハード面はもちろん、子育て世帯や妊娠中の方に対する理解が進むようなソフト面への対応にも取り組む必要があります。

**目標・方向性****(1) ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方が実現できる環境づくり**

- 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、家事・育児や地域活動など仕事以外の生活も充実させ、豊かな生活を送ることができるように、男女が共に働きやすく、仕事と生活を両立できる職場環境の整備や、多様で柔軟な働き方の推進に向けて、市民に対して様々な機会を活用した啓発を行います。また、企業に対して、各種支援制度や認定・表彰等事業を通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組意欲の向上を図ります。
- 男性の育児休業取得率の向上や、家事・育児等への参画をより進め、男女が共に、主体的に仕事と生活を両立しながら暮らすことができる社会の実現に向けた啓発や取組を行います。

**(2) 子どもを大切に作る社会的な機運の醸成**

- 親だけで子育てを背負うのではなく、地域ぐるみでの子育てを実現していくため、世代や性別を問わず地域の中で子どもに関わるきっかけづくりとして、祖父母世代を主な対象とした「孫育て」についての啓発を進めます。
- 将来の子育て世代に向けた情報発信を行うことで、結婚や妊娠・出産、子育てに対する楽しさや喜びを知るきっかけづくりを推進します。
- 地域全体で子育てへの理解や応援が必要であることから、市内の店舗や施設から子育て家庭を応援する様々なサービスを提供してもらうことで、地域で安心して楽しく過ごせる環境づくりを推進します。
- 子ども食堂等の地域の取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、身近な地域の中で子どもを見守り・支えることができる環境づくりが推進されるよう、地域における子どもの居場所づくりの取組を支援します。

**(3) 安全・安心の地域づくり**

- 低年齢児の事故を未然に防ぐため、保護者や子どもに関わる市民が日常生活に潜む危険に気付くきっかけとなるよう、子どもの事故予防に関する啓発を推進します。また、成長とともに行動範囲が広がる子どもに対し、家の中だけでなく外での危険に自ら気付き、対処できるような指導教育や普及啓発を行います。
- 事件や事故から子どもを守るため、通学路等における安全対策や地域活動の支援を通じ、安全・安心な地域づくりに向けた取組を推進します。特に、通学路の安全に関しては、スクールゾーン対策協議会での点検等を踏まえた歩行空間の確保やガードレール設置等の対策を推進したり、倒壊の恐れがあるブロック塀の改善等の支援を行ったりするなど、子どもが安全に過ごせるような環境整備に取り組みます。
- 建物や交通機関等のバリアフリーを推進するほか、子育てに適した居住空間について本市が認定を行うなど、安全・安心を感じられるような地域の実現を目指します。また、子育て中の家族や妊娠中の方のような配慮を必要とする方と、それ以外の方が、双方の理解を深め、子育てを応援する社会をつくるための啓発にも取り組みます。



## 指標

指標	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
よこはまグッドバランス賞認定事業所数(5か年)	139 事業所(平成30年度)	825 事業所
男性の育児休業取得率	7.2%(平成29年度)	13%

## 主な事業・取組

## 企業等の認定制度「よこはまグッドバランス賞」

男女がともに働きやすい職場づくりに取り組む市内中小事業所(総従業員数300人以下)を「よこはまグッドバランス賞」として認定し、認定事業所の取組を広く市民や市内事業所に対し広報・PRします。

## 多様で柔軟な働き方等の取組を行う企業に対する支援

中小企業等の人材確保・定着に向けた職場環境の整備を支援するため、就業規則の改定やテレワーク導入等に係る費用等を助成します。また、女性活躍推進に向けて取り組もうとする中小企業に対し、社会保険労務士やコンサルタント等専門家を直接派遣し、企業の実情に応じた具体的なアドバイスを行います。また、多様で柔軟な働き方の創出に向けた、普及・啓発セミナー及び研修会等を実施します。

【30年度実績値】支援した企業数：96社

## 企業を対象としたセミナー等の実施

企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方や女性活躍推進の重要性、具体的な方策等について情報提供するためのセミナーを開催します。

【平成30年度実績値】セミナー等実施数：7回

## 共に子育てをするための家事・育児支援

男女が共に主体的に子育てをし、ワーク・ライフ・バランスを回りながら子育てを楽しみ、暮らすことができる社会の実現に向け、身近な地域での父親育児支援講座を実施します。併せて、ウェブサイトや広報物等で、男性の家事・育児支援に関する情報提供と市民への啓発を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
地域における父親育児支援講座の参加者数 (5か年)	981人(平成30年度)	7,640人

### 祖父母世代に向けた子育て支援

自身の子や孫との円滑な関係や、市民活動や地域貢献として子育て支援に関わりを持つきっかけをつくり、地域の中で子どもに関わりを持つための機運を高めることを目的とした広報物を作成し、啓発を行います。

【平成 30 年度実績】子育てに関する啓発リーフレット配布：約 6,000 部

### 「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進

子どもを産み育てる喜びを広く共有し、社会全体で子どもの誕生や成長を温かく見守る機運の醸成につながるため、企業や関係団体と連携して、母親や父親、祖父母が赤ちゃんに贈ったメッセージを集めた詩集「トツキトウカYOKOHAMA」を発行します。

【平成 30 年度実績】「トツキトウカYOKOHAMA」配付：約 18,000 部

### 結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供

結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目のない支援」のための環境づくりに取り組むため、結婚を希望する独身・未婚者に向け、結婚や結婚後の生活、自身の将来展望、ライフプランについて考える機会を提供するセミナーを開催します。また、子どもの結婚を望む保護者に向けて、子どもの結婚に向けた具体的な支援の方法についての情報提供を目的としたセミナーを開催します。

【平成 30 年度実績】結婚応援セミナー：2 回

### 子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）（基本施策 6 の再掲）

小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店で「ハマハグカード」を提示すると、入店の際のちょっとした心配りや、子育てに優しい設備・備品の提供、割引・優待など、子育てを応援する様々なサービスが受けられます。子育て中の親子が楽しく、気兼ねなく外出することができるとともに、事業を通じて地域全体で「子育てを温かく見守り、応援するまち・横浜」を推進します。

想定事業量	直近の現状値	令和 6 年度
新規協賛店舗数（5 か年）	276 件（平成 30 年度）	1,500 件

### 地域における子どもの居場所づくりに対する支援

子ども食堂等の地域の取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気付きや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。

【平成 30 年度実績】地域における子どもの居場所の把握数（平成 30 年 7 月）：183 か所

### 子どもの事故予防啓発事業

低年齢児の事故を未然に防ぐため、日常生活での注意点や近年の子どもの事故の状況、緊急連絡先等をまとめたリーフレットを作成・活用し、保護者や子どもに関わる市民に向けた普及・啓発を推進します。

【平成 30 年度実績】子どもの事故予防啓発リーフレット配付：約 50,000 部

## 交通安全教育の推進

本市の指導員が保育所・幼稚園を訪問し、幼児向けに交通安全の基本ルールなどを指導します。また、保護者に対し、子どもの安全や事故について、幼児同乗自転車に乗る時のポイントやルール等の講習・啓発を行います。小学生に向けては、衝突・巻き込み・死角実験などの疑似体験を交えながら、街中での正しい歩き方や自転車の正しい乗り方について指導します。

【平成 30 年度実績】 幼児交通安全教育訪問指導回数：184 回

保護者向け交通安全講話実施回数：7 回

はまっ子交通あんぜん教室の実施回数：281 回

## 地域防犯活動支援事業

各区への実情に応じて防犯関係事業に対する予算配付、市域での犯罪発生の実態に応じて啓発活動等を実施するほか、民間企業等との「子どもの安全ネットワーク会議」の開催、その他イベントにおける広報・啓発活動の実施などにより、地域における子どもの見守り活動への理解を深めるなど、子どもの安全対策を推進します。

【平成 30 年度実績】 子ども安全リーフレットの配布（市内小学生への配布）：約 125,000 部

## よこはま学援隊

関係局や関係機関と連携し、よこはま学援隊（学校の校舎、校門や通学路における見守り活動等を行う、保護者や地域住民のボランティア）による登下校時の見守り活動への支援を引き続き行います。

【平成 30 年度実績】 申請校数：245 校

## だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業

「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ベビーカーでの移動など子育て家庭などにも配慮した環境の整備や、様々な世代で思いやりの気持ちを育む福祉教育などを通じて、福祉のまちづくりを推進します。

想定事業量	直近の現状値	令和 6 年度
鉄道駅舎へのエレベーター等の設置による 段差解消駅数（累計）	151 駅（平成 30 年度）	152 駅
ノンステップバスの導入率（累計）	74.5%（平成 30 年度）	82.6%

## 地域子育て応援マンションの認定

バリアフリーや遮音性に配慮したファミリー向けのマンションに、地域向けの子育て支援施設（認可保育所、地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場等）を併設したものを「横浜市地域子育て応援マンション」に認定します。

【平成 30 年度実績】 認定戸数（累計）：5,907 戸

## 第5章 量の見込み、確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本市では、国の基本指針や『量の見込みの算出等の手引き』等に基づき、平成30（2018）年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、行政区単位で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

〈参考〉量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数

2015（平成27）年の国勢調査結果に基づく本市の将来人口推計を基礎として、最新の人口の確定値を反映し算出しています。

（単位：人）

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
0～5歳	0歳	26,528	26,172	25,920	25,728	25,569
	1・2歳	56,032	54,921	54,093	53,479	53,037
	3～5歳	90,927	90,252	88,057	86,227	84,697
	小計	173,487	171,345	168,070	165,434	163,303
6～11歳		186,200	184,148	182,981	181,365	179,673
12～17歳		193,760	191,855	190,441	189,954	188,772
合計		553,447	547,348	541,492	536,753	531,748

## 2 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業名	本市事業	基本施策
(1) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	○妊婦健康診査事業	5
(2) 乳児家庭全戸訪問事業	○こんにちは赤ちゃん訪問事業	5
(3) 子育て短期支援事業	○ショートステイ、トワイライトステイ ○母子生活支援施設緊急一時保護事業	7、8
(4) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	○育児支援家庭訪問事業 ○養育支援家庭訪問事業 ○要保護児童対策地域協議会	5、8
(5) 病児保育事業	○病児保育事業	1
(6) 利用者支援に関する事業	○横浜子育てパートナー ○保育・教育コンシェルジュ ○母子保健コーディネーター	1、5、6
(7) 時間外保育事業	○延長保育事業（夕延長）	1
(8) 放課後児童健全育成事業	○放課後児童クラブ ○放課後キッズクラブ（一部）	2
(9) 地域子育て支援拠点事業	○地域子育て支援拠点 ○親と子のつどいの広場 ○保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場等	6
(10) 一時預かり事業 子育て援助活動支援事業	○幼稚園での一時預かり ○保育所での一時保育 ○横浜保育室での一時保育 ○乳幼児一時預かり事業 ○親と子のつどいの広場での一時預かり ○横浜子育てサポートシステム事業 ○24時間型緊急一時預かり ○休日一時保育	1、6

※地域子ども・子育て支援事業のうち「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参集促進・能力活用事業」は、量の見込み等を作成する事業からは対象外となっています。

## (1) 妊婦に対して健康診断を実施する事業

本市事業		妊婦健康診査事業				
対象年齢		—				
単位		延べ受診回数(回/年)				
年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	量の見込み	332,291	330,662	329,029	327,396	325,766
	確保方策	332,291	330,662	329,029	327,396	325,766
鶴見区	量の見込み	30,268	30,120	29,971	29,822	29,674
	確保方策	30,268	30,120	29,971	29,822	29,674
神奈川区	量の見込み	23,906	23,789	23,671	23,554	23,437
	確保方策	23,906	23,789	23,671	23,554	23,437
西区	量の見込み	11,020	10,966	10,912	10,858	10,804
	確保方策	11,020	10,966	10,912	10,858	10,804
中区	量の見込み	13,946	13,878	13,809	13,741	13,672
	確保方策	13,946	13,878	13,809	13,741	13,672
南区	量の見込み	15,053	14,979	14,905	14,831	14,757
	確保方策	15,053	14,979	14,905	14,831	14,757
港南区	量の見込み	16,288	16,208	16,128	16,048	15,968
	確保方策	16,288	16,208	16,128	16,048	15,968
保土ヶ谷区	量の見込み	16,219	16,140	16,060	15,980	15,901
	確保方策	16,219	16,140	16,060	15,980	15,901
旭区	量の見込み	17,738	17,651	17,564	17,477	17,390
	確保方策	17,738	17,651	17,564	17,477	17,390
磯子区	量の見込み	14,190	14,121	14,051	13,981	13,911
	確保方策	14,190	14,121	14,051	13,981	13,911
金沢区	量の見込み	13,974	13,906	13,837	13,768	13,700
	確保方策	13,974	13,906	13,837	13,768	13,700
港北区	量の見込み	41,062	40,860	40,659	40,457	40,255
	確保方策	41,062	40,860	40,659	40,457	40,255
緑区	量の見込み	16,068	15,989	15,910	15,831	15,752
	確保方策	16,068	15,989	15,910	15,831	15,752
青葉区	量の見込み	26,816	26,684	26,552	26,421	26,289
	確保方策	26,816	26,684	26,552	26,421	26,289
都筑区	量の見込み	20,421	20,321	20,221	20,120	20,020
	確保方策	20,421	20,321	20,221	20,120	20,020
戸塚区	量の見込み	24,179	24,060	23,941	23,822	23,704
	確保方策	24,179	24,060	23,941	23,822	23,704
栄区	量の見込み	9,179	9,134	9,089	9,044	8,999
	確保方策	9,179	9,134	9,089	9,044	8,999
泉区	量の見込み	12,186	12,126	12,067	12,007	11,947
	確保方策	12,186	12,126	12,067	12,007	11,947
瀬谷区	量の見込み	9,778	9,730	9,682	9,634	9,586
	確保方策	9,778	9,730	9,682	9,634	9,586

## (2) 乳児家庭全戸訪問事業

本市事業		こんにちは赤ちゃん訪問事業				
対象年齢		0歳				
単位		訪問件数(件/年) 及び 訪問率(%)				
年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	量の見込み	25,117 94.7%	24,872 95.0%	24,728 95.4%	24,642 95.8%	24,579 96.1%
	確保方策	25,117 94.7%	24,872 95.0%	24,728 95.4%	24,642 95.8%	24,579 96.1%
鶴見区	量の見込み	2,229 94.3%	2,223 94.7%	2,213 95.1%	2,216 95.5%	2,214 95.9%
	確保方策	2,229 94.3%	2,223 94.7%	2,213 95.1%	2,216 95.5%	2,214 95.9%
神奈川区	量の見込み	1,728 96.1%	1,725 96.5%	1,724 96.9%	1,715 97.3%	1,701 97.7%
	確保方策	1,728 96.1%	1,725 96.5%	1,724 96.9%	1,715 97.3%	1,701 97.7%
西区	量の見込み	756 97.5%	754 97.9%	748 98.3%	746 98.7%	735 98.7%
	確保方策	756 97.5%	754 97.9%	748 98.3%	746 98.7%	735 98.7%
中区	量の見込み	837 91.2%	834 91.6%	833 92.0%	832 92.4%	831 92.8%
	確保方策	837 91.2%	834 91.6%	833 92.0%	832 92.4%	831 92.8%
南区	量の見込み	1,086 94.9%	1,077 95.3%	1,072 95.7%	1,068 96.1%	1,059 96.5%
	確保方策	1,086 94.9%	1,077 95.3%	1,072 95.7%	1,068 96.1%	1,059 96.5%
港南区	量の見込み	1,190 93.4%	1,166 93.8%	1,148 94.2%	1,132 94.6%	1,115 95.0%
	確保方策	1,190 93.4%	1,166 93.8%	1,148 94.2%	1,132 94.6%	1,115 95.0%
保土ヶ谷区	量の見込み	1,327 98.7%	1,337 98.7%	1,350 98.7%	1,365 98.7%	1,381 98.7%
	確保方策	1,327 98.7%	1,337 98.7%	1,350 98.7%	1,365 98.7%	1,381 98.7%
旭区	量の見込み	1,363 90.6%	1,330 91.0%	1,313 91.4%	1,297 91.8%	1,286 92.2%
	確保方策	1,363 90.6%	1,330 91.0%	1,313 91.4%	1,297 91.8%	1,286 92.2%

年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
磯子区	量の見込み	1,142 92.6%	1,128 93.0%	1,113 93.4%	1,103 93.8%	1,094 94.2%
	確保方策	1,142 92.6%	1,128 93.0%	1,113 93.4%	1,103 93.8%	1,094 94.2%
金沢区	量の見込み	1,099 97.0%	1,072 97.4%	1,053 97.8%	1,044 98.2%	1,025 98.6%
	確保方策	1,099 97.0%	1,072 97.4%	1,053 97.8%	1,044 98.2%	1,025 98.6%
港北区	量の見込み	3,095 95.5%	3,088 95.9%	3,077 96.3%	3,075 96.7%	3,077 97.1%
	確保方策	3,095 95.5%	3,088 95.9%	3,077 96.3%	3,075 96.7%	3,077 97.1%
緑区	量の見込み	1,251 90.7%	1,239 91.1%	1,233 91.5%	1,228 91.9%	1,231 92.3%
	確保方策	1,251 90.7%	1,239 91.1%	1,233 91.5%	1,228 91.9%	1,231 92.3%
青葉区	量の見込み	1,912 90.9%	1,905 91.3%	1,914 91.7%	1,918 92.1%	1,930 92.5%
	確保方策	1,912 90.9%	1,905 91.3%	1,914 91.7%	1,918 92.1%	1,930 92.5%
都筑区	量の見込み	1,525 96.7%	1,502 97.1%	1,494 97.5%	1,495 97.9%	1,501 98.3%
	確保方策	1,525 96.7%	1,502 97.1%	1,494 97.5%	1,495 97.9%	1,501 98.3%
戸塚区	量の見込み	2,102 95.5%	2,073 95.9%	2,062 96.3%	2,056 96.7%	2,057 97.1%
	確保方策	2,102 95.5%	2,073 95.9%	2,062 96.3%	2,056 96.7%	2,057 97.1%
栄区	量の見込み	710 96.3%	692 96.7%	677 97.1%	663 97.5%	657 97.9%
	確保方策	710 96.3%	692 96.7%	677 97.1%	663 97.5%	657 97.9%
泉区	量の見込み	996 98.7%	973 98.7%	954 98.7%	941 98.7%	936 98.7%
	確保方策	996 98.7%	973 98.7%	954 98.7%	941 98.7%	936 98.7%
瀬谷区	量の見込み	769 96.9%	754 97.3%	750 97.7%	748 98.1%	749 98.5%
	確保方策	769 96.9%	754 97.3%	750 97.7%	748 98.1%	749 98.5%



## (3) 子育て短期支援事業

本市事業			子育て短期支援事業 (①ショートステイ、トワイライトステイ)				
対象年齢			0歳～(おおむね)12歳				
単位			延べ利用者数(人/年)				
年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	ショートステイ	量の見込み	773	802	831	860	889
		確保方策	773	802	831	860	889
	トワイライトステイ	量の見込み	5,918	6,390	6,863	7,336	7,809
		確保方策	5,918	6,390	6,863	7,336	7,809
鶴見区	ショートステイ	量の見込み	64	67	70	73	76
		確保方策	64	67	70	73	76
	トワイライトステイ	量の見込み	489	534	580	625	672
		確保方策	489	534	580	625	672
神奈川区	ショートステイ	量の見込み	47	49	51	54	56
		確保方策	47	49	51	54	56
	トワイライトステイ	量の見込み	359	391	424	458	492
		確保方策	359	391	424	458	492
西区	ショートステイ	量の見込み	19	20	21	22	24
		確保方策	19	20	21	22	24
	トワイライトステイ	量の見込み	148	162	176	191	207
		確保方策	148	162	176	191	207
中区	ショートステイ	量の見込み	27	29	30	31	33
		確保方策	27	29	30	31	33
	トワイライトステイ	量の見込み	210	229	248	269	288
		確保方策	210	229	248	269	288
南区	ショートステイ	量の見込み	34	36	37	39	40
		確保方策	34	36	37	39	40
	トワイライトステイ	量の見込み	261	283	305	329	351
		確保方策	261	283	305	329	351
港南区	ショートステイ	量の見込み	41	42	43	44	45
		確保方策	41	42	43	44	45
	トワイライトステイ	量の見込み	312	333	352	372	392
		確保方策	312	333	352	372	392
保土ヶ谷区	ショートステイ	量の見込み	39	41	43	45	47
		確保方策	39	41	43	45	47
	トワイライトステイ	量の見込み	300	326	356	383	412
		確保方策	300	326	356	383	412
旭区	ショートステイ	量の見込み	49	50	51	53	54
		確保方策	49	50	51	53	54
	トワイライトステイ	量の見込み	373	399	424	450	474
		確保方策	373	399	424	450	474

年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
磯子区	ショートステイ	量の見込み	34	35	37	38	40
		確保方策	34	35	37	38	40
	トワイライトステイ	量の見込み	259	280	303	327	349
		確保方策	259	280	303	327	349
金沢区	ショートステイ	量の見込み	38	39	40	41	41
		確保方策	38	39	40	41	41
	トワイライトステイ	量の見込み	291	310	330	346	363
		確保方策	291	310	330	346	363
港北区	ショートステイ	量の見込み	74	78	81	85	89
		確保方策	74	78	81	85	89
	トワイライトステイ	量の見込み	565	619	673	729	786
		確保方策	565	619	673	729	786
緑区	ショートステイ	量の見込み	40	42	43	45	46
		確保方策	40	42	43	45	46
	トワイライトステイ	量の見込み	307	333	357	380	403
		確保方策	307	333	357	380	403
青葉区	ショートステイ	量の見込み	68	71	73	75	78
		確保方策	68	71	73	75	78
	トワイライトステイ	量の見込み	523	563	601	641	681
		確保方策	523	563	601	641	681
都筑区	ショートステイ	量の見込み	56	57	59	60	62
		確保方策	56	57	59	60	62
	トワイライトステイ	量の見込み	425	457	486	516	545
		確保方策	425	457	486	516	545
戸塚区	ショートステイ	量の見込み	63	65	67	69	72
		確保方策	63	65	67	69	72
	トワイライトステイ	量の見込み	480	517	556	591	629
		確保方策	480	517	556	591	629
栄区	ショートステイ	量の見込み	23	24	24	24	25
		確保方策	23	24	24	24	25
	トワイライトステイ	量の見込み	179	191	201	208	218
		確保方策	179	191	201	208	218
泉区	ショートステイ	量の見込み	31	32	33	33	34
		確保方策	31	32	33	33	34
	トワイライトステイ	量の見込み	239	254	270	285	300
		確保方策	239	254	270	285	300
瀬谷区	ショートステイ	量の見込み	26	26	27	28	28
		確保方策	26	26	27	28	28
	トワイライトステイ	量の見込み	196	210	222	236	248
		確保方策	196	210	222	236	248

本市事業		子育て短期支援事業 (②母子生活支援施設緊急一時保護事業)				
対象年齢		0歳～17歳(同伴児童の年齢)				
単位		延べ利用世帯数(世帯/年)				
年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	量の見込み	92	92	92	92	92
	確保方策	92	92	92	92	92
鶴見区	量の見込み	7	7	7	7	7
	確保方策	7	7	7	7	7
神奈川区	量の見込み	6	6	6	6	6
	確保方策	6	6	6	6	6
西区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
中区	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4
南区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
港南区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
保土ヶ谷区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
旭区	量の見込み	6	6	6	6	6
	確保方策	6	6	6	6	6
磯子区	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4
金沢区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
港北区	量の見込み	8	8	8	8	8
	確保方策	8	8	8	8	8
緑区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
青葉区	量の見込み	8	8	8	8	8
	確保方策	8	8	8	8	8
都筑区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
戸塚区	量の見込み	7	7	7	7	7
	確保方策	7	7	7	7	7
栄区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3
泉区	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4
瀬谷区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3

## (4) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

本市事業			①育児支援家庭訪問事業				
対象年齢			0歳～17歳				
単位			延べ実施回数(回/年)				
年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	家庭訪問	量の見込み	4,072	4,280	4,528	4,784	5,088
		確保方策	4,072	4,280	4,528	4,784	5,088
	ヘルパー	量の見込み	2,418	2,572	2,731	2,857	2,952
		確保方策	2,418	2,572	2,731	2,857	2,952
鶴見区	家庭訪問	量の見込み	336	360	384	408	440
		確保方策	336	360	384	408	440
	ヘルパー	量の見込み	188	228	236	244	252
		確保方策	188	228	236	244	252
神奈川区	家庭訪問	量の見込み	248	264	280	296	320
		確保方策	248	264	280	296	320
	ヘルパー	量の見込み	157	163	169	174	180
		確保方策	157	163	169	174	180
西区	家庭訪問	量の見込み	104	112	120	128	136
		確保方策	104	112	120	128	136
	ヘルパー	量の見込み	63	65	67	70	72
		確保方策	63	65	67	70	72
中区	家庭訪問	量の見込み	144	152	160	176	184
		確保方策	144	152	160	176	184
	ヘルパー	量の見込み	94	98	101	105	108
		確保方策	94	98	101	105	108
南区	家庭訪問	量の見込み	176	192	200	216	232
		確保方策	176	192	200	216	232
	ヘルパー	量の見込み	94	98	135	139	144
		確保方策	94	98	135	139	144
港南区	家庭訪問	量の見込み	216	224	232	240	256
		確保方策	216	224	232	240	256
	ヘルパー	量の見込み	126	130	135	139	144
		確保方策	126	130	135	139	144
保土ヶ谷区	家庭訪問	量の見込み	208	216	232	248	272
		確保方策	208	216	232	248	272
	ヘルパー	量の見込み	126	130	135	139	144
		確保方策	126	130	135	139	144
旭区	家庭訪問	量の見込み	256	264	280	296	312
		確保方策	256	264	280	296	312
	ヘルパー	量の見込み	157	163	169	174	180
		確保方策	157	163	169	174	180

年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
磯子区	家庭訪問	量の見込み	176	184	200	216	224
		確保方策	176	184	200	216	224
	ヘルパー	量の見込み	94	98	135	139	144
		確保方策	94	98	135	139	144
金沢区	家庭訪問	量の見込み	200	208	216	224	240
		確保方策	200	208	216	224	240
	ヘルパー	量の見込み	126	130	135	139	144
		確保方策	126	130	135	139	144
港北区	家庭訪問	量の見込み	392	416	448	480	512
		確保方策	392	416	448	480	512
	ヘルパー	量の見込み	220	260	270	279	288
		確保方策	220	260	270	279	288
緑区	家庭訪問	量の見込み	208	224	232	248	264
		確保方策	208	224	232	248	264
	ヘルパー	量の見込み	126	130	135	139	144
		確保方策	126	130	135	139	144
青葉区	家庭訪問	量の見込み	360	376	400	416	440
		確保方策	360	376	400	416	440
	ヘルパー	量の見込み	220	228	236	244	252
		確保方策	220	228	236	244	252
都筑区	家庭訪問	量の見込み	296	304	320	336	352
		確保方策	296	304	320	336	352
	ヘルパー	量の見込み	188	195	202	209	216
		確保方策	188	195	202	209	216
戸塚区	家庭訪問	量の見込み	328	344	368	384	408
		確保方策	328	344	368	384	408
	ヘルパー	量の見込み	188	195	202	244	252
		確保方策	188	195	202	244	252
栄区	家庭訪問	量の見込み	120	128	136	136	144
		確保方策	120	128	136	136	144
	ヘルパー	量の見込み	63	65	67	70	72
		確保方策	63	65	67	70	72
泉区	家庭訪問	量の見込み	168	168	176	184	192
		確保方策	168	168	176	184	192
	ヘルパー	量の見込み	94	98	101	105	108
		確保方策	94	98	101	105	108
瀬谷区	家庭訪問	量の見込み	136	144	144	152	160
		確保方策	136	144	144	152	160
	ヘルパー	量の見込み	94	98	101	105	108
		確保方策	94	98	101	105	108

本市事業			②養育支援家庭訪問事業				
対象年齢			0歳～17歳				
単位			延べ実施回数(回/年)				
年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	家庭訪問	量の見込み	3,730	4,040	4,349	4,659	4,968
		確保方策	3,730	4,040	4,349	4,659	4,968
	ヘルパー	量の見込み	8,256	8,946	9,639	10,323	11,016
		確保方策	8,256	8,946	9,639	10,323	11,016
鶴見区	家庭訪問	量の見込み	324	351	378	405	432
		確保方策	324	351	378	405	432
	ヘルパー	量の見込み	701	760	819	877	936
		確保方策	701	760	819	877	936
神奈川区	家庭訪問	量の見込み	230	249	268	287	306
		確保方策	230	249	268	287	306
	ヘルパー	量の見込み	539	585	630	675	720
		確保方策	539	585	630	675	720
西区	家庭訪問	量の見込み	95	102	110	118	126
		確保方策	95	102	110	118	126
	ヘルパー	量の見込み	216	234	252	270	288
		確保方策	216	234	252	270	288
中区	家庭訪問	量の見込み	135	146	158	169	180
		確保方策	135	146	158	169	180
	ヘルパー	量の見込み	324	351	378	405	432
		確保方策	324	351	378	405	432
南区	家庭訪問	量の見込み	162	176	189	203	216
		確保方策	162	176	189	203	216
	ヘルパー	量の見込み	378	409	441	472	504
		確保方策	378	409	441	472	504
港南区	家庭訪問	量の見込み	189	205	221	236	252
		確保方策	189	205	221	236	252
	ヘルパー	量の見込み	432	468	504	540	576
		確保方策	432	468	504	540	576
保土ヶ谷区	家庭訪問	量の見込み	203	220	236	253	270
		確保方策	203	220	236	253	270
	ヘルパー	量の見込み	432	468	504	540	576
		確保方策	432	468	504	540	576
旭区	家庭訪問	量の見込み	230	249	268	287	306
		確保方策	230	249	268	287	306
	ヘルパー	量の見込み	486	526	567	607	648
		確保方策	486	526	567	607	648

年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
磯子区	家庭訪問	量の見込み	162	176	189	203	216
		確保方策	162	176	189	203	216
	ヘルパー	量の見込み	378	409	441	472	504
		確保方策	378	409	441	472	504
金沢区	家庭訪問	量の見込み	176	190	205	219	234
		確保方策	176	190	205	219	234
	ヘルパー	量の見込み	378	409	441	472	504
		確保方策	378	409	441	472	504
港北区	家庭訪問	量の見込み	378	410	441	473	504
		確保方策	378	410	441	473	504
	ヘルパー	量の見込み	809	877	945	1,012	1,080
		確保方策	809	877	945	1,012	1,080
緑区	家庭訪問	量の見込み	189	205	221	236	252
		確保方策	189	205	221	236	252
	ヘルパー	量の見込み	432	468	504	540	576
		確保方策	432	468	504	540	576
青葉区	家庭訪問	量の見込み	324	351	378	405	432
		確保方策	324	351	378	405	432
	ヘルパー	量の見込み	701	760	819	877	936
		確保方策	701	760	819	877	936
都筑区	家庭訪問	量の見込み	257	278	299	321	342
		確保方策	257	278	299	321	342
	ヘルパー	量の見込み	593	643	693	742	792
		確保方策	593	643	693	742	792
戸塚区	家庭訪問	量の見込み	297	322	347	371	396
		確保方策	297	322	347	371	396
	ヘルパー	量の見込み	647	702	756	810	864
		確保方策	647	702	756	810	864
栄区	家庭訪問	量の見込み	108	117	126	135	144
		確保方策	108	117	126	135	144
	ヘルパー	量の見込み	216	234	252	270	288
		確保方策	216	234	252	270	288
泉区	家庭訪問	量の見込み	149	161	173	186	198
		確保方策	149	161	173	186	198
	ヘルパー	量の見込み	324	351	378	405	432
		確保方策	324	351	378	405	432
瀬谷区	家庭訪問	量の見込み	122	132	142	152	162
		確保方策	122	132	142	152	162
	ヘルパー	量の見込み	270	292	315	337	360
		確保方策	270	292	315	337	360

本市事業		③要保護児童対策地域協議会 (児童虐待防止啓発地域連携事業の一部)				
対象年齢		0歳～17歳				
単位		要保護児童対策地域協議会における 個別ケース検討会議件数(件/年)				
年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	量の見込み	1,848	1,905	1,954	2,013	2,067
	確保方策	1,848	1,905	1,954	2,013	2,067
鶴見区	量の見込み	159	164	168	173	178
	確保方策	159	164	168	173	178
神奈川区	量の見込み	116	120	123	127	130
	確保方策	116	120	123	127	130
西区	量の見込み	49	51	52	54	55
	確保方策	49	51	52	54	55
中区	量の見込み	68	70	72	74	76
	確保方策	68	70	72	74	76
南区	量の見込み	83	86	88	91	93
	確保方策	83	86	88	91	93
港南区	量の見込み	93	96	98	101	104
	確保方策	93	96	98	101	104
保土ヶ谷区	量の見込み	97	100	103	106	109
	確保方策	97	100	103	106	109
旭区	量の見込み	112	115	118	122	125
	確保方策	112	115	118	122	125
磯子区	量の見込み	82	85	87	90	92
	確保方策	82	85	87	90	92
金沢区	量の見込み	86	88	91	93	96
	確保方策	86	88	91	93	96
港北区	量の見込み	186	191	197	202	208
	確保方策	186	191	197	202	208
緑区	量の見込み	96	99	101	104	107
	確保方策	96	99	101	104	107
青葉区	量の見込み	162	167	171	176	181
	確保方策	162	167	171	176	181
都筑区	量の見込み	129	133	136	140	144
	確保方策	129	133	136	140	144
戸塚区	量の見込み	148	153	157	162	166
	確保方策	148	153	157	162	166
栄区	量の見込み	52	53	55	57	58
	確保方策	52	53	55	57	58
泉区	量の見込み	71	73	75	77	79
	確保方策	71	73	75	77	79
瀬谷区	量の見込み	59	61	62	64	66
	確保方策	59	61	62	64	66



## (5) 病児保育事業

本市事業		病児保育事業				
対象年齢		0歳～11歳				
単位		実施箇所数(か所)				
年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	量の見込み	29	29	29	29	29
	確保方策	26	29	29	29	29
鶴見区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
神奈川区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
西区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
中区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
南区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
港南区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
保土ヶ谷区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
旭区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
磯子区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
金沢区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
港北区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	2	3	3	3	3
緑区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
青葉区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
都筑区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
戸塚区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	2	3	3	3	3
栄区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	0	1	1	1	1
泉区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
瀬谷区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

## (6) 利用者支援に関する事業

本市事業			利用者支援事業 (基本型:横浜子育てパートナー、 特定型:保育・教育コンシェルジュ、 母子保健型:母子保健コーディネーター)				
対象年齢			0歳～5歳				
単位			実施箇所数(か所)				
年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	横浜子育てパートナー	量の見込み	27	27	27	27	27
		確保方策	23	24	25	26	27
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	18	18	18	18	18
	母子保健コーディネーター	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	18	18	18	18	18
鶴見区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
神奈川区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
西区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
中区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
南区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
港南区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
保土ヶ谷区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	1	1	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
旭区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	1	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
磯子区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
金沢区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
港北区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
緑区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	1	1	1	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
青葉区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
都筑区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
戸塚区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
栄区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
泉区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
瀬谷区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

## (9) 地域子育て支援拠点事業

本市事業		(ア) 地域子育て支援拠点 (イ) 親と子のつどいの広場 (ウ) 認定こども園及び保育所子育てひろば、私立幼稚園等はまっ子広場 (エ) その他 (非常設の親子の居場所:子育て支援者、認定こども園及び保育所子育てひろば(非常設)、私立幼稚園等はまっ子広場(非常設)、子育てサロン)					
対象年齢		0歳～2歳					
単位		延べ利用者数(人/月)					
年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
全市	量の見込み	70,381	74,157	77,933	81,709	85,485	
	計	70,381	74,157	77,933	81,709	85,485	
	確保方策	ア	26,593	28,763	30,933	33,103	35,273
		イ	10,340	10,784	11,236	11,696	12,154
		ウ	10,060	10,656	11,257	11,868	12,536
		エ	23,388	23,954	24,507	25,042	25,522
鶴見区	量の見込み	5,363	5,395	5,427	5,459	5,492	
	計	5,363	5,395	5,427	5,459	5,492	
	確保方策	ア	1,601	1,661	1,721	1,781	1,841
		イ	528	536	544	552	560
		ウ	501	506	638	643	650
		エ	2,733	2,692	2,524	2,483	2,441
神奈川区	量の見込み	4,052	4,208	4,364	4,521	4,677	
	計	4,052	4,208	4,364	4,521	4,677	
	確保方策	ア	2,558	2,618	2,678	2,738	2,798
		イ	477	483	489	495	501
		ウ	269	273	277	281	287
		エ	748	834	920	1,007	1,091
西区	量の見込み	2,607	2,791	2,975	3,158	3,342	
	計	2,607	2,791	2,975	3,158	3,342	
	確保方策	ア	1,288	1,348	1,408	1,468	1,528
		イ	216	220	224	228	232
		ウ	458	461	464	467	471
		エ	645	762	879	995	1,111
中区	量の見込み	2,066	2,200	2,335	2,470	2,604	
	計	2,066	2,200	2,335	2,470	2,604	
	確保方策	ア	997	1,057	1,117	1,177	1,237
		イ	281	285	289	293	455
		ウ	293	424	557	561	567
		エ	495	434	372	439	345
南区	量の見込み	3,025	3,154	3,282	3,411	3,540	
	計	3,025	3,154	3,282	3,411	3,540	
	確保方策	ア	1,327	1,387	1,447	1,507	1,567
		イ	817	825	833	841	849
		ウ	61	191	193	326	331
		エ	820	751	809	737	793

年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
港南区	量の見込み	3,789	4,021	4,253	4,485	4,717	
	計	3,789	4,021	4,253	4,485	4,717	
	確保方策	ア	1,086	1,146	1,206	1,266	2,416
		イ	294	452	460	468	476
		ウ	975	984	993	1,002	1,016
		エ	1,434	1,439	1,594	1,749	809
保土ヶ谷区	量の見込み	3,893	4,152	4,412	4,671	4,930	
	計	3,893	4,152	4,412	4,671	4,930	
	確保方策	ア	1,321	1,381	2,531	2,591	2,651
		イ	662	674	686	854	868
		ウ	297	430	435	571	580
		エ	1,613	1,667	760	655	831
旭区	量の見込み	5,373	5,721	6,068	6,415	6,762	
	計	5,373	5,721	6,068	6,415	6,762	
	確保方策	ア	1,108	2,258	2,318	2,378	2,438
		イ	1,032	1,192	1,356	1,368	1,380
		ウ	1,804	1,810	1,816	1,822	1,832
		エ	1,429	461	578	847	1,112
磯子区	量の見込み	3,371	3,561	3,751	3,941	4,131	
	計	3,371	3,561	3,751	3,941	4,131	
	確保方策	ア	1,067	1,127	1,187	1,247	1,307
		イ	808	820	832	844	856
		ウ	546	549	684	688	694
		エ	950	1,065	1,048	1,162	1,274
金沢区	量の見込み	3,820	3,790	3,760	3,730	3,700	
	計	3,820	3,790	3,760	3,730	3,700	
	確保方策	ア	1,141	1,201	1,261	1,321	1,381
		イ	505	513	521	529	537
		ウ	743	748	753	889	898
		エ	1,431	1,328	1,225	991	884
港北区	量の見込み	7,751	8,335	8,920	9,505	10,090	
	計	7,751	8,335	8,920	9,505	10,090	
	確保方策	ア	2,835	2,895	2,955	3,015	3,075
		イ	1,136	1,148	1,160	1,328	1,342
		ウ	586	589	592	728	867
		エ	3,194	3,703	4,213	4,434	4,806
緑区	量の見込み	3,640	3,783	3,925	4,067	4,209	
	計	3,640	3,783	3,925	4,067	4,209	
	確保方策	ア	1,117	1,177	1,237	2,387	2,447
		イ	441	447	459	467	623
		ウ	583	586	719	723	861
		エ	1,499	1,573	1,510	490	278

年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
青葉区	量の見込み	5,026	5,271	5,516	5,761	6,007	
	計	5,026	5,271	5,516	5,761	6,007	
	確保方策	ア	2,161	2,221	2,281	2,341	2,401
		イ	687	697	707	717	727
		ウ	905	1,042	1,049	1,056	1,067
		エ	1,273	1,311	1,479	1,647	1,812
都筑区	量の見込み	3,485	3,706	3,926	4,146	4,366	
	計	3,485	3,706	3,926	4,146	4,366	
	確保方策	ア	2,259	2,319	2,379	2,439	2,499
		イ	483	491	499	507	515
		ウ	641	646	651	656	796
		エ	102	250	397	544	556
戸塚区	量の見込み	5,862	6,508	7,154	7,800	8,445	
	計	5,862	6,508	7,154	7,800	8,445	
	確保方策	ア	2,228	2,288	2,348	2,408	2,468
		イ	646	656	814	824	834
		ウ	549	554	559	564	572
		エ	2,439	3,010	3,433	4,004	4,571
栄区	量の見込み	2,256	2,305	2,355	2,405	2,455	
	計	2,256	2,305	2,355	2,405	2,455	
	確保方策	ア	928	988	1,048	1,108	1,168
		イ	283	287	291	295	299
		ウ	175	180	185	190	197
		エ	870	850	831	812	791
泉区	量の見込み	2,565	2,683	2,801	2,919	3,036	
	計	2,565	2,683	2,801	2,919	3,036	
	確保方策	ア	863	923	983	1,043	1,103
		イ	559	565	571	577	583
		ウ	365	371	377	383	393
		エ	778	824	870	916	957
瀬谷区	量の見込み	2,437	2,573	2,709	2,845	2,982	
	計	2,437	2,573	2,709	2,845	2,982	
	確保方策	ア	708	768	828	888	948
		イ	485	493	501	509	517
		ウ	309	312	315	318	457
		エ	935	1,000	1,065	1,130	1,060

## (10) 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業

本市事業				(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定) (ウ) 保育所(一時保育) (エ) 横浜保育室(一時保育) (オ) 乳幼児一時預かり事業 (カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり (キ) 横浜子育てサポートシステム (ク) 24時間型緊急一時預かり (ケ) 休日一時保育					
対象年齢				(ア)・(イ): 3~5歳 (ウ)~(カ)・(ク)・(ケ): 0~5歳 (キ): 0~11歳					
単位				延べ利用者数(人/年)					
年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
全市	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	287,548	287,717	287,887	288,057	288,227	
		確保方策		287,548	287,717	287,887	288,057	288,227	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	
		確保方策		1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	
	その他	量の見込み			331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
		計			331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
		ウ			145,936	151,406	152,216	157,096	158,680
		エ			2,970	1,942	1,916	526	526
		オ			106,335	115,851	129,029	139,445	151,721
		カ			7,688	7,916	8,144	8,372	8,600
		キ			64,566	67,149	69,732	72,315	74,898
ク			1,305	1,331	1,356	1,433	1,558		
ケ			2,369	2,411	2,450	2,493	2,534		
鶴見区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	15,848	13,946	12,044	10,141	8,238	
		確保方策		15,848	13,946	12,044	10,141	8,238	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	41,668	48,882	56,096	63,310	70,524	
		確保方策		41,668	48,882	56,096	63,310	70,524	
	その他	量の見込み			32,042	34,148	36,254	38,360	40,467
		計			32,042	34,148	36,254	38,360	40,467
		ウ			12,246	15,067	16,934	18,583	18,988
		エ			963	9	9	1	1
		オ			14,568	14,568	14,568	14,568	16,032
		カ			170	170	170	398	398
		キ			4,000	4,237	4,474	4,710	4,946
ク			0	0	0	0	0		
ケ			95	97	99	100	102		
神奈川区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	15,652	16,864	18,076	19,288	20,500	
		確保方策		15,652	16,864	18,076	19,288	20,500	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	71,034	77,625	84,217	90,809	97,400	
		確保方策		71,034	77,625	84,217	90,809	97,400	
	その他	量の見込み			20,102	23,559	27,016	30,472	33,928
		計			20,102	23,559	27,016	30,472	33,928
		ウ			9,667	12,674	12,755	12,852	15,860
		エ			18	18	18	0	0
		オ			3,660	3,660	6,588	9,516	9,516
		カ			170	170	170	170	170
		キ			5,849	6,284	6,718	7,152	7,586
ク			685	699	712	726	739		
ケ			53	54	55	56	57		



年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
西区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	8,659	9,013	9,367	9,721	10,075	
		確保方策		8,659	9,013	9,367	9,721	10,075	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	38,576	41,436	44,295	47,154	50,014	
		確保方策		38,576	41,436	44,295	47,154	50,014	
	その他	量の見込み			11,647	13,022	14,397	15,772	17,146
		計			11,647	13,022	14,397	15,772	17,146
		ウ			5,182	6,523	7,864	8,474	9,083
		エ			0	0	0	0	0
		オ			4,645	4,645	4,645	5,377	6,109
		カ			103	103	103	103	103
		キ			1,687	1,721	1,755	1,788	1,821
ク			0	0	0	0	0		
ケ			30	30	30	30	30		
中区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	8,851	10,176	11,501	12,827	14,153	
		確保方策		8,851	10,176	11,501	12,827	14,153	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	52,650	57,159	61,668	66,177	70,685	
		確保方策		52,650	57,159	61,668	66,177	70,685	
	その他	量の見込み			13,886	16,460	19,034	21,608	24,182
		計			13,886	16,460	19,034	21,608	24,182
		ウ			4,141	4,359	6,773	9,187	9,405
		エ			2	2	2	2	2
		オ			6,841	9,037	9,037	9,037	11,233
		カ			297	297	297	297	297
		キ			2,575	2,735	2,895	3,055	3,215
ク			0	0	0	0	0		
ケ			30	30	30	30	30		
南区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	12,931	13,237	13,543	13,848	14,153	
		確保方策		12,931	13,237	13,543	13,848	14,153	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	48,283	54,940	61,597	68,255	74,913	
		確保方策		48,283	54,940	61,597	68,255	74,913	
	その他	量の見込み			16,536	18,195	19,854	21,513	23,173
		計			16,536	18,195	19,854	21,513	23,173
		ウ			9,457	10,987	11,054	12,583	14,115
		エ			0	0	0	0	0
		オ			4,385	4,385	5,849	5,849	5,849
		カ			620	620	620	620	620
		キ			1,998	2,125	2,252	2,380	2,507
ク			0	0	0	0	0		
ケ			76	78	79	81	82		
港南区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	17,215	16,627	16,038	15,450	14,862	
		確保方策		17,215	16,627	16,038	15,450	14,862	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	75,404	73,746	72,087	70,428	68,770	
		確保方策		75,404	73,746	72,087	70,428	68,770	
	その他	量の見込み			12,891	12,891	12,891	12,892	12,892
		計			12,891	12,891	12,891	12,892	12,892
		ウ			9,132	7,691	6,982	6,308	4,638
		エ			36	36	36	0	0
		オ			732	2,196	2,928	3,660	5,124
		カ			95	95	95	95	323
		キ			2,246	2,210	2,175	2,140	2,105
ク			620	632	644	657	669		
ケ			30	31	31	32	33		

年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
保土ヶ谷区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	19,722	18,248	16,775	15,302	13,829	
		確保方策		19,722	18,248	16,775	15,302	13,829	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	63,394	66,700	70,006	73,312	76,618	
		確保方策		63,394	66,700	70,006	73,312	76,618	
	その他	量の見込み		計	13,940	16,569	19,199	21,829	24,459
		確保方策		ウ	11,405	11,687	12,702	13,717	14,732
				エ	0	0	0	0	0
				オ	0	2,196	3,660	5,124	6,588
				カ	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
				キ	1,198	1,349	1,500	1,651	1,802
				ク	0	0	0	0	0
		ケ	30	30	30	30	30		
旭区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	18,010	16,199	14,388	12,577	10,766	
		確保方策		18,010	16,199	14,388	12,577	10,766	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	111,800	107,989	104,178	100,367	96,555	
		確保方策		111,800	107,989	104,178	100,367	96,555	
	その他	量の見込み		計	9,695	10,158	10,621	11,083	11,546
		確保方策		ウ	4,642	4,959	5,276	5,683	6,001
				エ	90	90	90	0	0
				オ	2,196	2,196	2,196	2,196	2,196
				カ	643	643	643	643	643
				キ	2,094	2,240	2,386	2,531	2,676
				ク	0	0	0	0	0
		ケ	30	30	30	30	30		
磯子区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	9,677	12,043	14,408	16,773	19,138	
		確保方策		9,677	12,043	14,408	16,773	19,138	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	46,292	45,185	44,079	42,973	41,867	
		確保方策		46,292	45,185	44,079	42,973	41,867	
	その他	量の見込み		計	12,164	14,285	16,406	18,528	20,650
		確保方策		ウ	8,146	9,938	10,495	12,516	14,537
				エ	0	0	0	0	0
				オ	1,464	1,464	2,928	2,928	2,928
				カ	276	504	504	504	504
				キ	2,248	2,349	2,449	2,550	2,651
				ク	0	0	0	0	0
		ケ	30	30	30	30	30		
金沢区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	15,709	15,067	14,426	13,785	13,144	
		確保方策		15,709	15,067	14,426	13,785	13,144	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	73,274	74,235	75,196	76,157	77,118	
		確保方策		73,274	74,235	75,196	76,157	77,118	
	その他	量の見込み		計	18,169	17,760	17,350	16,940	16,530
		確保方策		ウ	9,727	9,278	6,631	6,180	2,801
				エ	0	0	0	0	0
				オ	4,175	4,175	6,371	6,371	9,299
				カ	432	432	432	432	432
				キ	3,805	3,845	3,886	3,927	3,968
				ク	0	0	0	0	0
		ケ	30	30	30	30	30		

年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
港北区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	21,705	24,564	27,423	30,282	33,140	
		確保方策		21,705	24,564	27,423	30,282	33,140	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	62,567	67,901	73,235	78,568	83,902	
		確保方策		62,567	67,901	73,235	78,568	83,902	
	その他	量の見込み		計	43,419	47,197	50,975	54,753	58,530
		確保方策		ウ	12,875	13,671	15,126	15,198	17,152
				エ	177	103	103	103	103
				オ	15,309	17,505	18,969	21,765	22,629
				カ	668	668	668	668	668
				キ	13,606	14,450	15,294	16,138	16,982
				ク	0	0	0	50	150
				ケ	784	800	815	831	846
緑区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	11,012	12,115	13,218	14,321	15,425	
		確保方策		11,012	12,115	13,218	14,321	15,425	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	86,834	84,586	82,337	80,088	77,839	
		確保方策		86,834	84,586	82,337	80,088	77,839	
	その他	量の見込み		計	13,389	12,978	12,567	12,156	11,745
		確保方策		ウ	2,749	2,211	1,674	1,136	598
				エ	10	10	10	10	10
				オ	4,253	4,253	4,253	4,253	4,253
				カ	480	480	480	480	480
				キ	5,396	5,513	5,630	5,747	5,864
				ク	0	0	0	0	0
				ケ	501	511	520	530	540
青葉区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	37,029	34,447	31,865	29,283	26,701	
		確保方策		37,029	34,447	31,865	29,283	26,701	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	155,124	165,966	176,808	187,650	198,492	
		確保方策		155,124	165,966	176,808	187,650	198,492	
	その他	量の見込み		計	33,460	33,315	33,170	33,025	32,881
		確保方策		ウ	10,685	10,730	10,772	10,815	10,859
				エ	0	0	0	0	0
				オ	13,597	13,547	13,499	13,449	13,399
				カ	595	595	595	595	595
				キ	8,188	8,041	7,894	7,748	7,602
				ク	0	0	0	0	0
				ケ	395	402	410	418	426
都筑区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	25,991	25,972	25,953	25,934	25,916	
		確保方策		25,991	25,972	25,953	25,934	25,916	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	97,932	92,687	87,442	82,197	76,952	
		確保方策		97,932	92,687	87,442	82,197	76,952	
	その他	量の見込み		計	26,682	24,674	22,666	20,658	18,650
		確保方策		ウ	9,409	7,268	5,154	3,815	1,673
				エ	828	828	802	0	0
				オ	12,274	12,324	12,374	12,424	12,474
				カ	601	601	601	601	601
				キ	3,540	3,622	3,704	3,786	3,869
				ク	0	0	0	0	0
				ケ	30	31	31	32	33

年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
戸塚区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	18,551	19,943	21,335	22,727	24,119	
		確保方策		18,551	19,943	21,335	22,727	24,119	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	111,192	111,563	111,935	112,307	112,679	
		確保方策		111,192	111,563	111,935	112,307	112,679	
	その他	量の見込み			20,413	20,755	21,097	21,438	21,779
		計			20,413	20,755	21,097	21,438	21,779
		ウ			11,095	9,715	8,106	6,424	5,343
		エ			410	410	410	410	410
		オ			5,349	6,813	8,277	10,041	11,205
		カ			167	167	395	395	395
		キ			3,257	3,513	3,769	4,025	4,281
ク			0	0	0	0	0		
ケ			135	137	140	143	145		
栄区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	5,542	5,947	6,352	6,757	7,161	
		確保方策		5,542	5,947	6,352	6,757	7,161	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	46,000	44,641	43,282	41,923	40,564	
		確保方策		46,000	44,641	43,282	41,923	40,564	
	その他	量の見込み			9,479	8,351	7,223	6,095	4,967
		計			9,479	8,351	7,223	6,095	4,967
		ウ			4,546	3,473	2,399	1,325	251
		エ			0	0	0	0	0
		オ			3,684	3,684	3,684	3,684	3,684
		カ			136	136	136	136	136
		キ			1,083	1,028	974	920	866
ク			0	0	0	0	0		
ケ			30	30	30	30	30		
泉区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	7,229	6,579	5,929	5,279	4,630	
		確保方策		7,229	6,579	5,929	5,279	4,630	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	52,783	50,128	47,473	44,818	42,163	
		確保方策		52,783	50,128	47,473	44,818	42,163	
	その他	量の見込み			13,870	15,070	16,270	17,470	18,669
		計			13,870	15,070	16,270	17,470	18,669
		ウ			7,746	8,854	9,962	11,070	12,178
		エ			0	0	0	0	0
		オ			3,987	3,987	3,987	3,987	3,987
		カ			634	634	634	634	634
		キ			1,473	1,565	1,657	1,749	1,840
ク			0	0	0	0	0		
ケ			30	30	30	30	30		
瀬谷区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	18,215	16,730	15,246	13,762	12,277	
		確保方策		18,215	16,730	15,246	13,762	12,277	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	71,565	68,305	65,045	61,785	58,525	
		確保方策		71,565	68,305	65,045	61,785	58,525	
	その他	量の見込み			9,385	8,619	7,853	7,088	6,323
		計			9,385	8,619	7,853	7,088	6,323
		ウ			3,086	2,321	1,557	1,230	466
		エ			436	436	436	0	0
		オ			5,216	5,216	5,216	5,216	5,216
		カ			294	294	294	294	294
		キ			323	322	320	318	317
ク			0	0	0	0	0		
ケ			30	30	30	30	30		

## 第6章 計画の推進体制等について

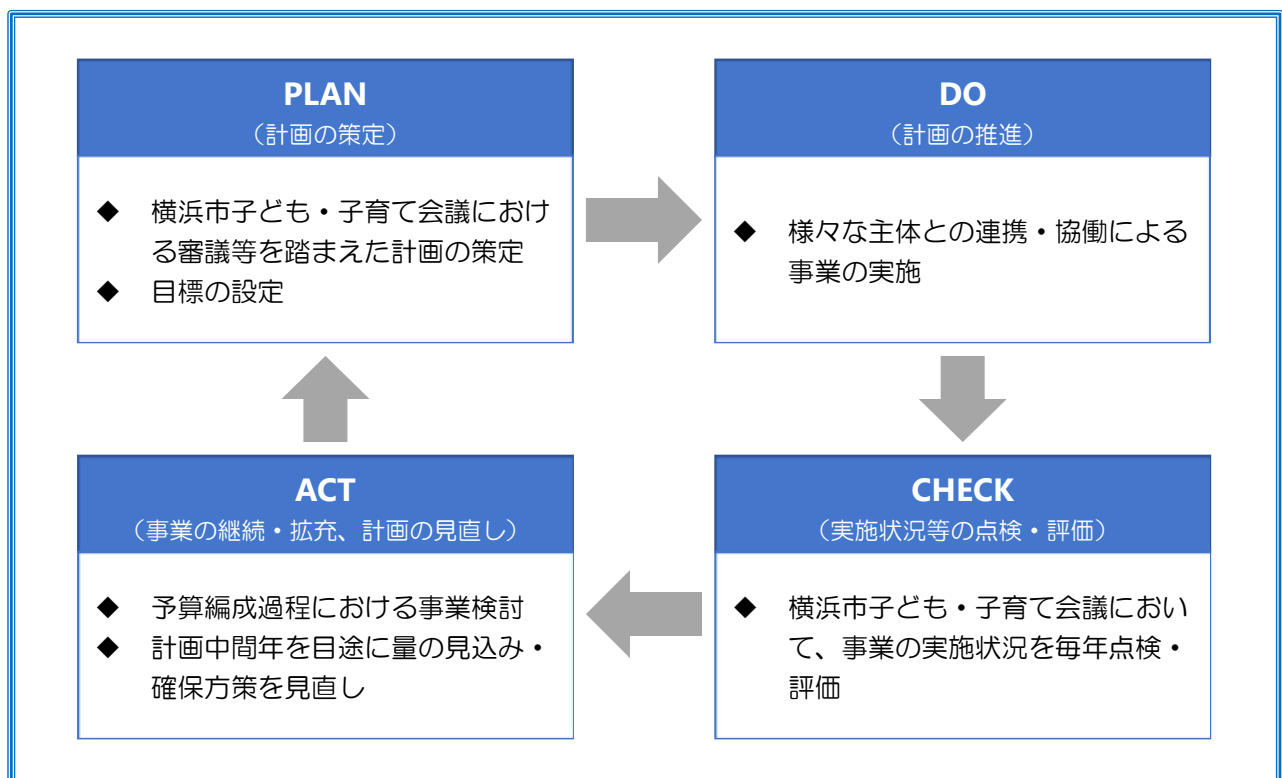
### 1 計画の点検・評価

本市では、条例で定める附属機関として学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「横浜市子ども・子育て会議」を設置し、計画の策定について議論を行ってきました。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。そのため、これまで計画の実施状況について毎年度点検・評価を行うとともに、計画中間年を目途に、量の見込みや確保方策をはじめとする事業の見直しの審議を行うなど、計画のPDCAサイクルの確保に努めてきました。

第2期計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き、子ども・子育て会議で、毎年度計画の実施状況について点検・評価を行っていきます。

なお、実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議の審議を経た後、ホームページ等で公表します。



## 2 様々な主体による計画の推進

- 本市における子ども・子育て支援や青少年育成は、様々な担い手によって支えられています。自治会町内会、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年指導員などの地域を基盤として活動する団体や組織、社会福祉法人、学校法人等の公益法人、市民団体、NPO、ボランティア、民間企業等により様々な地域で展開され、行政との協働も積極的に推進されてきました。
- 本計画は素案の作成段階から、こうした様々な主体を代表する方々で構成される子ども・子育て会議で議論を重ねるとともに、子育て世帯を対象とした大規模なアンケート調査の実施や子育て中の方によるグループトークを市内全区で開催するなど、幅広くご意見をいただきました。
- 「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、あらゆる担い手に、子ども・子育て支援や青少年育成が社会全体の課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と幅広く連携しながら計画を推進していきます。

## 3 子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- 子ども・子育て支援の分野は保健・福祉・教育・医療など多岐にわたっており、保育士や幼稚園教諭、児童福祉士、保健師、助産師など、様々な専門職により支援が行われています。
- 子ども・子育て支援の更なる充実が求められる中で、多種多様な施策を推進するにあたっては、専門職の確保が課題として指摘されています。また、子ども・子育て支援に関する制度や施設・事業の量的・質的拡充が図られる中で、複雑・多様化する課題を抱える子ども・青少年や保護者に対し、的確な支援につなげていくためには、職員の資質や専門性の向上も必要です。
- さらに、本市の多様な子ども・子育て支援は、このような専門職だけではなく、子育て経験者やボランティア、地縁組織など地域で活動する様々な担い手により支えられています。
- 人口減少や少子高齢化、共働き世帯の増加という社会状況にあって、地域の担い手不足の課題も指摘される中、子ども・青少年が地域で健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めていくためには、地域における担い手の育成・確保も重要な視点です。
- 計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも併せて取り組み、更なる支援の充実を進めていきます。

## 4 子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進

- 本市では計画に基づき、様々な支援や制度の充実に取り組んできました。新たな課題やニーズに合わせ、支援やサービスも多様化する中で必要な情報や支援を提供するため、利用者支援事業として保育・教育コンシェルジュや横浜子育てパートナーの配置や、分野別の相談機関の設置など、情報の提供・支援相談体制の強化も進めてきました。また、パンフレットやリーフレットなどの広報物やホームページなどの活用により、各制度の案内など、幅広く周知に取り組んできました。
- 一方で、「制度や支援があることを知らなかった」、「制度が分かりづらい、利用しづらい」という声や、「支援が必要な人に必要な情報や支援が届いていない」という指摘もあります。また、障害児・者への情報提供をはじめ、外国人人口が増える中では多言語化も含めた対応も課題となっています。

- 近年、民間との協働によるオープンデータを活用した保育情報の提供の取組や、スマートフォン向けのアプリによる子育て情報の発信、SNSを活用した相談体制の仕組みなど、先端技術を活用した新たな情報発信・提供の取組も行われています。また、AIを活用した業務の効率化や業務支援、マイナポータルによる行政手続きのオンライン化など、市民サービスの向上につながる情報技術の活用が進んでいます。
- 今後計画を推進し、各事業を展開していくにあたっては、子ども・子育て支援の充実に加え、必要な情報や支援を届けるために、情報発信・提供の観点も踏まえながら検討を進めていきます。

## 第7章 参考資料

### 1 利用ニーズ把握のための調査

#### (1) 調査の目的

第2期計画を策定するにあたり、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

#### (2) 調査の種類

- ア 未就学児童の保育等に関する現状及び保護者の利用ニーズ把握のための調査
- イ 小学生の放課後等に関する現状及び保護者の利用ニーズ把握のための調査

#### (3) 抽出方法・抽出（発送）数

住民基本台帳から無作為抽出（世帯重複がないよう抽出）

ア 未就学児調査	62,677 人
イ 小学生調査	66,358 人
合計	129,035 人

#### (4) 調査期間

平成30（2018）年6月14日～7月10日

#### (5) 調査票の回収状況

ア 未就学児調査	回収数 28,721（回収率 45.8%）
イ 小学生調査	回収数 30,738（回収率 46.3%）
合計	回収数 59,459（回収率 46.1%）

#### (6) 主な調査項目

- 家族の状況
- 保護者の就労状況
- 放課後の過ごし方
- 子育ての悩み事・相談先
- 教育・保育事業、地域子育て支援事業の利用状況や利用意向 等



## 2 子育て中の方によるグループトーク

### (1) 目的

第2期計画を策定するにあたり、子育て中の方々から生の声をお聞きするとともに、参加者同士が語りあうことを通して「共感」や「気付き」につなげていただく機会とするため、市内全区で「グループトーク」を開催しました。

### (2) 名称

グループトーク「みんなで話そう！横浜での子育て」

### (3) 実施時期

平成30（2018）年10月から平成31（2019）年1月

### (4) 参加者数

合計201人（18区合計）

### (5) 主な内容

横浜での子育てについて、以下3つのテーマごとに、個人ワークとグループワークを行い、話し合いました。

テーマ①「子育てで悩んでいること、困っていること、課題に感じていること。」

テーマ②「こうなったらいいな、こんな支援があったらいいな。」

テーマ③「私の一歩（自分にできること）」

※ニーズ調査結果報告書及びグループトーク開催報告はこども青少年局ホームページに掲載しています。

子ども・子育て会議子育て部会（7月4日開催）の会議資料の訂正について

前回の会議資料について、地域子育て支援拠点事業部分の量の見込み及び確保方策の案に一部誤り（別紙 太字、下線部分）がありました。訂正するとともにお詫びいたします。

1 区毎の量の見込みについて、鶴見区・神奈川区を除く16区の数値に、計算表上の誤りがありました。

（あわせて、「エ その他（非常設の親子の居場所）」の確保方策についても数値を修正）

2 「ア 地域子育て支援拠点」の確保方策について、令和元年度に設置予定の都筑区の地域子育て支援拠点サテライトの確保量の計上が漏れていました。

なお、量の見込み及び確保方策の考え方についてご説明させていただいた内容の変更はなく、考え方に基づく計算表上の誤り等となります。

# 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出及び確保方策(案)の考え方

		次期計画(R2～R6年度)	現行計画(H27～R元年度)
地域子ども・子育て支援事業		「地域子育て支援拠点事業」	
本市事業		<p>(ア) 地域子育て支援拠点                      (イ) 親と子のつどいの広場                      (ウ) 認定こども園及び保育所子育てひろば、私立幼稚園等はまっ子広場                      (エ) その他(非常設の親子の居場所:子育て支援者、認定こども園及び保育所子育てひろば(非常設)、私立幼稚園等はまっ子広場(非常設)、子育てサロン)</p>	
事業内容		<p>○地域子育て支援拠点事業:                      「市民が安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与すること」を目的に、各区の子育ての総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる常設の居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の収集・提供、子育て支援にかかわる方の人材育成・ネットワークの構築、地域の中での子どもの預かりあいの促進等を行います。</p> <p>○親と子のつどいの広場事業:                      主にNPO法人などが、マンションや商店街の空き店舗等の一室を活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供や、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。</p> <p>○保育所子育てひろば:                      子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育園の資源を活用して、地域子育て支援の場を提供します。地域の親子を対象とした施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供などを行っています。</p> <p>○幼稚園はまっ子広場:                      子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、幼稚園の資源を活用して、地域子育て支援の場を提供します。地域の親子を対象とした施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供などを行っています。</p>	
対象家庭類型		国「手引き」で対象とする潜在家庭類型 ( ■A ■B ■C ■C' ■D ■E ■E' ■F )	
対象年齢		0歳～2歳	
量の見込み(案)算出の考え方	方法	国「手引き」を一部アレンジ	
	算出根拠	<p>■国「手引き」によるR6年度の量の見込み                      量の見込み(人日又は人回)＝家庭類型別児童数(人)×利用意向                      ※利用意向＝利用意向率×利用意向日数</p> <p>■「手引き」アレンジの内容                      ・計画最終年度(R6年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。                      ⇒国「手引き」によりR6年度の量の見込みを算出して、H30年度実績から平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。                      ・集計したニーズ量が利用実績に対して著しく高い数値となっており、調査結果における現在の利用状況と、直近の利用実績の乖離状況を元に補正を行った。</p>	<p>■国「手引き」による31年度の量の見込み                      「量の見込み(人/月)」＝「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(回/月)」                      ・「潜在家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」                      ・「利用意向(回/月)」＝ニーズ調査により把握した拠点等の平均利用回数(月間)</p> <p>■「手引き」アレンジの内容                      ・計画最終年度(31年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。                      ・国「手引き」により31年度の量の見込みを算出して、25年度実績から平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。                      ・集計したニーズ量が25年度実績に対して著しく高い数値となっており、調査結果における現在の利用状況と、実際の利用実績(25年度)の乖離状況を元に補正を行った。</p>
	指標(単位)	延べ利用者数(人/月)	
	現行計画からの変更等の考え方	変更なし	
	確保方策(案)の考え方	<p>・地域子育て支援拠点サテライトは、乳幼児人口の多い区への整備を継続する。                      ・常設の親子の居場所について、子どもを連れて歩いて行ける距離(おおむね徒歩15～20分圏内)を目安として整備をする。また、幼稚園、保育所等の既存園の活用については、この考え方に留まらず、実施施設を拡充する。                      ・地域子育て支援拠点による支援のアウトリーチなど、様々な手法を用いた事業展開を図る。                      ・多様なニーズに対応するため、研修の体系化を図り、質の維持向上に取り組む。                      ・増加する利用者への対応、及び支援の担い手同士の連携による支援の充実のための体制強化を図る。</p>	<p>・利用者支援の実施を想定している地域子育て支援拠点について、乳幼児人口(0～2歳)が18区平均を大きく上回る5区について、拠点サテライトを設置する。                      ・いつでも行ける常設の親子の居場所について、子連れで歩いて行ける距離(おおむね徒歩15～20分圏域程度)を目安として1か所となるよう確保する。                      ・拡充にあたっては、幼稚園・保育所等の既存施設の活用を推進しつつ、市民活動主体による事業とのバランスも図る。                      ・常設の親子の居場所では確保量が十分ではないため、常設ではない親子の居場所も含めて、確保する。                      ※地域子育て支援拠点サテライト・・・既存の拠点の利用圏とは異なる地域に設置する補助的な拠点</p>
現行計画からの変更等の考え方	<p>・全ての妊婦、子育て家庭への支援の充実、及び支援の質の維持向上を図る。                      ・親子の居場所を、利用していない妊婦、親子が利用する取組の推進を図る。</p>		

次期計画		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
量の見込み(案)		70,381	74,157	77,933	81,709	85,485	
確保方策(案)	全市	計	70,381	74,157	77,933	81,709	85,485
		ア	26,593	28,763	30,933	33,103	35,273
		イ	10,340	10,784	11,236	11,696	12,154
		ウ	10,060	10,656	11,257	11,868	12,536
		エ	23,388	23,954	24,507	25,042	25,522
現行計画		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
量の見込み	計画値	57,045	60,488	63,918	71,504	77,695	
	実績	60,150	62,614	62,535	62,829		
確保方策	計	計画値	52,498	56,028	60,536	69,187	77,695
		実績	60,150	62,614	62,535	62,829	
	ア	計画値	22,210	23,160	24,360	26,889	29,803
		実績	21,520	21,824	23,005	23,333	
	イ	計画値	9,366	9,956	11,446	14,005	15,703
		実績	9,168	9,422	9,085	9,312	
	ウ	計画値	8,336	10,246	11,666	14,079	16,238
		実績	8,624	8,816	8,835	8,706	
	エ	計画値	12,586	12,666	13,064	14,214	15,951
		実績	20,838	22,552	21,610	21,478	

- (ア) 地域子育て支援拠点  
(イ) 親と子のつどいの広場  
(ウ) 認定こども園及び保育所子育てひろば、私立幼稚園等はまっ子広場  
(エ) その他(非常設の親子の居場所:子育て支援者、認定こども園及び保育所子育てひろば(非常設)、私立幼稚園等はまっ子広場(非常設)、子育てサロン)

地域子ども・子育て支援事業			地域子育て支援拠点事業					
本市事業			(ア) 地域子育て支援拠点 (イ) 親と子のつどいの広場 (ウ) 認定こども園及び保育所子育てひろば、私立幼稚園等はまっ子広場 (エ) その他 (非常設の親子の居場所:子育て支援者、認定こども園及び保育所子育てひろば(非常設)、私立幼稚園等はまっ子広場(非常設)、子育てサロン)					
対象年齢			0歳～2歳					
指標(単位)			延べ利用者数(人/月)					
量の見込み(案)／確保方策(案)	年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
	全市	量の見込み		70,381	74,157	77,933	81,709	85,485
		確保方策	計	70,381	74,157	77,933	81,709	85,485
			ア	26,593	28,763	30,933	33,103	35,273
			イ	10,340	10,784	11,236	11,696	12,154
			ウ	10,060	10,656	11,257	11,868	12,536
	エ	23,388	23,954	24,507	25,042	25,522		
	鶴見区	量の見込み		5,363	5,395	5,427	5,459	5,492
		確保方策	計	5,363	5,395	5,427	5,459	5,492
			ア	1,601	1,661	1,721	1,781	1,841
イ			528	536	544	552	560	
ウ			501	506	638	643	650	
エ	2,733	2,692	2,524	2,483	2,441			
神奈川区	量の見込み		4,052	4,208	4,364	4,521	4,677	
	確保方策	計	4,052	4,208	4,364	4,521	4,677	
		ア	2,558	2,618	2,678	2,738	2,798	
		イ	477	483	489	495	501	
		ウ	269	273	277	281	287	
エ	748	834	920	1,007	1,091			
西区	量の見込み		2,607	2,791	2,975	3,158	3,342	
	確保方策	計	2,607	2,791	2,975	3,158	3,342	
		ア	1,288	1,348	1,408	1,468	1,528	
		イ	216	220	224	228	232	
		ウ	458	461	464	467	471	
エ	645	762	879	995	1,111			
中区	量の見込み		2,066	2,200	2,335	2,470	2,604	
	確保方策	計	2,066	2,200	2,335	2,470	2,604	
		ア	997	1,057	1,117	1,177	1,237	
		イ	281	285	289	293	455	
		ウ	293	424	557	561	567	
エ	495	434	372	439	345			

量の見込み（案）／確保方策（案）

南区	量の見込み		<u>3,025</u>	<u>3,154</u>	<u>3,282</u>	<u>3,411</u>	3,540
	計		<u>3,025</u>	<u>3,154</u>	<u>3,282</u>	<u>3,411</u>	3,540
	確保方策	ア	1,327	1,387	1,447	1,507	1,567
		イ	817	825	833	841	849
		ウ	61	191	193	326	331
エ		<u>820</u>	<u>751</u>	<u>809</u>	<u>737</u>	793	
港南区	量の見込み		<u>3,789</u>	<u>4,021</u>	<u>4,253</u>	<u>4,485</u>	4,717
	計		<u>3,789</u>	<u>4,021</u>	<u>4,253</u>	<u>4,485</u>	4,717
	確保方策	ア	1,086	1,146	1,206	1,266	2,416
		イ	294	452	460	468	476
		ウ	975	984	993	1,002	1,016
エ		<u>1,434</u>	<u>1,439</u>	<u>1,594</u>	<u>1,749</u>	809	
保土ヶ谷区	量の見込み		<u>3,893</u>	<u>4,152</u>	<u>4,412</u>	<u>4,671</u>	4,930
	計		<u>3,893</u>	<u>4,152</u>	<u>4,412</u>	<u>4,671</u>	4,930
	確保方策	ア	1,321	1,381	2,531	2,591	2,651
		イ	662	674	686	854	868
		ウ	297	430	435	571	580
エ		<u>1,613</u>	<u>1,667</u>	<u>760</u>	<u>655</u>	831	
旭区	量の見込み		<u>5,373</u>	<u>5,721</u>	<u>6,068</u>	<u>6,415</u>	6,762
	計		<u>5,373</u>	<u>5,721</u>	<u>6,068</u>	<u>6,415</u>	6,762
	確保方策	ア	1,108	2,258	2,318	2,378	2,438
		イ	1,032	1,192	1,356	1,368	1,380
		ウ	1,804	1,810	1,816	1,822	1,832
エ		<u>1,429</u>	<u>461</u>	<u>578</u>	<u>847</u>	1,112	
磯子区	量の見込み		<u>3,371</u>	<u>3,561</u>	<u>3,751</u>	<u>3,941</u>	4,131
	計		<u>3,371</u>	<u>3,561</u>	<u>3,751</u>	<u>3,941</u>	4,131
	確保方策	ア	1,067	1,127	1,187	1,247	1,307
		イ	808	820	832	844	856
		ウ	546	549	684	688	694
エ		<u>950</u>	<u>1,065</u>	<u>1,048</u>	<u>1,162</u>	1,274	
金沢区	量の見込み		<u>3,820</u>	<u>3,790</u>	<u>3,760</u>	<u>3,730</u>	3,700
	計		<u>3,820</u>	<u>3,790</u>	<u>3,760</u>	<u>3,730</u>	3,700
	確保方策	ア	1,141	1,201	1,261	1,321	1,381
		イ	505	513	521	529	537
		ウ	743	748	753	889	898
エ		<u>1,431</u>	<u>1,328</u>	<u>1,225</u>	<u>991</u>	884	
港北区	量の見込み		<u>7,751</u>	<u>8,335</u>	<u>8,920</u>	<u>9,505</u>	10,090
	計		<u>7,751</u>	<u>8,335</u>	<u>8,920</u>	<u>9,505</u>	10,090
	確保方策	ア	2,835	2,895	2,955	3,015	3,075
		イ	1,136	1,148	1,160	1,328	1,342
		ウ	586	589	592	728	867
エ		<u>3,194</u>	<u>3,703</u>	<u>4,213</u>	<u>4,434</u>	4,806	

量の見込み（案）／確保方策（案）

緑区	量の見込み		<u>3,640</u>	<u>3,783</u>	<u>3,925</u>	<u>4,067</u>	4,209	
	計		<u>3,640</u>	<u>3,783</u>	<u>3,925</u>	<u>4,067</u>	4,209	
	確保方策	ア	1,117	1,177	1,237	2,387	2,447	
		イ	441	447	459	467	623	
		ウ	583	586	719	723	861	
		エ	<u>1,499</u>	<u>1,573</u>	<u>1,510</u>	<u>490</u>	278	
	青葉区	量の見込み		<u>5,026</u>	<u>5,271</u>	<u>5,516</u>	<u>5,761</u>	6,007
		計		<u>5,026</u>	<u>5,271</u>	<u>5,516</u>	<u>5,761</u>	6,007
		確保方策	ア	2,161	2,221	2,281	2,341	2,401
			イ	687	697	707	717	727
			ウ	905	1,042	1,049	1,056	1,067
			エ	<u>1,273</u>	<u>1,311</u>	<u>1,479</u>	<u>1,647</u>	1,812
		都筑区	量の見込み		<u>3,485</u>	<u>3,706</u>	<u>3,926</u>	<u>4,146</u>
計			<u>3,485</u>	<u>3,706</u>	<u>3,926</u>	<u>4,146</u>	4,366	
確保方策			ア	<u>2,259</u>	<u>2,319</u>	<u>2,379</u>	<u>2,439</u>	<u>2,499</u>
			イ	483	491	499	507	515
			ウ	641	646	651	656	796
			エ	<u>102</u>	<u>250</u>	<u>397</u>	<u>544</u>	<u>556</u>
戸塚区			量の見込み		<u>5,862</u>	<u>6,508</u>	<u>7,154</u>	<u>7,800</u>
	計		<u>5,862</u>	<u>6,508</u>	<u>7,154</u>	<u>7,800</u>	8,445	
	確保方策		ア	2,228	2,288	2,348	2,408	2,468
			イ	646	656	814	824	834
			ウ	549	554	559	564	572
			エ	<u>2,439</u>	<u>3,010</u>	<u>3,433</u>	<u>4,004</u>	4,571
	栄区		量の見込み		<u>2,256</u>	<u>2,305</u>	<u>2,355</u>	<u>2,405</u>
		計		<u>2,256</u>	<u>2,305</u>	<u>2,355</u>	<u>2,405</u>	2,455
		確保方策	ア	928	988	1,048	1,108	1,168
			イ	283	287	291	295	299
			ウ	175	180	185	190	197
			エ	<u>870</u>	<u>850</u>	<u>831</u>	<u>812</u>	791
		泉区	量の見込み		<u>2,565</u>	<u>2,683</u>	<u>2,801</u>	<u>2,919</u>
計			<u>2,565</u>	<u>2,683</u>	<u>2,801</u>	<u>2,919</u>	3,036	
確保方策			ア	863	923	983	1,043	1,103
			イ	559	565	571	577	583
			ウ	365	371	377	383	393
			エ	<u>778</u>	<u>824</u>	<u>870</u>	<u>916</u>	957
瀬谷区			量の見込み		<u>2,437</u>	<u>2,573</u>	<u>2,709</u>	<u>2,845</u>
	計		<u>2,437</u>	<u>2,573</u>	<u>2,709</u>	<u>2,845</u>	2,982	
	確保方策		ア	708	768	828	888	948
			イ	485	493	501	509	517
			ウ	309	312	315	318	457
			エ	<u>935</u>	<u>1,000</u>	<u>1,065</u>	<u>1,130</u>	1,060